

丹南の健康福祉

平成20年10月

福井県丹南健康福祉センター

目 次

I	丹南健康福祉センターの概要	
1	管内の状況	
	(1) 管内の概況	1
	(2) 管内の位置	2
2	沿革	3
3	組織機構	
	(1) 組織	5
	(2) 事務分掌	6
	(3) 職員配置表(課別職種別)	7
4	健康・福祉相談日程	7
II	衛生統計	8
III	生きがいと活力に満ちた福祉社会の実現	
1	子どもが健やかに生まれ育つことができる社会づくり	
	(1) 児童福祉	11
	(2) 母子・父子・寡婦福祉	16
	(3) 女性福祉	17
2	自立と社会参加の促進	
	(1) 生活保護	20
	(2) 福祉のまちづくり	22
	(3) 障害者福祉	23
	(4) 介護保険	29

IV 生涯を通じた健康づくり

1 栄養・健康づくり

- (1) 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (2) 栄養改善の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (3) 栄養改善事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (4) 健康増進指導事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (5) メタボリック対策推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (6) 食生活改善推進員の地区活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

2 多様な保健サービスの提供

- (1) 母子保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (2) 歯科保健対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (3) 感染症（結核）予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- (4) 感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- (5) 難病対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (6) 精神障害者保健福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (7) アスベスト対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- (8) 食品衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- (9) 生活衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

3 質の高い医療提供体制の確立

- (1) 医務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- (2) 薬務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

V 環境と調和した社会づくり

1 大気、水環境等保全対策の推進

- (1) 環境保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
- (2) 環境異常時対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- (3) 苦情処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

2	廃棄物対策の推進	
	(1) 一般廃棄物	83
	(2) 産業廃棄物	83
	(3) その他の廃棄物対策業務	84
3	快適な生活環境の実現	
	(1) 動物管理行政	85

VI 地域活動の支援

1	地域支援業務	
	(1) 地域保健福祉環境衛生関係職員等研修事業	87
	(2) 医師臨床研修・学生指導	89
	(3) 児童生徒の喫煙防止対策推進事業	90
	(4) 介護保険施設等実地指導	93

*丹南の健康福祉における表の数値の表示について

平成18年度の市町村合併により、旧越廼村・旧清水町が福井健康福祉センターの所管となりましたので、表について平成17年度以前の管内の合計数には、旧越廼村・旧清水町を含んでいます。

I 丹南健康福祉センターの概要

1 管内の状況

平成 12 年 4 月 1 日から保健・医療と福祉サービスを一体的に提供する地域の総合的専門的機関として一層の機能強化を図るとともに、保健・福祉分野の主たる実施主体である市町村に対し総合的支援機能を充実・強化するため、南越・丹生両福祉事務所と丹南保健所を組織統合し丹南健康福祉センターとして発足しました。

平成 17 年 1 月に南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足し、同年 2 月に朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足しました。さらに、同年 10 月に武生市と今立町が合併し、越前市が発足し、平成 18 年 2 月に越廼村、清水町が福井市に吸収合併されたため、越廼村および清水町については福井健康福祉センターに移管されました。

(1)管内の概況

- ア 所管市町 2 市（鯖江市・越前市）、3 町（池田町・南越前町・越前町）を所管しています。
- イ 面積・人口 管内人口は 193,200 人で福井県全体の 816,198 人に対して約 23.7%を占めています。管内人口の約 80%が鯖江・越前の両市に集中し、池田町、越前町などの山間、海岸部では人口が著しく減少しています。
管内面積は、1,007km²で県全体の 4,189.28 km²に対して約 24%を占めています。
- ウ 自然・交通 中央南北に日野川が流れ、その流域の平野部と東西の山間部からなっています。池田町、南越前町などの山間部は県内有数の豪雪地帯であり、また、中央南北に北陸本線、北陸自動車道が走り、福井・関西へのアクセスは良好です。
- エ 産 業 鯖江市・越前市では電気、機械、眼鏡、繊維などの産業が集積し、また越前漆器、和紙、陶器、打刃物等の伝統的産業が盛んです。

オ 管内の市町別人口、面積等

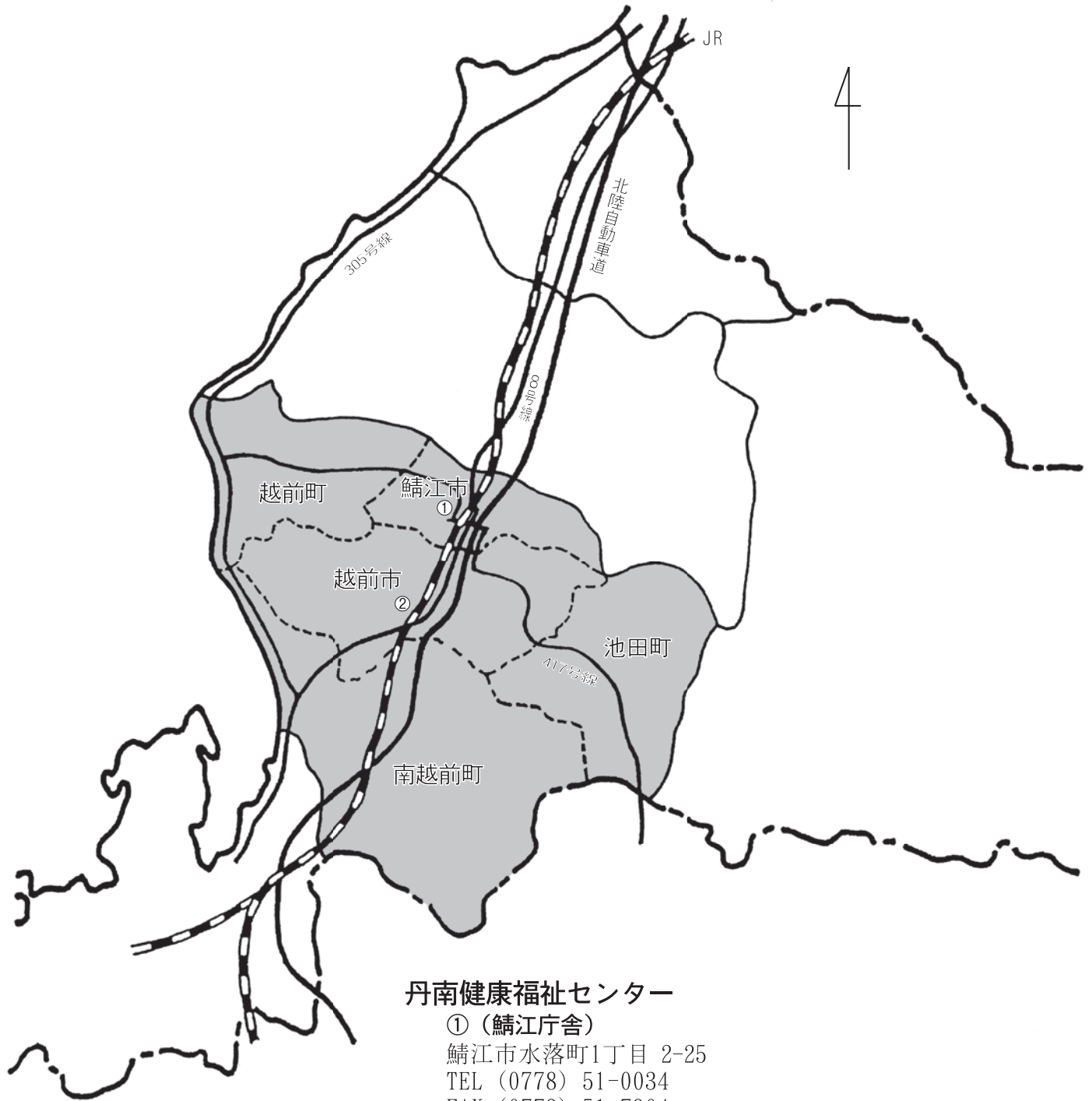
市町名	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人 口			人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女	
鯖江市	84.75	20,890	67,372	32,491	34,881	794.95
越前市	230.75	28,314	87,163	42,451	44,712	377.74
池田町	194.72	1,048	3,272	1,585	1,687	16.80
南越前町	343.84	3,499	11,909	5,645	6,264	34.64
越前町	152.94	6,700	23,484	11,210	12,274	153.55
管内計	1,007.00	60,451	193,200	93,382	99,818	191.86
福井県	4,189.28	273,552	816,198	394,832	421,366	194.83

※面積：(H19.10.1 現在)国土交通省国土地理院より

世帯数、人口：(福井県の推計人口 H19.10.1 現在)県政策統計課より

(2) 管内の位置

丹南健康福祉センター管内地図



丹南健康福祉センター

① (鯖江市庁舎)

鯖江市水落町1丁目 2-25

TEL (0778) 51-0034

FAX (0778) 51-7804

E-mail: t-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp

丹南健康福祉センター武生福祉保健部

② (武生庁舎)

越前市文京2丁目 13-39

TEL (0778) 22-4135

FAX (0778) 22-5660

2 沿 革

丹南保健所	鯖江保健部	武生保健部
昭和13年11月	昭和12年4月保健所法の制定に伴い、県下初の保健所として朝日保健所設置（丹生郡朝日町西田中第11号18番地） 丹生、足羽、今立3郡のうち33村を管轄	
昭和17年11月		武生保健所を武生町栄に新設、南条郡1町13村を管轄し、母子保健・結核予防を主とした保健指導機関として所長以下8名で発足
昭和18年4月		保健婦駐在制の実施により、王子保村、湯尾村、北杣村に1名ずつ配置されたが、昭和30年に廃止
昭和19年10月	5月 東伏見宮妃殿下、朝日保健所業務を視察 鯖江保健所設置（鯖江町東小路） 朝日保健所より引継いだ鯖江町、新横江村、舟津村、中河村、片上村のほか、粟田部村、国高村、北日野村、味真野村、北新庄村、北中山村、南中山村、岡本村、上池田村、服間村、河和田村、神明村の2町16村を管轄	今庄保健所設置 南条郡6村を管轄
昭和20年11月	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設。昭和27年に性病診療所と改称されたが、34年に廃止
昭和22年4月	国高村、北日野村が武生保健所へ移管	
昭和23年9月	花柳病診療所を性病診療所へ改称	
昭和23年11月	新横江村、舟津村が鯖江町に編入。管轄は3町11村となる	
昭和24年4月	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置
昭和24年10月	優生保護相談所併設	保健所の整備統合により、今庄保健所を廃止し、武生保健所に統合。1市16村を管轄。
昭和25年5月	国高村、北日野村が再び鯖江保健所所管となる	
昭和25年8月	東鯖江町に新庁舎落成	
昭和26年1月		福井県食品衛生協会武生支部結成
昭和26年3月	結核予防法の公布に伴い、結核診査協議会を設置	結核診査協議会を設置
昭和26年10月		福井県赤十字武生支部結成。昭和49年解散
昭和28年1月	課制実施により、総務課、保健予防課を設置	課制実施により、総務課、保健予防課を設置
昭和29年1月		優生保護相談所併設
昭和29年8月		不慮の火災により消失し、仮庁舎で執務
昭和30年6月		武生市吾妻町の元国警武生警察署庁舎を改造し移転
昭和31年2月	県の機構改革により、朝日保健所を鯖江保健所に統合。従来の朝日保健所が朝日出張所となる。管轄は1市5町5村となる	
昭和34年3月		衛生課を新設。3課制となる
昭和34年8月	白山村が武生市に編入のため武生保健所へ移管 衛生課を新設。3課制となる	
昭和35年7月	保健所法施行令の規程に基づき、鯖江保健所運営協議会を設置	武生保健所運営協議会を設置
昭和38年3月	殿下村が福井市へ編入、福井保健所所管となる	
昭和40年4月	朝日出張所を支所に改める。本所に栄養改善室新設	
昭和41年11月	本所（館）事務室増設	
昭和42年1月		武生市結核予防婦人会結成
昭和42年2月		福井県地区衛生組織連合会武生支部結成
昭和43年11月		福井県食生活改善推進員連絡協議会武生支部（わかかな会）発足
昭和44年4月	福井県食生活改善推進員連絡協議会鯖江支部（あすなる会）発足	
昭和44年7月		武生市文京（現在地）に新庁舎落成
昭和45年4月	精神保健家族会（つつじ会）発足	
昭和47年10月	機構改革により、朝日支所を廃止	
昭和47年11月	鯖江市水落町（現在地）に新庁舎落成	
昭和48年11月		捕獲車用車庫新築
昭和50年		断酒会発足
昭和51年11月		精神障害者家族会（芦山会）発足
昭和55年11月	断酒会発足	
昭和56年11月	ボケ老人をかかえる家族会（わらし家族の会）発足	

昭和57年	4月	障害者親子教室（お陽さま会）発足	社会復帰指導事業デイケア開設
	5月	社会復帰指導事業デイケア開設	
昭和58年	3月		武生保健所老人保健連絡協議会設置
昭和60年	1月		精神障害者社会復帰施設「芦山の会」共同作業所開所
	4月	精神障害者社会復帰施設「千草の家」共同作業所開所	
昭和61年	4月	結核診査協議会を鯖江結核診査協議会に改称	結核診査協議会を武生結核診査協議会に改称
昭和63年	4月		武生保健所老人保健連絡協議会を福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会に名称変更
平成元年	7月		福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会を廃止し、福井県健康づくり推進協議会武生保健部会を設置したが、平成8年に廃止
平成3年	3月	「地域保健医療計画支援システム」導入	
平成5年	4月	エイズ検査相談窓口開設	エイズ検査相談窓口開設
	10月	庁舎外装改修工事	
	11月	「脳卒中情報システム」導入	「脳卒中情報システム」導入
平成6年	11月	鯖江保健所管内「寝たきり老人ゼロ推進連絡協議会」発足	
平成7年	6月	こころの健康づくり推進協議会運営委員会設置	
平成8年	11月		武生地域心の健康対策懇話会設置
平成9年	4月	地域保健法施行に伴い、 [鯖江保健部]	丹南保健所となる [武生保健部]

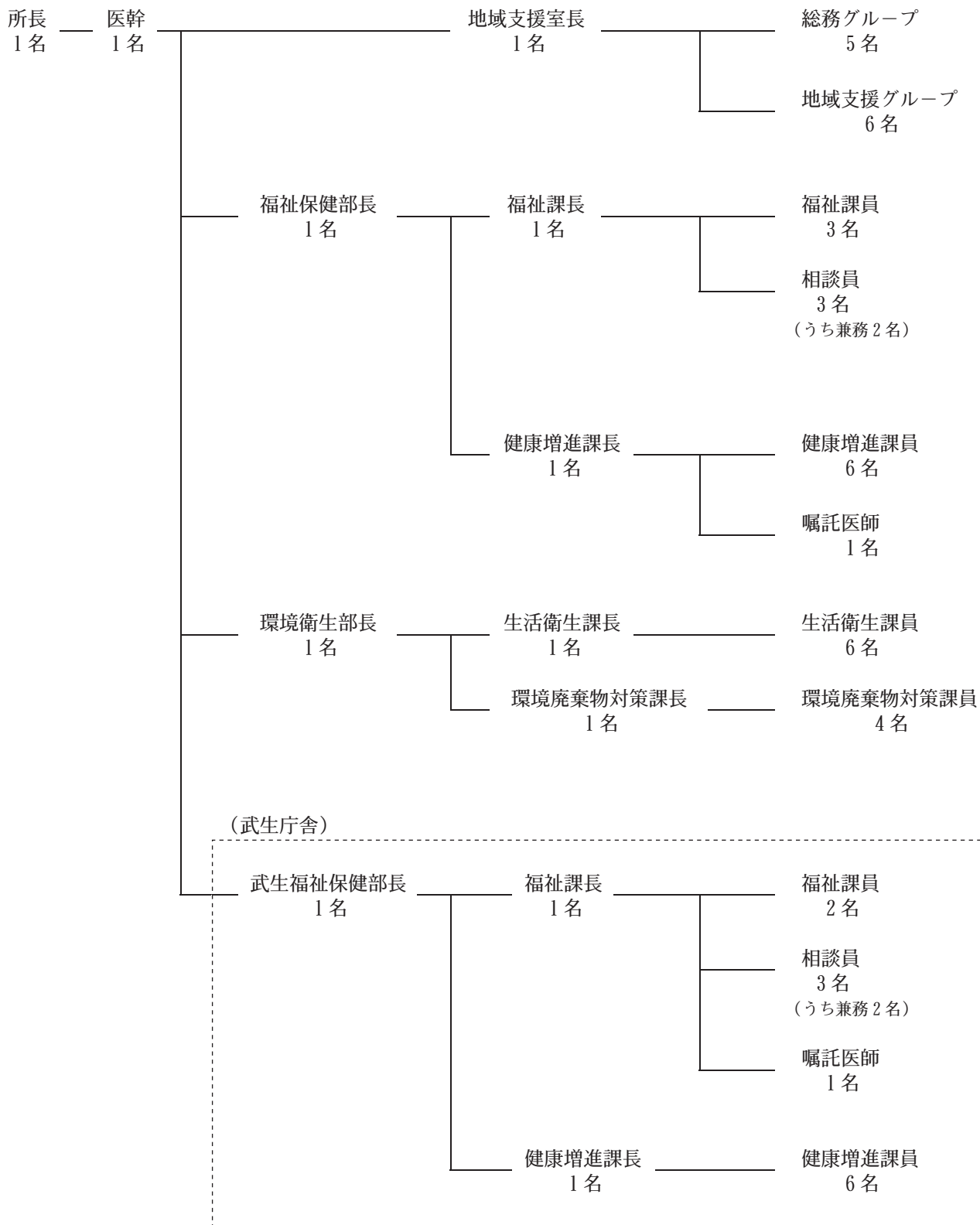
	南越福祉事務所	丹生福祉事務所	
昭和26年	10月	社会福祉事業法の施行により、生活保護法今立、南条、丹生のそれぞれの郡を所管し生活保護、身体障害者福祉、児童福祉等	施行事務が町村から県に移管された。ていた地方事務所に民生課が設置され、わゆる福祉三法事務を行うこととなった
昭和31年	2月	町村合併の進行にともない、県の機構改革新たに南越事務所（武生市蓬萊町）が設置が設けられた。福祉事務については、福祉実施することとなった [南越事務所 福祉課]	が行われ、上記三地方事務所が廃止され、され、丹生郡には丹生出張所（朝日町）課および丹生出張所総務福祉係において [南越事務所丹生出張所 総務福祉係]
昭和37年	4月	南越事務所の内部機構であった福祉課（31年に民生課を福祉課に改称）を廃止し、 南越福祉事務所 として独立し、民生課、保護課を置いた。（所長は県事務所長が兼任）	南越事務所丹生出張所は、丹生事務所として独立。同時に県事務所の内部機構であった福祉課（31年に民生課を福祉課に改称）を廃止し、 丹生福祉事務所 として独立し、民生課、保護課を置いた。（所長は県事務所長が兼任）
昭和40年	4月	県事務所の廃止により、専任所長が配置された	県事務所の廃止により、専任所長が配置された
平成5年	4月	老人及び身体障害者福祉分野での施設入所措置事務等が県から町村へ移譲された	老人及び身体障害者福祉分野での施設入所措置事務等が県から町村へ移譲された
平成9年	4月	課名を民生課から地域福祉課に改称	課名を民生課から地域福祉課に改称

丹南健康福祉センター		
平成12年	4月	南越福祉事務所と丹生福祉事務所、丹南保健所（鯖江保健部・武生保健部）が組織的に統合し、 丹南健康福祉センター となる（ただし、丹南保健所は行政機関として存続） 鯖江庁舎（鯖江市水落町）に地域支援室、健康増進課、環境廃棄物対策課、生活衛生課、丹生合庁（越前町内郡）に福祉課、武生庁舎（越前市文京）に武生福祉保健部を置く 健康増進課業務について、今立町、池田町の所管を鯖江保健部から、武生福祉保健部健康増進課に変更 丹南保健所運営協議会を丹南健康福祉センター運営協議会に改称
	7月	福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置する 丹南地域精神保健福祉連絡協議会を設置する
平成15年	4月	知的障害者福祉等に関する事務が市町村に移譲された
平成17年	1月	南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足
	2月	朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足
	10月	武生市、今立町が合併し、越前市が発足
平成18年	2月	越廼村、清水町が福井市に吸収合併され、福井健康福祉センターに移管となったため、当センターの所管区域は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の5市町となる
平成20年	4月	県の出先機関の再編により、丹生分庁舎の福祉課が鯖江庁舎に集約された

3 組織機構

(1) 組織

H20.6.1 現在



注) 非常勤相談員のうち女性相談員は、鯖江と武生に1名ずつ勤務。
 家庭相談員と母子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。非常勤相談員は、計4名が勤務。

(2) 事務分掌

地域支援室	総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターの庶務関係に関すること ・ センター内管理に関すること ・ センター内他の課、グループに属さないこと ・ 医務関係法令の施行に関すること ・ 被爆者の医療に関すること ・ 薬事法、毒物および劇物取締法、麻薬取締法、覚せい剤取締法等の施行および献血に関すること
	地域支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉・保健・医療および環境の総合的企画調整に関すること ・ 総合相談窓口に関すること ・ 市町総合支援、各種計画の推進に関すること ・ 健康危機管理に関すること ・ 丹南健康福祉センター運営協議会に関すること ・ 丹南地域医療連携体制協議会および丹南地域在宅医療連携体制協議会に関すること ・ 丹南地域保健・福祉・環境衛生職員等研修に関すること ・ 介護保険事業に関すること ・ 地域における福祉、保健および医療の統計、人口動態統計に関すること
福祉保健部・武生福祉保健部	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業の振興に関すること ・ 戦没者遺族援護に関すること ・ 福祉のまちづくり条例に関すること ・ 生活保護法の実施に関すること ・ 老人福祉に関すること ・ 身体障害者、知的障害者の福祉に関すること ・ 児童福祉、母子・寡婦福祉・女性福祉に関すること ・ 市町事業に対する指導監査に関すること ・ 福祉団体の相談支援に関すること
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結核・エイズ等感染症に関すること ・ 難病対策に関すること ・ 精神保健福祉に関すること ・ 生活習慣病対策に関すること ・ 健康増進指導に関すること ・ 健康増進法、栄養士法に関すること ・ 母子保健および母体保護に関すること ・ 歯科保健に関すること
環境衛生部	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法および福井県食品衛生条例に関すること ・ 狂犬病予防法に関すること ・ 動物の愛護及び管理に関する法律、福井県動物の愛護及び管理に関する条例に関すること ・ 調理師法および製菓衛生師法に関すること ・ 福井県ふぐの処理に関する条例に関すること ・ 興行場法、旅館業法および公衆浴場法に関すること ・ 理容師法、美容師法およびクリーニング業法に関すること ・ 水道法、温泉法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること ・ 浄化槽法および有害物を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること ・ 墓地、埋葬等に関する法律に関すること ・ そ族昆虫に関すること
	環境廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること ・ 廃棄物処理計画の推進に関すること ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法に関すること ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関すること ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関すること ・ 化製場等に関する法律に関すること ・ 公害防止条例に関すること ・ アスベストによる健康被害の防止に関する条例に関すること ・ 公害に係る苦情、水質異常時の対応、水質の監視調査に関すること

(3) 職員配置表(課別職種別)

H20.6.1 現在

職種別	所長	医幹	地域支援室	福祉保健部			環境衛生部			武生福祉保健部			合計
				部長	福祉課	健康増進課	部長	生活衛生課	環境廃棄物対策課	部長	福祉課	健康増進課	
事務職員	1	—	8	—	4	1	—	—	1	1	3	—	19
技術職員	—	1	4	1	—	6	1	7	4	—	—	6	30
医師	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
獣医師	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
薬剤師	—	—	1	—	—	—	1	2	3	—	—	—	7
栄養士	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	2
診療放射線技師	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
検査技師	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
保健師	—	—	3	1	—	4	—	—	—	—	—	5	13
化学	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
技能労務職	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
事務補助員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
非常勤医師	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	2
非常勤相談員	—	—	—	—	3 ※うち兼務2	—	—	—	—	—	3 ※うち兼務2	—	4
合計	1	1	12	1	7	8	1	7	5	1	7	7	56

注) 非常勤相談員のうち女性相談員は、鯖江と武生に1名ずつ勤務。
家庭相談員と母子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。非常勤相談員は、計4名が勤務。

4 健康・福祉相談日程

H20.4.1 現在

内 容	場 所	日 程	開 設 時 間
母体保護相談	鯖江・武生庁舎	随 時	*
身体・知的障害者(児)相談	鯖江庁舎 武生庁舎	月曜日～金曜日	9:00～17:00
ひとり親家庭相談			
女性相談			
家庭児童相談			
心の健康相談	鯖江庁舎	毎月第1・3木曜日	13:30～15:30 *
エイズ相談	鯖江庁舎	毎月第1・3月曜日	13:00～14:00
	武生庁舎	毎月第2・4月曜日	
栄養成分表示相談	鯖江・武生庁舎	随 時	*
骨髄バンク相談	鯖江庁舎	随 時	(登録は要予約)

*印は要予約

Ⅱ 衛生統計

表1 人口動態の概況

平成18年

市町別 種別		全国	福井県	管内	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
人口		127,770,000	818,975	193,729	67,127	87,413	3,331	12,123	23,735
出生	実数	1,092,674	7,324	1,743	688	748	14	93	200
	人口千 対率	8.6	8.9	9.0	10.2	8.6	4.2	7.7	8.4
死亡	実数	1,084,450	7,725	1,921	597	815	51	158	300
	人口千 対率	8.5	9.4	9.9	8.9	9.3	15.3	13.0	12.6
自然 増加	実数	8,224	-401	-178	91	-67	-37	-65	-100
	人口千 対率	0.1	-0.5	-0.9	1.4	-0.8	-11.1	-5.4	-4.2
乳児 死亡	実数	2,864	17	5	1	1	0	1	2
	出生千 対率	2.6	2.3	2.9	1.5	1.3	-	10.8	10.0
新生児 死亡	実数	1,444	8	2	0	0	0	1	1
	出生千 対率	1.3	1.1	1.1	-	-	-	10.8	5.0
死産	実数	30,911	181	44	17	23	0	1	3
	出産千 対率	27.5	24.1	24.6	24.1	29.8	-	10.6	14.8
周産期 死亡	実数	5,100	31	10	3	4	0	1	2
	率	4.7	4.2	5.7	4.3	5.3	-	10.8	10.0
婚姻	実数	730,971	4,224	957	355	455	10	40	97
	人口千 対率	5.7	5.2	4.9	5.3	5.2	3.0	3.3	4.1
離婚	実数	257,475	1,342	315	118	151	1	5	40
	人口千 対率	2.02	1.64	1.63	1.76	1.73	0.30	0.41	1.69

注) 1 出生・死亡・婚姻・離婚率は人口千対

2 乳児・新生児死亡率は出生千対

乳児死亡(生後1年未満の死亡)、新生児死亡(生後4週未満の死亡)、早期新生児死亡(生後1週未満の死亡)

3 死産率は出産(出生+死産)千対

4 周産期死亡率は周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡)÷(出生+妊娠満22週以後の死産)

5 率算出に用いた人口 国「総務省統計局 平成18年10月1日現在推計人口」

県、市町「福井県の推計人口 平成18年10月1日現在」

表2 母子保健統計

平成18年

種別		市町別	全国	福井県	管内	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
出生	数		1,092,674	7,324	1,743	688	748	14	93	200
	率		8.6	8.9	9.0	10.2	8.6	4.2	7.7	8.4
	再掲	2,500g未満	104,559	631	141	65	56	1	5	14
乳児死亡	数		2,864	17	5	1	1	0	1	2
	率		2.6	2.3	2.9	1.5	1.3	-	10.8	10.0
新生児死亡	数		1,444	8	2	0	0	0	1	1
	率		1.3	1.1	1.1	-	-	-	10.8	5.0
死産	数		30,911	181	44	17	23	0	1	3
	率		27.5	24.1	24.6	24.1	29.8	-	10.6	14.8
	再掲	自然	13,424	68	17	6	10	0	0	1
	再掲	人口	17,487	113	27	11	13	0	1	2
周産期死亡	数		5,100	31	10	3	4	0	1	2
	率		4.7	4.2	5.7	4.3	5.3	-	10.8	10.0
	再掲	満22週以後の死産	4,047	23	8	3	4	0	0	1
	再掲	早期新生児死亡	1,053	8	2	0	0	0	1	1

注) 1 出生は人口千対

2 乳児・新生児死亡率は出生千対

乳児死亡(生後1年未満の死亡)、新生児死亡(生後4週未満の死亡)、早期新生児死亡(生後1週未満の死亡)

3 死産率は出産(出生+死産)千対

4 周産期死亡率は周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡)÷(出生+妊娠満22週以後の死産)

5 率算出に用いた人口 国「総務省統計局 平成18年10月1日現在推計人口」

県、市町「福井県の推計人口 平成18年10月1日現在」

表3 主要死因別分類

平成18年

コード 中分類名		全国	福井県	管内	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
全死因	数	1,084,450	7,725	1,921	597	815	51	158	300
2100 悪性新生物	数	329,314	2,235	564	190	245	10	42	77
	率	257.7	272.9	291.1	283.0	280.3	300.2	346.4	324.4
9200 心疾患	数	173,024	1,317	306	78	139	4	32	53
	率	135.4	160.8	158.0	116.2	159.0	120.1	264.0	223.3
9300 脳血管疾患	数	128,268	910	243	91	91	6	12	43
	率	100.4	111.1	125.4	135.6	104.1	180.1	99.0	181.2
10200 肺炎	数	107,242	835	201	55	93	6	22	25
	率	83.9	102.0	103.8	81.9	106.4	180.1	181.5	105.3
20100 不慮の事故	数	38,270	342	77	19	34	5	8	11
	率	30.0	41.8	39.7	28.3	38.9	150.1	66.0	46.3
20200 自殺	数	29,921	181	51	18	22	2	0	9
	率	23.4	22.1	26.3	26.8	25.2	60.0	-	37.9
18100 老衰	数	27,764	208	75	20	32	1	3	19
	率	21.7	25.4	38.7	29.8	36.6	30.0	24.7	80.1
14200 腎不全	数	21,158	148	48	15	23	4	1	5
	率	16.6	18.1	24.8	22.3	26.3	120.1	8.2	21.1
11300 肝疾患	数	16,267	97	21	7	11	0	0	3
	率	12.7	11.8	10.8	10.4	12.6	-	-	12.6
4100 糖尿病	数	13,650	98	17	6	7	1	2	1
	率	10.7	12.0	8.8	8.9	8.0	30.0	16.5	4.2

注) 1 率は人口10万対

2 率算出に用いた人口 国「総務省統計局 平成18年10月1日現在推計人口」

県、市町「福井県の推計人口 平成18年10月1日現在」

Ⅲ 生きがいと活力に満ちた福祉社会の実現

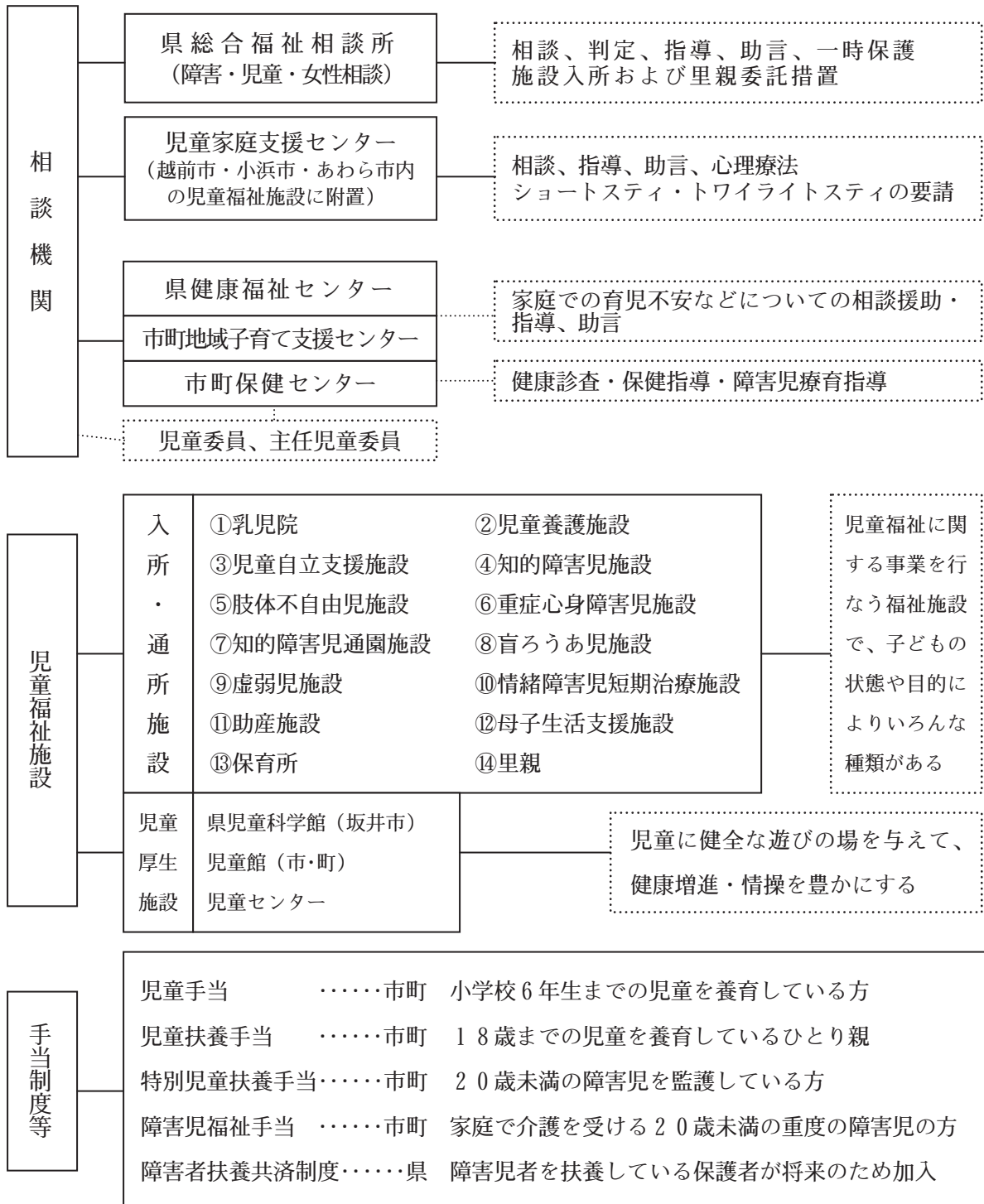
1 子どもが健やかに生まれ育つことができる社会づくり

(1) 児童福祉

ア 児童福祉対策

児童福祉法では、全ての国民は、児童が心身共にすこやかに生まれかつ育成されるように努めること、また全ての児童は、生活が保障され愛護されるべきであることを定めています。

このような考えのもと、将来の社会を担う児童を心身共に健全に育成するため、児童扶養手当制度等の活用、児童相談・指導、施設整備等の対策が講じられています。



イ 家庭児童相談

近年、少子化とともに核家族および共働き家庭の増加に加え、地域における連帯感の希薄化、家庭での養育力の脆弱化、情報の氾濫等が進み、児童を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。このような状況の中で、育児不安や児童虐待、家庭崩壊等の問題が増加しています。

県健康福祉センターおよび市福祉事務所には、家庭における適正な児童の養育とその他児童福祉の向上を図るため家庭相談員が配置され、相談に応じています。

各市町においては、要保護児童対策地域協議会が設置され、児童福祉担当課を中心に、県総合福祉相談所、県健康福祉センター、市町保健センター、学校、保育所、民生児童委員等地域ぐるみで要保護児童の予防・対応に当たっています。

表1 児童相談受付件数（種類別実件数）

相談種別		平成19年度						福井県	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	18年度	19年度
養護相談	児童虐待	3	7			5	15	232	227
	その他	30	39				69	240	338
保健相談							0	122	126
障害相談	肢体不自由	3					3	6	3
	視聴覚障害		1				1	2	2
	言語発達障害等	33					33	65	42
	重症心身障害						0	10	4
	知的障害		1				1	8	6
	自閉症等		1	1			2	10	11
非行相談	虞犯行為等	3					3	3	9
	触法行為等						0	0	3
育成相談	性格行動	1				1	2	42	39
	不登校	5	1				6	46	46
	適性	1					1	14	37
	育児・しつけ	2	1				3	73	60
その他の相談		10	49	1	26		86	103	195
計		91	100	2	26	6	225	976	1,148

注) 越前市の相談件数には「児童家庭支援センター」での相談件数を含まない。

(厚生労働省福祉行政報告例より)

ウ 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員、主任児童委員は、知事の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱され、在宅の地域福祉向上のため、地域の身近な福祉の相談役として関係機関と連携をとりながら活動しています。なお、民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員にも充てられています。

各市町に、組織として「民生委員児童委員協議会」が設置され、各委員活動を支えて行くため、活動に関する連絡・情報収集・研修等が行われています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当し、主として関係機関との連絡調整、区域担当児童委員や民生委員児童委員協議会の事業計画・実施に関する援助等を行っています。

表2 民生委員・児童委員の配置と活動状況

平成19年度

区分	鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		計		
	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	
配置状況	111名	8名	160名	16名	15名	2名	48名	4名	66名	4名	400名	34名	
内容別 相談・ 支援件数	①在宅福祉	401	5	661	20	27	0	421	0	257	3	1,767	28
	②介護保険	80	1	171	4	5	0	29	0	125	0	410	5
	③健康・ 保健医療	197	15	375	8	11	0	54	6	107	1	744	30
	④子育て・ 母子保健	109	12	250	103	13	1	37	14	56	41	465	171
	⑤子供の 地域生活	1,179	285	1,331	380	21	8	239	20	109	47	2,879	740
	⑥子供の教育 ・学校生活	133	11	396	201	11	12	130	21	251	147	921	392
	⑦生活費	92	1	190	10	6	2	74	38	145	6	507	57
	⑧年金・保険	34	1	80	0	5	0	28	0	118	0	265	1
	⑨仕事	60	0	77	0	6	0	0	0	48	4	191	4
	⑩家族関係	50	5	121	2	14	0	25	16	68	9	278	32
	⑪住居	80	1	101	0	5	0	24	0	14	0	224	1
	⑫生活環境	85	2	243	0	8	0	68	17	36	0	440	19
	⑬日常的な支援	1,045	18	1,464	33	60	0	576	0	157	3	3,302	54
	⑭その他	799	23	1,806	102	56	0	387	4	251	16	3,299	145
計	4,344	380	7,266	863	248	23	2,092	136	1,742	277	15,692	1,679	
分野別 相談・ 支援件数	①高齢者に 関すること	2,025	55	3,750	70	185	0	831	3	925	3	7,716	131
	②障害者に 関すること	153	0	387	5	20	0	149	2	181	7	890	14
	③子どもに 関すること	1,623	309	2,045	698	32	23	882	125	467	253	5,049	1,408
	④その他	543	16	1,084	90	11	0	230	6	169	14	2,037	126
	計	4,344	380	7,266	863	248	23	2,092	136	1,742	277	15,692	1,679
その他の 活動件数	①調査・ 実態把握	1,162	38	2,067	118	66	1	1,517	3	587	32	5,399	192
	②行事・事業 ・会議への 参加協力	3,258	328	5,403	465	258	64	1,362	154	707	82	10,988	1,093
	③地域福祉活動 ・自主活動	4,827	540	9,122	863	142	9	1,843	363	629	115	16,563	1,890
	④民児協運営 ・研修	3,099	283	3,975	347	188	5	715	50	930	133	8,907	818
	⑤証明事務	193	5	648	8	7	0	227	3	147	0	1,222	16
	⑥要保護児童 の発見の 通告・仲介	64	0	71	8	4	0	28	0	97	0	264	8
訪問 回数	訪問・ 連絡活動	20,635	746	16,437	192	1,299	33	4,087	106	2,284	72	44,742	1,149
	その他	8,262	237	6,547	122	356	0	1,940	16	645	5	17,750	380
連絡 調整 回数	委員相互	4,870	265	5,966	552	210	35	600	51	842	510	12,488	1,413
	その他の 関係機関	3,245	485	4,059	318	178	33	917	25	464	103	8,863	964
活動日数	17,908	1,251	22,305	1,833	1,367	78	6,157	696	4,471	381	52,208	4,239	

エ 子育てマイスター

福井県では、保育・医療・看護・保健など子育てに関する資格を有し、地域において自主的・積極的に子育てに関するアドバイスや社会貢献活動ができる方を「子育てマイスター」として募集登録し、子育て中の親が、子育てに関する疑問や悩みを地域で気軽に相談できる体制を整備しています。

表3 子育てマイスター登録数

H20.4.1現在

資格						管内計	福井県
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・教諭・保育士・栄養士・社会福祉士・歯科衛生士・言語聴覚士等	42	34	5	4	40	125名	450名

オ 児童虐待防止研修

児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応等を目的とし、主任児童委員・保育士・小学校教諭等を対象として研修会を実施しました。

表4 子育てマイスター・児童虐待防止専門研修会の開催

日時・会場	内容	講師	参加者(全体)
平成19年6月29日 13時30分～15時30分 福井県生活学習館 多目的ホール	嶺北地区 全体研修 「子ども虐待の 予防・発見・防止」 (自らは支援を求めない 親にこそ支援を)	東大阪市保健所長 佐藤 拓代 氏	主任児童委員 16 (39) 保育所幼稚園 34 (85) 小学校 15 (32) 市町職員 4 (13) 県職員 12 (32) 計81名 (201名)
平成19年11月26日 13時30分～15時30分 越前市福祉健康センター	①講義 「児童虐待防止法の改正、 ネットワークについて」 ②ロールプレイ 「子ども虐待防止のための 具体的な支援について」 (保護者との面接場面に おけるロールプレー演習)	① 児童虐待防止協会 (奈良文化女子短 期大学福祉学科) 専任講師 石田 雅弘 氏	主任児童委員 8 教育相談員 1 人権擁護委員 4 小学校教諭 4 幼稚園教諭 2 保育所保育士 24 子育てマイスター 8 市町職員 4 県職員 13 計68名

カ 児童福祉施設

児童を健全に育成するためには、親子のふれあいの場である家族が健全であると同時に、児童の人間関係を育てる場として、地域の保育所や児童館等の果たす役割は大切です。

保育所は、女性の社会進出が進むとともに就業形態も多様化してきている中で、子育てと仕事の両立を支援し、家庭・地域の養育機能を補完する施設として、ますます重要になってきています。

地域子育て支援センターは、地域の子育て家庭の育児不安等に対する相談指導を行う拠点として子育てを支援しています。

児童館は、かぎっ子への遊び場の提供にとどまらず、児童の健康の増進と情操を豊かにする健全育成を目的として設置されたものであり、地域の母親クラブや子ども会活動の拠点として、ますます積極的な活用が期待されています。

身体的・精神的・家庭的な事情で保護を要する児童に対しては、下記の児童福祉施設等に保護し、自立に向けた支援を行っています。

表5 児童福祉施設の入所・通所状況

H20.3.31現在

区分	施設名	所在地	定員	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
乳児院	済生会乳児院	福江市	23	2	7				9
	白梅学園(乳児院)	敦賀市	9	1					1
児童養護施設	福江市ふれ愛園	福江市	40	1	3				4
	越前市進修学園	越前市	40	1	17	2	1		21
	吉江学園	鯖江市	40	3					3
	偕生慈童苑	大野市	50	1	3				4
	白梅学園(晴喜館)	敦賀市	50	1			1		2
知的障害児施設	足羽学園	福江市	30	2	4				6
	南川福祉学園	小浜市	30		1				1
重症心身障害児病棟	福井病院	敦賀市	120	8	5		1	1	15
	あわら病院	あわら市	80	6	5		1	1	13
肢体不自由施設	つくし園(入所)	福江市	50		1		1	1	3
	つくし園(通所)	福江市	30	5	2			1	8
	医王病院	金沢市	—		1				1
	宇多野病院	京都市	—						0
難聴幼児通園施設	小児療育センター ひばり園(通所)	福江市	30	7	4				11
児童自立支援施設	和敬学園	福江市	45	1					1
	石川県立児童生活指導センター	石川県	—						0
	国立きぬ川学院	栃木県	—						0
	国立武蔵野学院	埼玉県	—						0
里親	里親委託	県内	—		2				2
合計				39	55	2	5	4	105人
保育所	保育所	定員 施設数		2,135 22	2,455 24	80 1	450 6	975 14	6,095 67施設
児童厚生施設	児童館			16	11	1	4	7	39施設
	児童家庭支援センター					1			1施設
	地域子育て支援センター			1	3	1	1	5	11施設

(2) 母子・父子・寡婦福祉

戦後 60 有余年を経過し社会情勢は大きく変化し、核家族化と離婚・死別・未婚の母などによるひとり親家庭が増加傾向にあります。特に母子家庭の女性は、県内の女性労働者に比べて非正規雇用の割合が高く養育費の確保が難しいことなど、経済的に自立するためには総合的な対策を推進する必要があります。

このような現状を踏まえ、県では母子自立支援員を配置し、母子・父子家庭・寡婦家庭の子育てをはじめとした生活および就業に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受けています。

また、就業支援のため福井県母子寡婦福祉連合会へ委託した「母子家庭等就業・自立支援センター」の就業相談員・母子自立プログラム策定員と連携し、職業能力の向上および求職活動に関して情報提供をしています。さらに、平成 19 年 10 月から養育費相談員も配置し、連携して養育費の確保についての情報提供、相談等を受けています。

この他、県の福祉対策として、次のような支援をしています。

- ① 経済的支援（児童扶養手当、児童手当、ひとり親家庭医療助成事業、母子寡婦福祉資金貸付金等）
- ② 子育て支援（母子家庭等日常生活支援事業等）
- ③ 就業支援（母子家庭の母に対して母子家庭等教育訓練給付金・高等技能訓練促進費を給付）

表 1 母子・父子・寡婦相談状況（実件数）

平成 19 年度

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
生活一般	住宅	1	24			2	27	66
	医療	18	127		1		146	268
	就職	52	54	3	11	2	122	447
	家庭紛争	0	1		1	4	6	69
	その他	20	45			5	70	213
児童	養育	3	5		1		9	87
	教育	8	1		3	3	15	72
	非行	0					0	9
	その他	19	2			1	22	65
生活支援	資金貸付母子福祉	29	170		17	26	242	727
	資金貸付寡婦福祉	2	20	7		6	35	63
	児童扶養手当	14	116		1		131	325
	母子支援	21	20		1	1	43	114
	その他	3				1	4	9
合計		190	585	10	36	51	872	2,534

表2 母子寡婦福祉資金の新規貸付決定状況（金額単位：千円）

平成19年度

	管内計												福井県		
	鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		管内計		件数	金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
無 利 子	①事業開始資金											0	0		
	②事業継続資金											0	0		
	③就学支度資金			2	665					1	370	3	1,035	19	6,155
	④修学資金			6	13,461					1	2,592	7	16,053	28	47,871
	⑤技能修得資金											0	0	1	350
	⑥修業資金									1	300	1	300	1	300
	⑦就職支度資金											0	0		
有 利 子	⑧生活資金											0	0	2	609
	⑨住宅資金											0	0	1	1,500
	⑩結婚資金											0	0		
合計	0	0	8	14,126	0	0	0	0	3	3,262	11	17,388	52	56,785	

注) ⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩結婚資金は年3%の有利子貸付、他は無利子貸付。

(3) 女性福祉

女性福祉対策は、当初、売春防止法による要保護女子の保護・更生・自立指導を主に実施してきたが、近年、社会経済情勢等の変化に伴い相談内容も複雑多様化してきており、夫の暴力・性被害・サラ金問題・離婚等、様々な問題を抱えた女性を保護するなど広範囲に及んでいます。

この中でも特に夫の暴力に関しては、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)が施行され、さらに平成18年4月から各健康福祉センターにも「配偶者暴力被害支援センター」の役割が付与されたことにより、相談に占める割合も高くなっています。

(表2)

このような現状を踏まえ、県では女性相談員を配置し、警察・裁判所・市町など関係機関と協力して、女性の人権を守り、健全な社会生活を営むことができるよう支援活動を行っています。

また、DV被害者支援に関する制度の理解や相談対応等職員の資質向上を目的とした研修会を実施しています。

表1 相談状況（相談者の年代別）

平成19年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
10歳代		4				4
20歳代	14	15			2	31
30歳代	41	40		1	15	97
40歳代	15	16			4	35
50歳代	34	16		4		54
60歳以上	19	7			4	30
計	123	98	0	5	25	251

表2 相談状況（主訴別）

平成19年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
本人の問題	生活困窮		2			1	3
	借金	1					1
	求職	7	4			13	24
	病気						0
	精神衛生	22	3		2	2	29
	未婚の母						0
	男女問題	3	3				6
	帰住先なし		4				4
	その他	6					6
家庭の問題	夫の暴力	33	28		3	1	65
	夫の問題	9	2				11
	離婚問題	20	37			2	59
	家庭不和	3	2			3	8
	子供の問題	13	6			3	22
	その他	6	7				13
計	123	98	0	5	25	251	

表3 支援活動状況

平成19年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
指導・助言	120	68		3	25	216
就職・自営						0
結婚						0
家庭へ送還						0
福祉事務所へ移送		6				6
婦人相談所へ移送	2	7				9
関係機関施設移送	1	17		2		20
計	123	98	0	5	25	251

表4 DV被害防止研修会

日時・会場	内容	講師	参加者
平成19年10月30日 13時～14時30分 越前市福祉健康センター 大会議室 (アルプラザ 4F)	講演 「DVを乗り越えて」	レジリエンス代表 DVコンサルタント ソーシャルワーカー 中島 幸子 氏	民生児童委員 9 婦人福祉協議会 13 人権擁護委員 7 法務局・警察署 5 県・市・町職員 9 計 43人
平成20年2月19日 13時30分～15時 越前市福祉健康センター 大会議室 (アルプラザ 4F)	①講義 「配偶者暴力防止法の改正について」 ②DV被害者自助グループ「チューリップの会」活動事例報告および助言	①男女参画・県民活動課 企画主査 土肥修身氏 ②コーディネーター 福井大学医学部看護学科 地域看護学 教授 長谷川美香氏	民生児童委員 12 婦人福祉協議会 5 法務局・裁判所 2 警察署 1 県・市・町職員 12 計 32人
平成20年3月19日 13時30分～15時 丹南健康福祉センター 2階大会議室	①講義 「配偶者暴力防止法の改正について」 ②DV被害者自助グループ「チューリップの会」活動事例報告および助言	①男女参画・県民活動課 企画主査 土肥修身氏 ②コーディネーター 福井大学医学部看護学科 地域看護学 教授 長谷川美香氏	民児協連合会 6 婦人福祉協議会 2 人権擁護委員 1 保護司会 6 公共職業安定所 1 警察署 1 県・市・町職員 8 計 25人

2 自立と社会参加の促進

(1) 生活保護

ア 生活保護制度の仕組み

生活保護制度は、何らかの事情によって生活困窮となり、自分で生活を維持できない人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

保護は、その内容によって 8 種類の扶助に分けられており、要保護者の需要に応じて必要とする扶助を合算したものが世帯への保護費となります。

イ 生活保護の種類と方法

- ①生活扶助（金銭給付） 衣食その他日常生活費、入院患者日用品費等
- ②教育扶助（金銭給付） 義務教育にかかる教材費等
- ③住宅扶助（金銭給付） 家賃・間代・地代・住宅維持費等
- ④医療扶助（現物給付） 入院・診察・薬剤・治療材料費等
- ⑤介護扶助（現物給付） 居宅介護・福祉用具・施設介護費等
- ⑥出産扶助（金銭給付） 出産に要する費用等
- ⑦生業扶助（金銭給付） 生業に必要な資金等
- ⑧葬祭扶助（金銭給付） 死体検案・火葬に要する費用等

生活保護法（昭和25年5月4日施行）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

ウ 保護の動向

昭和61年の年金制度改正（基礎年金の導入）を境に、全国的に保護率は減少傾向を示し、さらに経済状態の安定化傾向を背景に保護率の低下がみられましたが、バブルの崩壊後の日本経済を反映し、全国では平成7年度の7.0%、福井県では平成9年度の2.01%を底に保護率増加に転じています。

管内町は、県内工業出荷額が1位～3位の福江市・鯖江市・越前市に隣接しており、車の普及や道路の整備拡大とあいまって稼働年齢層の就労の機会には比較的恵まれています。こうした状況から対象者は、高齢者および傷病・障害者世帯が主となっています。

当センターは、鯖江市・越前市を除く3町を管轄していますが、表1の保護率を見ると、池田町、越前町、越前市が他の町村に比べてやや高めです。

表2の世帯類型別では、高齢単身世帯が約4.5割、傷病・障害世帯が約3.5割で、高齢傷病者の定着化傾向が見られます。

医療扶助のうち、入院については精神病の長期入院患者がほとんどで、当面退院が期待できる者はいない状況です。一般疾病では、高齢・傷病世帯が多い構成から、その多くは慢性疾患での入通院であり、今後も長期にわたる療養が必要となっています。

労働力類型別においては、日雇・内職が主で、自立に結びつくことは困難となっています。

表1 被保護世帯・人員・保護率（年度別推移）

（年度末現在）

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
被保護世帯	17年度	59	133	7	9	35	243世帯	1,735世帯
	18年度	62	128	7	11	36	244世帯	1,834世帯
	19年度	63	132	7	12	38	252世帯	1,886世帯
被保護人員	17年度	78	160	7	11	46	302人	2,192人
	18年度	81	154	7	12	47	301人	2,287人
	19年度	84	156	7	13	50	310人	2,369人
保護率（％）	17年度	1.17	1.82	2.06	0.90	1.92	1.55‰	2.65‰
	18年度	1.19	1.76	1.98	0.96	1.89	1.53‰	2.79‰
	19年度	1.25	1.79	2.14	1.09	2.13	1.60‰	2.90‰

注) 平成17年1月1日に対等合併した南越前町には、旧南条町・旧今庄町・旧河野村を合算した。

平成17年2月1日に対等合併した越前町には、旧朝日町・旧宮崎村・旧越前町・旧織田町を合算した。

平成17年10月1日に対等合併した越前市には、旧今立町と旧武生市を合算した。

平成18年2月1日に福井市へ編入合併した旧越前村・旧清水町の方は、移管したので割愛した。

表2 被保護世帯・被保護人員（停止中も含む）

平成19年度 月平均

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
世帯 類型別	高齢世帯	26	69	2	6	22	125世帯	958世帯
	母子世帯	1	2				3世帯	61世帯
	障害者世帯	6	27	5	3	7	48世帯	236世帯
	傷病世帯	22	13		1	4	40世帯	470世帯
	その他	8	21		2	5	36世帯	161世帯
世帯の労働力 類型別	世帯主が働いている							
	常用労働者	3	2			1	6世帯	59世帯
	日雇労働者		1				1世帯	23世帯
	内職者		11		1	1	13世帯	40世帯
	その他の就業者		2				2世帯	5世帯
世帯員が働いている	1	2			1	4世帯	25世帯	
働いている者がいない	59	114	7	11	35	226世帯	1,734世帯	
被保護世帯		63	132	7	12	38	252世帯	1,886世帯
扶助別 人員	被保護人員	84	156	7	13	50	310人	2,369人
	保護率（％）	1.25	1.79	2.14	1.09	2.13	1.60‰	2.90‰
	生活扶助	56	123	3	11	35	228人	1,896人
	住宅扶助	45	101	1	4	11	162人	1,490人
	教育扶助	4	2			2	8人	95人
	介護扶助	12	24	1	2	7	46人	294人
	医療扶助	61	123	5	11	43	243人	1,817人
	出産扶助							
	生業扶助		2			1	3人	32人
	葬祭扶助							1人

注) 世帯・人員は、月別扶助人員を年平均した。

(2) 福祉のまちづくり

ア 民間公益的施設のバリアフリー化推進

住みよい福井を目指し、まちのなかの不特定多数の人が利用する公益的施設についてバリアフリー化を図るため、福井県では平成8年に「福井県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

これに基づき、①障害者や高齢者等に配慮した出入口・廊下・階段・駐車場などの整備基準を示し、②新築・増築・改装にあたり事前届出を求め、③必要な指導助言を行い、④整備基準に適合した事業者に対しては、適合証を交付しています。

表1 「福祉のまちづくり条例」特定施設新築等の届出状況

H9. 4. 1～H20. 3. 31

公益的施設の区分	特定施設 整備対象 規模	丹生 鯖江市・越前町			武生 越前市・池田町・南越前町		
		届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数
		新築	増改築		新築	増改築	
0 1 官公庁施設	すべて		1	1			
0 2 医療施設	すべて	18	8	5	19	11	10
0 3 社会福祉施設	すべて	23	28	16	20	15	13
0 4 商業施設①物品販売業	500㎡超	17	6	6	12	5	6
0 4 商業施設②飲食業	300㎡超	7	3	2	2	1	1
0 4 商業施設③理容・美容所	150㎡超	1					
0 4 商業施設④サービス業	500㎡超		1		4	1	1
0 5 娯楽施設	1,000㎡超	4	1	1	3	2	1
0 6 文化施設	すべて	1					
0 7 体育施設	1,000㎡超	2					
0 8 宿泊施設	1,000㎡超	3					1
0 9 教育施設	すべて	1	1		3	3	3
1 0 公共交通機関施設	すべて						
1 1 集会施設	すべて	20	6	13	10	4	3
1 2 興行・展示施設	1,000㎡超		1				
1 3 環境衛生施設①公衆浴場	1,000㎡超		1		1		
1 3 環境衛生施設②公衆便所					1	2	2
1 4 駐車施設 (路外駐車場)	すべて						
1 5 公益事業施設 (郵便局等)	すべて	3		2	4		2
1 6 金融機関施設 (銀行)	すべて	5	1	3	5		2
1 7 事務所	3,000㎡超		1		1		
1 8 工場	5,000㎡超	2	5	1	2	2	1
1 9 共同住宅等	1,500㎡超	5	1	1	3	1	1
計		112	65	51	90	48	46

イ 身障者等用駐車場利用証制度

福井県では車いす使用者用駐車区画を真に必要な方が利用できるように、身体障害者等駐車場利用証制度を平成19年10月からスタートさせました。これは、車いす使用者用駐車場を設置している施設管理者にこの利用証制度の協力駐車場として県と協定を結んでいただき、統一案内看板の設置、対象外駐車に対する指導、制度の広報周知にご協力をお願いすると共に、歩行が困難な方を対象に予め利用証を交付し、駐車する際に掲示して外見からわかるようにするものです。

H19. 10. 1～H20. 3. 31

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
公立公益施設	24	18	2	6	8	58	230 施設
民間協力施設	24	39		1	5	69	226 施設
利用証交付数	137	97	5	5	44	288	1,434 名

(3) 障害者福祉

福井県においては、平成12年3月に「福井県第三次障害者福祉長期計画」を策定し、障害のある人もない人も、共に家庭や地域で普通の生活ができる福祉社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」とライフステージの全ての段階において、全人間的復権および自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の実現に努めています。

平成18年4月から、「支援費制度」に代わり、障害者自立支援法が施行され、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、仕組みが一元化されました。

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、

自立支援給付 ……介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具

地域生活支援事業……相談支援、通訳支援、日常生活用具給付・貸与、移動支援、

地域活動支援センター、福祉ホーム、その他の日常生活・社会生活支援

で構成されています。

障害者自らがサービスを選択・利用し、市町がそれを支援する制度が施行されていることもあり、住民の最も身近である市町において、一元的な福祉サービスの提供が受けられるようになっています。

ア 身体障害者福祉

当センターでは、鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町の身体障害者手帳の交付や、障害児福祉手当および特別障害者手当等の支給を行っています。また、相談業務の充実を図るため、各市町に身体障害者相談員を配置し、地域活動の推進、福祉制度の啓発等を行い、管内の広域の連絡調整機関として、身体障害者福祉についての情報提供をはじめ市町間の連絡調整に努めています。

県内の身体障害者手帳の交付数は38,596人で、うち管内の交付数は9,261人(24.0%)となっており、県全体の約4分の1を占めています。また、管内の人口に対する割合では4.8%です。

障害区分別では、肢体不自由者が全体の57.4%と最も多く、次いで内部障害の23.5%、聴覚障害の9.5%の順となっています。（表1）

近年の傾向として、脳血管障害等による肢体不自由者や心臓疾患等による内部障害者の身体障害者手帳の申請が増加しています。

表1 身体障害者数（障害区分別）

H20.3.31現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
視覚		292	287	26	32	161	798	3,040
聴覚	聴覚	282	357	56	63	114	872	3,568
	平衡	2	3	1	0	1	7	23
	計	284	360	57	63	115	879	3,591
音声・言語・咀嚼そしゃく		25	39	2	3	15	84	419
肢体不自由	上肢	652	691	64	139	251	1,797	7,770
	下肢	996	1,092	110	250	468	2,916	11,327
	体幹	249	174	18	45	74	560	2,407
	脳原性 上肢	18	13	0	1	4	36	222
	脳原性 移動	7	1	0	2	4	14	72
	計	1,922	1,971	192	437	801	5,323	21,798
内部障害	心臓	441	582	29	109	173	1,334	5,983
	腎臓	137	173	13	29	44	396	1,749
	呼吸器	59	80	9	18	24	190	899
	膀胱・直腸・小腸	110	89	12	14	32	257	1,117
	計	747	924	63	170	273	2,177	9,748
合計		3,270	3,581	340	705	1,365	9,261	38,596

表2 身体障害者更生援護施設の入所状況

H20.3.31現在

		所在地	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
肢体不自由者更生施設			8	2	1	3	3	17
	福井県美山荘	福井市	8	2	1	3	3	17
視覚障害者更生施設			5	0	0	2	1	8
	ライトホープセンター	越前町	5			2	1	8
聴覚障害者更生施設			1	0	0	0	0	1
	聴覚言語障害センター	京都市	1					1
特定身体障害者授産施設(入所)			10	17	1	6	4	38
	ライトワークセンター	鯖江市	2	4		4		10
	九頭竜ワークショップ(授産部)	勝山市	4	4				8
	光が丘ワークセンター	越前町	1	1	1	1	3	7
	九頭竜ワークショップ(第二授産部)	勝山市	2	8		1	1	12
	南陽園	加賀市	1					1
特定身体障害者授産施設(通所)			0	4	0	0	1	5
	鯖江福祉開発センター	鯖江市		4			1	5
	わかたけ授産場(相互利用)	越前市						0
	はこべの家	美浜町						0
身体障害者療護施設			14	32	3	12	9	70
	ライフトレーニングセンター	鯖江市	2	2	1	2	2	9
	ライフトレーニングセンター(通所)	鯖江市						0
	福井県若越みどりの村	越前市	7	26	2	7	6	48
	九頭竜ワークショップ(療護部)	勝山市	2	4		2		8
	友愛園	小浜市	1			1		2
	金津サンホーム	あわら市	1				1	2
	陽光園	小松市	1					1
合計			38	55	5	23	18	139

イ 知的障害者福祉

知的障害児（者）に対しては、そのハンディキャップをできる限り軽減し、家庭や地域、職場で一般の人々と同様な生活ができるよう、援助していくことが求められています。

こうした観点から、知的障害児（者）に対しては、

- ①療育手帳の交付
- ②施設福祉サービス＝施設に入所・通所して、日常生活や作業等を通じて自立に向けた支援を受ける
- ③在宅福祉サービス＝在宅の障害者が、ヘルパーの派遣や、施設のデイサービス等を利用する
- ④日常生活用具給付・貸与等

のサービスが提供されています。

また、管内には、知的障害者相談員が配置されており、知的障害者本人や家族等からの相談に応じ、関係機関と連携して、指導・助言を行っています。

表1 知的障害者の状況

H20.3.31現在

			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	県計	
療育手帳の所持者数	A1 重度	障害児	29	39	1	3	12	84	398	
		障害者	120	146	10	26	49	351	1,612	
	A2 重複障害	障害児	0	3	0	0	2	5	12	
		障害者	8	10	0	3	5	26	121	
	B1 中度	障害児	33	27	2	4	5	71	312	
		障害者	97	155	8	24	45	329	1,403	
	B2 軽度	障害児	19	25	0	4	6	54	241	
		障害者	93	99	2	19	29	242	999	
	計			399	504	23	83	153	1,162	5,098
			障害児	81	94	3	11	25	214	963
			障害者	318	410	20	72	128	948	4,135

注) 障害児＝18歳未満

表2 知的障害者福祉施設の入所状況

H20.3.31現在

施設名		所在地	定員	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計			
更生施設	入所	若越ひかりの村	福井市	175	25	24	1	6	8	64		
		かすみが丘 更生寮	丸岡町	140	9	11		3	2	25		
		希望園	大野市	90	2	1	2	1	6	12		
		むつみ園	大野市	60	2	2	1		1	6		
		足羽更生園	福井市	90	10	4	2		2	18		
		大島福祉学園	おおい町	50		2			1	3		
		大日園	勝山市	60	3	3		2	3	11		
		ハスの実の家	あわら市	32	3					3		
		すだちの家	福井市	30	3	1				4		
		あいの里	越前市	40	7	23	1	6	2	39		
通所	通所	がんばるはうす	福井市	20					1	1		
		ライフカレッジ あけぼの	福井市	20						0		
		第三鯖江福祉更生センター	鯖江市	37		6	1		3	10		
		ハスの実ベーカリー	あわら市	7						0		
		希望園WAI-WAI倶楽部	大野市	10	1					1		
		あいの里(通所部)	越前市	12	2	4				6		
授産施設	入所	若越ひかりの村	福井市	100	6	20		3	10	39		
		足羽ワークセンター	福井市	50		4		1	1	6		
		九頭竜ワークショップ(第三授産部)	大野市	50	4	1	1	3	1	10		
	通所	通所	セルフ梅の木	福井市	40		1				1	
			ひまわり作業所	越前市	30	2	33		1	1	37	
			第二鯖江福祉開発センター	鯖江市	40		12	1		1	14	
			第二鯖江福祉開発センター 当田分場	鯖江市	19		3			4	7	
			第二鯖江福祉開発センター 御幸分場	鯖江市	19		1			1	2	
			クリエートプラザ 丹生	福井市	20						0	
			クリエートプラザ 丹生宮崎分場	越前町	10						0	
			クリエートプラザ テクノパーク	福井市	20						0	
			クリエートプラザ 今立	越前市	20						0	
			クリエートプラザ 美山	福井市	20						0	
			ワークあけぼの	福井市	20		1				1	2
			ワークあけぼの 分場手づくり工房コスモス	福井市	15							0
			わかたけ授産場	越前市	20	1	17		2	1	21	
			足羽ワーク 分場あおぞら	福井市	10			1			1	
			足羽ワーク 分場かがやき	福井市	12				1		1	
わくわくワーク	あわら市	20	1					1				
通勤寮	通勤寮	かすみが丘 通勤寮	丸岡町	25			1		1	2		
		エスケイプラザ テクノパーク	福井市	24	4	4				8		
県外		—	—						0			
計					85	178	12	29	51	355		

ウ 精神障害者福祉

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、障害の種別にかかわらず市町において一元的なサービスが受けられるようになりました。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、近年、増加傾向にあります。

精神障害者の社会復帰および自立の促進を図るため、就労移行支援事業所、地域活動支援センター、グループホーム等の社会復帰施設がそれぞれ鯖江市と越前市に1か所ずつ設置されています。

表1 精神障害者福祉手帳所持者数 H20.3.31現在

市町	等級			
	1級	2級	3級	計
鯖江市	12	112	57	181
越前市	11	139	60	210
池田町	0	5	3	8
南越前町	4	9	5	18
越前町	10	46	23	79
合計	37	311	148	496

表2 就労移行支援事業利用者状況 H20.3.31現在

施設名	区分			利用者実人員			社会復帰者数			退所者数			継続している者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
千草の家(鯖江市)	23	15	38	2	1	3	0	0	0	21	14	35			
サニークホーム(越前市)	27	15	42	1	1	2	0	1	1	26	13	39			

表3 就労継続支援事業(B型)利用者状況 H20.3.31現在

施設名	区分			利用者実人員			社会復帰者数			退所者数			継続している者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
サニークホーム(越前市)	11	5	16	1	2	3	0	0	0	10	3	13			

表4 地域活動支援センター利用状況 H20.3.31現在

施設名	区分	利用者実数	一日平均利用者数	相談支援事業	
				相談支援事業	相談延件数
やすらぎ(鯖江市)		93	25		1,792
アップ(越前市)		91	29		2,354

表5 グループホーム利用状況 H20.3.31現在

施設名	区分	利用定員	登録利用者実数	19年度中退所者数	うち社会復帰した者
さつき荘(鯖江市)		4	2	0	0
竹(越前市)		6	6	0	0

エ 障害者ケアマネジメント連絡調整会議

障害者ケアマネジメント連絡調整会議については、障害者自立支援法の施行に伴い、この事業の役割が市町の設置する地域自立支援協議会へ移行することとなった為、平成19年度も引き続き丹南圏域の地域自立支援協議会のあり方について協議、検討することを目的とした検討委員会を開催しました。その結果、平成19年10月11日に丹南地区障害児・者自立支援協議会が設置され、丹南地区に居住する障害児・者が地域で自立して生活できるような支援体制の確立を目指し、相談支援事業者等連絡会や全体会議が開催されています。(表1、表2)

表1 障害者ケアマネジメント連絡調整会議

『地域自立支援協議会の設置について』の検討委員会

日時・会場	内容	対象	参加人数
平成19年5月9日 13時30分～16時30分 丹南健康福祉センター	第1回 「センター案に対しての具体的検討」 ① 個別意見の報告 ② 行政グループと関係機関グループに分かれての協議	・相談支援専門員 ・事業所施設長 ・権利擁護センター職員 ・養護学校教員 ・職業指導官 ・市町職員 ・総合福祉相談所職員 ・丹南健康福祉センター職員	22名
平成19年6月27日 13時30分～16時 丹南健康福祉センター	第2回 「丹南圏域市町による調整会議」	・市町職員 ・総合福祉相談所職員 ・丹南健康福祉センター職員	9名
平成19年8月27日 9時～11時30分 丹南健康福祉センター	第3回 「丹南圏域市町による調整会議」	・市町職員 ・総合福祉相談所職員 ・丹南健康福祉センター職員	9名

表2 丹南地区障害児・者自立支援協議会

日時・会場	内容	構成機関	参加人数
平成19年10月より 毎月 第2火曜日 13時30分～15時30分 丹南健康福祉センター	◎相談支援事業者等連絡会	・相談支援事業者 ・県、市町	12名
平成20年2月26日 14時～16時30分 鯖江市役所	◎丹南地区障害児・者自立支援協議会 全体会 委員紹介 協議会設置の趣旨説明 会長・副会長の選出 自立支援協議会の説明と報告事項 研修会 「地域自立支援協議会の役割と活用」 講師：滋賀県障害者自立支援協議会 事務局長 中島 秀夫氏	・相談支援事業者 ・サービス利用者 ・特別支援学校 ・就業・生活支援センター ・公共職業安定所 ・障害福祉サービス事業者 ・県、市町	38名

(4) 介護保険

近年、急速に少子高齢化が進行し寝たきりや認知症の高齢者が増加する中で、介護は社会全体の懸案となっています。平成12年4月に、介護を社会全体で支え利用者の気持ちを尊重した総合的なサービスが受けられるよう、給付と負担の関係が明確な社会保険方式による介護保険制度がスタートしました。

さらに、平成18年4月には介護保険法が改正され、新予防給付の創設、地域支援事業の創設など、予防重視システムへの転換が図られました。新予防給付・地域支援事業のマネジメントは新たに創設された地域包括支援センターが公正・中立の立場から行い、利用者の重度化防止が図られます。

また、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるように支援するため、市町が事業所の指定・監督を行なう地域密着型サービスも新たに展開されています。

ア 介護保険制度の現状

(7) 要介護認定状況

管内の介護認定審査は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の5市町の共同設置による丹南地区介護認定審査会により行われています。

平成20年3月の要介護認定者数は表1のとおりであり、管内全体で6,880人となっています。

そして、その内訳は、要支援1が665人(9.7%)、要支援2が1,080人(15.7%)、要介護1が1,282人(18.6%)、要介護2が1,122人(16.3%)、要介護3が1,138人(16.5%)、要介護4が849人(12.3%)、要介護5が744人(10.9%)です。(図1)

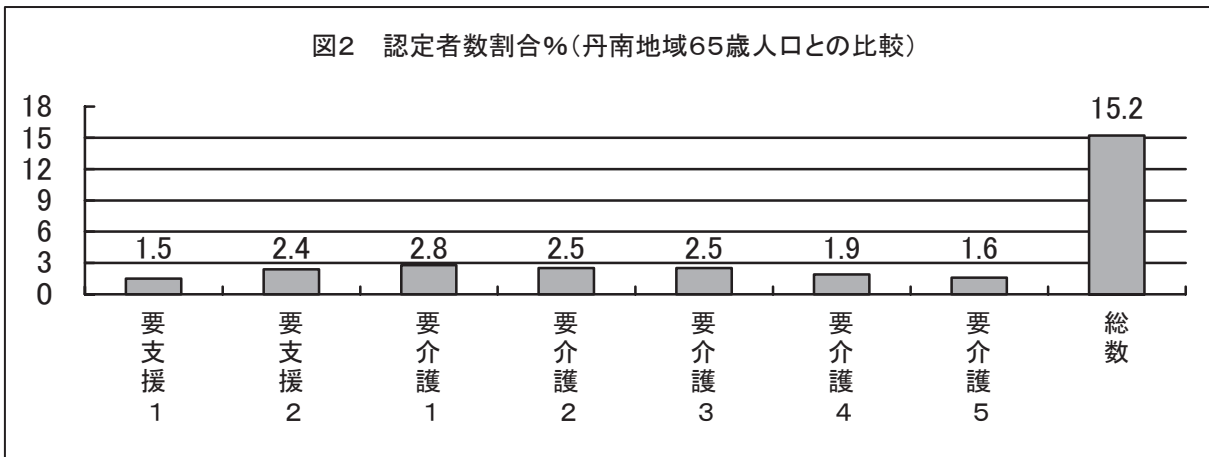
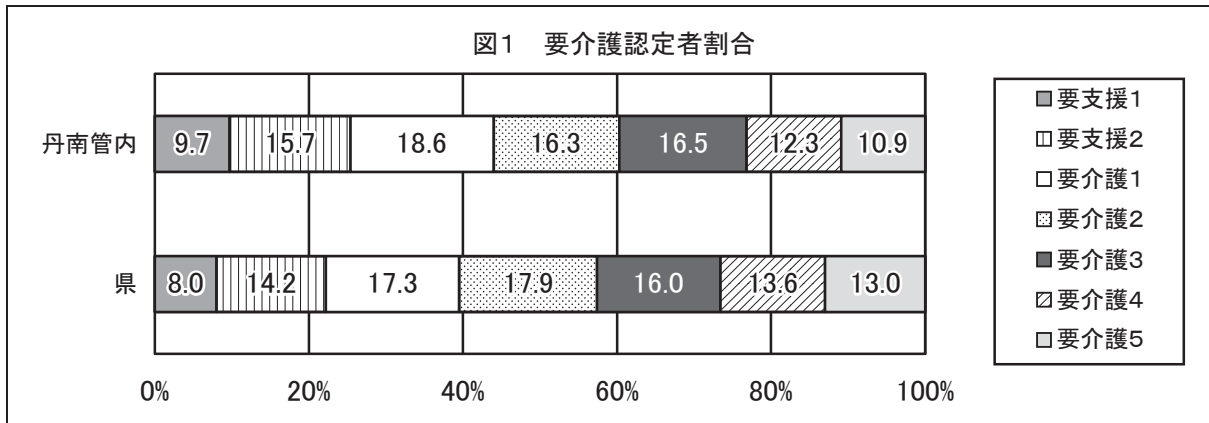
また、管内の第1号被保険者数(65歳以上の人口)に占める要介護認定者割合は、図2のとおりです。

表1 要介護認定者数

(単位：人)

市町名	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
19年3月末管内計	771	1,001	5	1,222	1,101	1,078	868	730	6,776
管内割合%	11.4	14.8	0.1	18.0	16.2	15.9	12.8	10.8	100.0
鯖江市	145	318	0	340	393	354	254	209	2,013
越前市	356	504	0	597	470	493	366	317	3,103
池田町	28	38	0	30	24	31	22	24	197
南越前町	85	102	0	124	74	83	75	84	627
越前町	51	118	0	191	161	177	132	110	940
20年3月末管内計	665	1,080	0	1,282	1,122	1,138	849	744	6,880
管内割合%	9.7	15.7	0	18.6	16.3	16.5	12.3	10.9	100.0
20年3月末県計	2,390	4,257	0	5,187	5,369	4,807	4,073	3,870	29,953
県割合%	8.0	14.2	0	17.3	17.9	16.0	13.6	13.0	100.0

(資料：県長寿福祉課より)



(イ) サービスの提供状況

介護保険制度では、介護が必要になってもできる限り住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、必要な福祉サービスや医療サービスを総合的に受けられる仕組みを目指しています。

要支援の認定を受けた利用者は、地域包括支援センターの職員が作成した介護予防ケアプランに基づき、介護予防サービスを受け、生活機能の改善、悪化防止に取り組みます。

要介護の認定を受けた利用者は、ケアマネジャーの作成したケアプランに基づき、介護度に合わせた各種サービスを受け、生活の維持・改善を図ります。

在宅サービスとして、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴、通所介護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導があります。さらに、施設への短期入所サービス、福祉用具の貸与・購入や住宅改修、市町により指定された地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）があります。

施設サービスとして、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護福祉施設サービスへの入所があります。管内におけるサービス事業所の設置状況は表 2～4 のとおりで、利用者は、事業所を選択してサービスを受けることができます。

平成 20 年 3 月の時点で、在宅介護サービスを利用している要介護認定者の割合は図 3 のとおりで、在宅サービス受給者と施設サービス受給者の年次変化については、図 4、5 のとおりです。

表2 介護給付サービス事業所数（市町別）

H20.3.31現在

	在 宅												施 設				合 計
	① 訪問 介護	② 訪問 入浴	③ 訪問 看護	④ 訪問 リハ	⑤ 居宅 療養	⑥ 通所 介護	⑦ 通所 リハ	⑧ 短期 生活	⑨ 短期 療養	⑩ 特定 施設	⑪ 福祉 用具	⑫ 用具 販売	⑬ 居宅 支援	⑭ 福祉 施設	⑮ 老健 施設	⑯ 療養 医療	
鯖江市	11	2	12	6	47	11	5	3	5	1	6	3	25	3	3	2	145
越前市	15	2	22	7	74	16	5	4	7	4	4	3	24	4	2	6	199
池田町	1		2	1	3	1		1					3	1			13
南越前町	2		6	3	8	4	2	1	2				8	1	2		39
越前町	2		6	3	18	6	1	4	2	2			5	4	1	1	55
小計	31	4	48	20	150	38	13	13	16	7	10	6	65	13	8	9	451
県合計	141	25	196	80	654	169	50	59	65	18	46	36	252	55	31	39	1,916

表3 予防給付サービス事業所数（市町別）

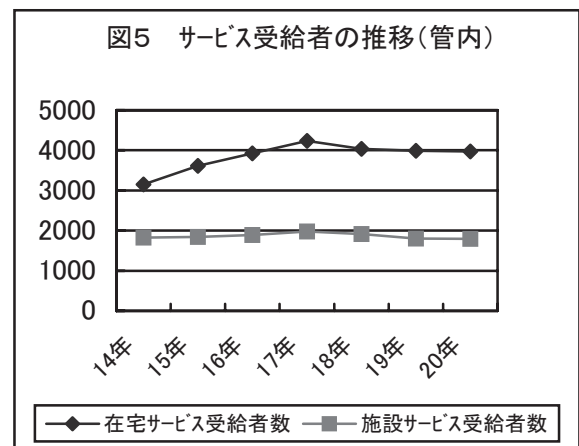
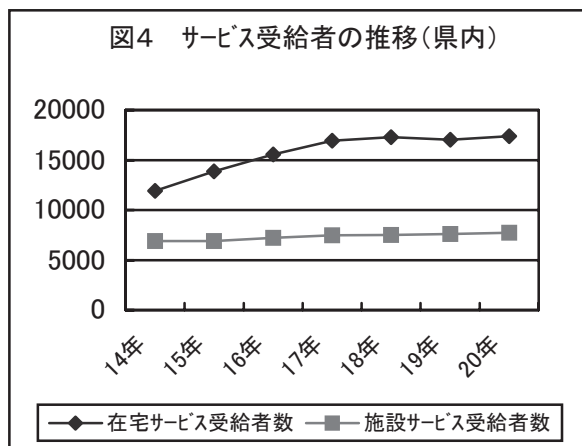
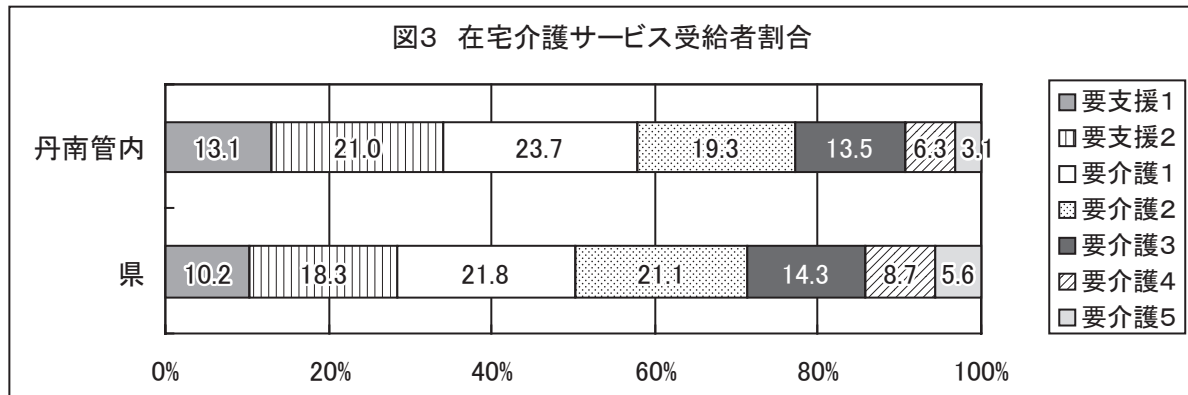
H20.3.31現在

	予 防 サ ー ビ ス													合 計
	① 予防 訪問 介護	② 予防 訪問 入浴	③ 予防 訪問 看護	④ 予防 訪問 リハ	⑤ 予防 居宅 療養	⑥ 予防 通所 介護	⑦ 予防 通所 リハ	⑧ 予防 短期 生活	⑨ 予防 短期 療養	⑩ 予防 特定 施設	⑪ 予防 福祉 用具	⑫ 予防 用具 販売	⑬ 予防 居宅 支援	
鯖江市	11	2	12	6	47	11	5	3	4	1	4	3	1	110
越前市	14	3	22	7	74	16	5	4	7	3	4	3	2	164
池田町	1		2	1	3	1		1					1	10
南越前町	2		6	3	8	4	2	1	2				1	42
越前町	2		5	3	18	6	1	4	2				1	29
小計	30	5	47	20	150	38	13	13	15	4	8	6	6	355
県合計	130	23	190	76	650	165	46	55	53	15	39	28	36	1,506

表4 地域密着型サービス事業所数（市町別）

H20.3.31現在

	地域密着型					地域密着型（予防）				計
	小規模 多機能	認知症共同 生活介護	認知症 通所	小規模 特養	計	予防小規模 多機能	予防認知症 共同生活介護	予防認知 症通所	計	
鯖江市	4	3			7	3	3		6	
越前市	4	5			9	4	5		9	
池田町					0				0	
南越前町					0				0	
越前町	1	3	1		5	1	3	1	5	
小計	9	11	1		21	8	11	1	20	
県合計	32	39	25	2	98	23	38	23	84	



IV 生涯を通じた健康づくり

1 栄養・健康づくり

(1) 健康づくりの推進

国は、21世紀をすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すため、1次予防に重点をおき、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸や生活の質の向上を目的とした「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を策定しました。さらに平成 15 年 5 月より「健康増進法」が施行されました。

県においては、健康増進法の趣旨のもと、県民一人ひとりが生涯にわたって健康であり続けるための指針として、平成 16 年 3 月「元気な福井の健康づくり応援計画」を策定し、各種健康づくり施策を実施してきました。

こうした中、国において、平成 18 年 6 月に医療制度改革関連法が成立し、予防を重視した生活習慣病対策が柱の一つとなりました。その中で、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の概念を導入し、予防の重要性に対する理解促進を図るとともに、平成 20 年度からは生活習慣病の発症・重症化予防に重点を置いた新しい健診・保健指導が医療保険者に義務づけられました。このような背景を踏まえて、県では平成 20 年 3 月に「元気な福井の健康づくり応援計画」を改定し、メタボリックシンドローム関連の内容の充実を図ることとなりました。

センターでは、この「元気な福井の健康づくり応援計画（改定版）」に基づき、県民および地域住民の健康づくりを推進し、健康増進における意識向上や普及啓発を図り、関係団体・機関と連携し、基盤整備の充実を図っています。

(2) 栄養改善の推進

健康づくりを推進していく中で、その課題の解決を図る際に「栄養・食生活」の果たす役割は大きいものがあります。それは多くの生活習慣病との関連が深いというだけでなく、同時に生活の質にも関わることからです。そこで、センターでは管内市町の栄養改善活動を支援するとともに、栄養成分表示等の情報提供、食環境の整備、給食施設の望ましい栄養管理の推進について指導・助言を行っています。

ア 現状

平成 9 年度に施行された地域保健法に基づき、地域住民を対象とする栄養相談業務および一般栄養指導業務の実施主体が市町に委譲されました。しかし、現在、丹南管内では、5 市町のうち、2 町で行政栄養士が未配置となっており、人体生理に基づく栄養アセスメントからの適切な栄養支援指導の対応が困難となる場合も予測されます。（表 1）

また、健康増進法の施行により、給食施設が「食事の提供」とどまらず、個人への「栄養教育」という役割を担うことが明確にされました。このことは、住民の健康づくりの基盤として給食施設のあり方が位置づけられたと言えます。中でも、特定給食施設においては適切な栄養管理の実施が義務づけられ、センターではそのための支援として、状況報告の結果に基づく個別の巡回指導等を実施しています。（表 2）

表1 管内市町の栄養士の配置状況

平成19年度

栄養士の配置されている市町	鯖江市、越前市、越前町
栄養士の配置されていない町	池田町、南越前町

注) 栄養士未配置の町では、事業等に併せて在宅栄養士の雇いあげ、または、担当課の保健師で対応

表2 給食施設指導状況 平成19年度

	給食施設数	
	特定給食施設	その他の施設
巡回指導	98	35

表3 特定給食施設届出状況 平成19年度

種類	件数
事業開始届	2
栄養管理状況報告書	207
届出事項変更届出	0
事業休止(廃止)届出	3

表4 管理栄養士免許申請状況 平成19年度

種類	件数
免許申請	10
書換・名簿訂正申請	6
免許照合	17
再交付申請	0

表5 栄養士免許申請状況 平成19年度

種類	件数
免許申請	17
免許訂正申請	15
免許再交付申請	2

表6 給食施設の状況

平成19年度

		管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらも いない 施設数	合計 施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		
特定給食施設	学校	16	16				6	6	24	46
	病院	3	10	10	26	15				13
	介護老人保健施設	2	3	4	5	4			1	7
	老人福祉施設	4	4	2	2	2				6
	児童福祉施設	4	5	2	2	2	21	30	8	35
	社会福祉施設	2	2				3	3		5
	事業所			1	1	1	3	4	3	7
	寄宿舍	1	1							1
	一般給食センター						1	5		1
	計	32	41	19	36	24	34	48	36	121
その他	学校	1	1						2	3
	病院・医院	4	5	6	6	8	10	10	2	22
	介護老人保健施設			1	1	1				1
	老人福祉施設	1	1	2	3	4	6	7		9
	児童福祉施設	1	1				6	7	27	34
	社会福祉施設	5	5	2	2	3	7	9	7	21
	事業所						2	2	3	5
	寄宿舍								2	2
	計	12	13	11	12	16	31	35	43	97

注) 特定給食施設とは特定多数人に対して、継続的に1回100食、または、1日250食以上の食事を提供する施設
栄養士が施設に配置されているもののみを「配置されている」とみなす

(3) 栄養改善事業の推進

ア 福井の健康づくり「食の応援団」推進事業

全国的に食生活に占める外食やそのまま摂食できる惣菜および持ち帰り弁当(以下、中食と略す)の利用は年々増加傾向にあります。

外食や中食を利用しながら「健康に気をつけた食事ができる」という食環境の整備を目的として、外食、中食等の提供者である関係業者と公的保健機関が連携し、平成13年度から『福井の健康づくり「食の応援団」健康づくり応援の店』事業を展開してきました。丹南地域では60件の飲食店等が登録しています。(表7)

表7 「健康づくり応援の店」管内登録状況(業態別) 平成19年度

	飲食店	旅館・ホテル	弁当・惣菜菓子店	製造所	事業所給食その他	合計
鯖江管内	26	2	3	0	0	31
武生管内	20	0	7	1	1	29
合計	46	2	10	1	1	60

イ 国民健康・栄養調査

この調査は、健康増進法に基づき実施するものであり、国民の身体状況、栄養摂取量および生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的としています。平成19年度は管内1地区18世帯66人を対象に、11月に身体状況、栄養摂取状況等に関する調査を実施しました。

(4) 健康増進指導事業の推進

ア 食生活・栄養管理支援事業

管内給食施設の栄養・健康づくり担当者を対象に、ライフステージごとの適切な栄養管理が普及、実施されるよう研修会を開催しました。今後、さらなる丹南地域における栄養管理の水準向上のため症例検討の実施、職域を越えた連携強化を考慮した支援が必要であると考えます。(表8)

表8 食生活・栄養管理支援事業実施状況

実施日	実施場所	内容	受講人数
平成20年 3月7日	福井まちなか文化施設 響のホール	講演 ・地域で完結する医療を目指して ・新健康フロンティア戦略～女性の健康力 ・女性のやせと骨粗しょう症	管内医療機関・老人施設関係の栄養士等 (29名)
平成20年 3月12日	鯖江市健康福祉センター	講義 「食事バランスガイドの活用・実践に向けて」 報告「管内給食施設における栄養管理状況」 事例発表「肥満児への栄養ケアの取り組み」	管内学校・児童福祉施設栄養士等 (49名)

イ 健康づくり運動普及事業

健康運動（身体活動）が普及され、実践されることは生活習慣病の予防に効果的であると同時に、介護予防の視点からも『明るく活力ある超高齢社会』の構築につながると考えられます。そのため、地域で運動を普及しているボランティアや事業所の衛生管理者を対象に、運動講習会を開催しました。（表 9）

表 9 健康づくり運動普及事業実施状況

実施日	場所	内容	受講者数
平成 19 年 9 月 26 日	越前市福祉 健康センター	講義および運動実技 「メタボ対策お家でできる実践方法 ～エクササイズガイド 2006 の活用～」 ・意見交換会「ふくいのためから運動について」 ・みんなラジ推進隊の募集	健康づくり実 践団体・各市 町健康づくり 推進員・ボラ ンティア等 (34 名)
平成 19 年 11 月 21 日	越前市労働 福祉会館	講演「福井県民の運動習慣の現状と県での取り組み」 ・ウォーキングマップの活用、みんなラジ推進隊の募集 講演および運動実技 「働き世代の運動習慣定着化のために ～職場での取り組みに向けて～」 ・職場でもできる簡単な体操	事業所の衛生 管理者等 (24 名)

(5) メタボリック対策推進事業

県民の生活習慣病の発症・重症化予防に向けて、メタボリック対策推進事業に取り組んでいます。平成 19 年度については下記の 9 項目について実施し、適切な食生活の実践指導や適度な運動習慣の定着に向けて支援しています。特にこの中で、「福井県版食事バランスガイド」および、たのしく、かんたんに、らくにできる運動をとりまとめた「ふくいのためから運動」については県でパンフレットを作成し、今後普及啓発を図ります。（表 10）

表 10 各種事業の実施状況

平成 19 年度

	事業項目	実施内容（開催回数・参加者等）
1	生活習慣病対策会議	2 回開催（市町栄養士・運動担当者・学校栄養士・食生活改善推進員等）
2	福井県版食事バランスガイドの作成	*パンフレット作成
3	ショッピングセンターでの食生活改善コーナーの設置	2 回（延 112 名）
4	中食・外食業者に対するヘルシーメニュー支援	4 店舗
5	幼稚園における幼児期からのよい食習慣定着支援	2 施設 親子クッキング 4 回（延 138 名）
6	子育て支援センターでの出前食育健康講座	22 回（延 664 名）
7	産婦人科医院・病院における栄養講座の開催	6 回（延 26 名）
8	「みんなラジ」ムーブメントの展開	事業所訪問 90 件 推進隊登録 48 件
9	「ふくいのためから」運動とりまとめ	*パンフレット作成

(6) 食生活改善推進員の地区活動状況

食生活改善推進員は、地域において、ボランティア活動を通じた栄養改善を行っています。管内の食生活改善推進員は、鯖江支部（あすなろ会）と武生支部（わかな会）の2支部があり、地区活動状況は次のとおりです。（表11）

表11 活動項目別活動状況

平成19年度

市町	ヘルスポーター21事業		生活習慣病予防		母子の健康貧血予防		高齢者の健康・食生活		総数		自己学習
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数
鯖江市	10	27	24	3,278	18	1,043	27	973	79	5,321	393
越前市	158	1,074	2,782	20,612	561	6,274	3,472	30,013	6,973	57,973	6,441
南越前町	44	158	539	3,513	174	1,318	236	3,450	993	8,439	776
越前町	8	29	21	475	32	843	11	350	72	1,697	385
合計	220	1,288	3,366	27,878	785	9,478	3,746	34,786	8,117	73,430	7,995

注) 現在、池田町は休会中。

2 多様な保健サービスの提供

(1) 母子保健

ア 市町母子保健事業の現状

近年、少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、母と子をめぐる様々な環境は大きく変化し、母子保健対策の重要性は増大しています。

こうした状況に対応して、妊娠、出産、育児や乳幼児保健についてきめ細かくかつ一貫したサービスの提供を図るという観点から、平成9年度より健康診査、訪問・相談指導等の実施主体が県から住民に身近な市町に一元化され実施されています。

(ア) 各母子保健事業の実施状況

妊娠期の保健対策として、母子手帳の交付時面接等による健康相談を行い、分娩や出産に関する不安の軽減やハイリスク妊婦の把握につとめており、医療機関委託妊婦健診や訪問指導、妊婦教室、両親学級等を実施しています。

乳幼児期の保健対策としては、医療機関へ委託している乳児健診をはじめ、各市町が独自で実施している集団による乳幼児健診、育児相談、子育て教室および各種の子育てサロン等の自主グループへの支援等を実施しています。

また、思春期保健対策として、学校保健と連携して赤ちゃんとのふれあい（体験）教室等実施しています。近年は、少子化対策として子育て支援策が充実されてきています。また、育児不安や児童虐待予防に対する母子保健での取組みがますます重要になっています。

そのためには、保健・医療・福祉および学校等関係機関のより一層の連携強化により、効果的な育児支援ネットワークを構築していくことが必要です。

表1 母子保健事業実施状況

平成19年度

	健康診査			健康相談	健康教育			家庭訪問 (妊婦・新生児のみ)	その他
	妊婦	乳児	幼児		思春期	妊婦	乳幼児		
鯖江市	★妊婦健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	・乳幼児発達相談 ・ことばの相談 ・すくすく育児相談	思春期保健福祉 体験事業	・新米お父さん 教室	・幼児親子教室 ・幼児親子教室 パートⅡ、Ⅲ (身体面) ・かがやきキッズ (精神面) ・たくみ会(精神面) ・かがやきキッズ	・新生児訪問 (生後4ヶ月 までの乳児)	・自主グループ 支援 ・歯みがき教室 ・絵本読み聞かせ ・栄養指導
越前市	★妊婦健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月 健診	1歳6か月児健診 (絵本の読みきかせ 実施) 3歳児健診 (ブラッシング教室 同時開催)	・2か月児セミナー ・乳児育児相談 ・こどもの発達 相談	・赤ちゃん 抱っこ体験 学習 ・子どもの 生活習慣病 予防事業 ・教育相談 (性感染症の 予防)	・両親 学級	・離乳食教室 (前期・後期) ・のびのび 発達教室	・ハイリスク妊婦 訪問 ・新生児訪問 ・乳幼児健診事 後訪問 ・幼児健診未 受診者訪問	・外国人育児支援 (通訳配置) ・児童デイサー ビス事業 ・3歳児親子 歯ッピー教室 (フッ素塗布、 歯みがきチェ ック) ・産後ケア事業 ・子育てグルー プ・子育てボ ランティアの 育成
池田町	★妊婦健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月 健診	1歳6か月児健診 2歳児健診 2歳6か月児健診 3歳児健診	・母子手帳交付時 の相談 ★妊婦歯科保健指導 ・乳児育児相談 ・母乳哺育相談		・妊婦 相談	・子育て講演会 ・離乳食相談 ・なかよしひろば ・絵本の窓	・妊婦訪問 (妊婦健診フォロ ーより) ・新生児訪問 ・健診事後指導	・3歳児歯科 保健指導 (フッ素塗布) ・ブラッシング 指導 ・乳幼児発達 支援事業
南越前町	★妊婦健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月 健診 赤ちゃん健 診 (2～3か月・ 6～7か月) 乳幼児健診 (0～就学前 希望者)	1歳6か月児健診 3歳児健診	・育児相談会 ・親子相談会 ・すくすく広場 ・2歳児育児相談		・マタニティー セミナー		・新生児訪問	・虫歯予防教室 ・虫歯のない子 の表彰 ・母子保健関係 者連絡会 ・保健推進員研 修会
越前町	★妊婦健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★6～7か月 健診 ★9か月健診	1歳6か月児健診 2歳6か月児歯科 健診 3歳6か月児健診	・母子手帳交付 時の相談 ・妊婦相談 ・育児相談 ・のびのび発達 相談		・マタニティー スクール	・幼児食教室 ・幼児親子教室 ・わいわいキッズ ・子育てサロン	・新生児訪問 ・妊婦の電話・ 訪問	・歯みがき教室 (保育所巡回) ・子育て支援情 報誌

★は医療機関委託にて実施

(4) 母子訪問活動状況

妊産婦、新生児および乳幼児訪問は、各市町の保健師等が行っており、訪問活動の取り組み状況は市町によって格差がみられます。(表2)

育児不安や虐待予防等に対応していくためにも、訪問等による個別指導の充実が求められる中、平成19年度から市町における「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問することになりました。

表2 母子訪問活動状況（管内市町別・対象別）

平成19年度

	妊婦		産婦		新生児 (未熟児を除く)		未熟児		乳児 (新生児・未熟児 を除く)		幼児		その他	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
鯖江市			63	63	52	52			274	278	14	16		
越前市	3	3	397	407	3	3	15	15	417	430	305	323	7	13
池田町			9	9	9	9	1	1	4	4				
南越前町	8	8	31	31	1	1	3	3	45	48	23	32		
越前町	1	2	115	116	3	3			113	118	17	17	1	1

(地域保健事業報告より)

(ウ) 妊婦一般健康診査

妊娠中の疾病の予防と早期発見をめざし、各市町では妊婦に対し適切な指導を実施するため医療機関に妊婦の健康診査を委託して公費で行っています。「妊婦一般健康診査受診票」は、母子健康手帳や母子保健のしおりに挿入され、妊婦は妊娠前期、中期、後期の各期に1回ずつ医療機関で受診できます。さらに、平成18年度からは、第3子以降は全14回の健診が無料で受けられるようになりました。

平成19年度の管内の受診率は、妊娠前期96.6%、妊娠中期97.4%、妊娠後期92.5%でした。

受診結果では、妊娠期間が進むにつれて、異常ありが多くなっています。異常を認められた中では「貧血」が大半を占め、妊娠前期では144人(8.6%)、妊娠中期では374人(22.4%)、また妊娠後期では535人(34.2%)でした。(表3)

表3 妊婦一般健康診査状況

平成19年度

	市町	受診票 交付数	受診 人員	受診率 (%)	受診結果(件数)								
					異常 なし	異常あり(件数)					その他(%)		
						実人数	延人数	高血圧(%)	貧血(%)				
妊娠前期	鯖江市	672	660	98.2	588	72	74		67	10.2	7	1.1	
	越前市	757	719	95.0	655	64	64	1	0.1	54	7.5	9	1.3
	池田町	9	9	100.0	8	1	1		1	11.1			
	南越前町	98	90	91.8	80	10	10		6	6.7	4	4.4	
	越前町	187	187	100.0	171	16	16		16	8.6			
	管内	1,723	1,665	96.6	1,502	163	165	1	0.1	144	8.6	20	1.2
妊娠中期	鯖江市	672	653	97.2	496	157	162	3	0.5	151	23.1	8	1.2
	越前市	757	741	97.9	559	182	185			169	22.8	16	2.2
	池田町	12	12	100.0	8	4	4			4	33.3		
	南越前町	98	88	89.8	70	18	18			17	19.3	1	1.1
	越前町	172	172	100.0	138	34	35			33	19.2	2	1.2
	管内	1,711	1,666	97.4	1,271	395	404	3	0.2	374	22.4	27	1.6
妊娠後期	鯖江市	672	599	89.1	404	195	198	1	0.2	184	30.7	13	2.2
	越前市	757	729	96.3	439	290	297	2	0.3	272	37.3	23	3.2
	池田町	11	11	100.0	9	2	2			1	9.1	1	9.1
	南越前町	98	73	74.5	46	27	29	1	1.4	24	32.9	4	5.5
	越前町	153	153	100.0	96	57	58			54	35.3	4	2.6
	管内	1,691	1,565	92.5	994	571	584	4	0.3	535	34.2	45	2.9

注) 「異常あり」の率は受診人員に対する割合

(市町村母子保健実施状況報告より)

(イ) 乳児一般健康診査（医療機関委託分のみ）

乳児期の疾病の予防と早期発見を行い適切な指導をするため、各市町は医療機関に委託して公費による乳児の健康診査を行っています。「乳児一般健康診査受診票」は、母子健康手帳や母子保健のしおりに挿入され、乳児は1か月児・4か月児・9～10か月児健康診査を医療機関で受診できます。

平成19年度の管内の受診率は、1か月児健康診査90.4%、4か月児健康診査97.9%、9～10か月児健康診査94.2%と高率でしたが、市町別にみると多少のばらつきが見られました。

受診の結果、異常の認められたものは、1か月児健康診査181人（11.6%）、4か月児健康診査239人（14.2%）、9～10か月児健康診査195人（11.8%）でした。（表4）

市町によっては、医療機関委託の健康診査のほかに、2か月、7か月児等を対象に集団健診を実施し、医師や保健師のほか、栄養士、食生活改善推進員や保健推進員がそれぞれの乳児の発達時期に合わせた相談や指導を合わせて行っているところもあります。

(ロ) 1歳6か月児健康診査

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等について、早期に発見し早期に適切な指導や療養の援助を行うことを目的に、幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語の発達の標識が容易に得られるようになる1歳6か月児に対して、市町が健康診査を実施しています。

なお、この健康診査では、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談等を行っています。市町においては、健診の場において心理相談員や家庭相談員を配置しているところもあります。

平成19年度の管内の対象者は1,738人で、受診者は1,688人、受診率は97.1%です。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は184人（10.9%）であり、身体発育の異常55人（3.3%）、皮膚疾患27人（1.6%）運動機能異常40人（2.4%）、などが多くありました。精神発達遅滞等精神面において所見のみられた者は414人（24.5%）でした。また、その他の有所見者実数が72人（4.3%）みられました。（表5）

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付されます。平成19年度に管内では19人に交付され、17人が受診しています。その結果、異常なしが7人、経過観察になった者が9人、要治療になった者が1人みられました。（表6）

表4 乳児一般健康診査状況（医療機関委託分のみ）

平成19年度

	市町	実施方法		対象者数	受診者数	受診率(%)	受診結果(件数)						
		委託	集団				異常なし	異常あり(件数)					
								実人数	延人数	要指導	要観察	要精検	要治療
1 か 月 児 健 診	鯖江市	○		695	633	91.1	571	62	77	15	39	3	20
	越前市	○		757	672	88.8	584	88	92	30	42	8	12
	池田町	○		15	15	100.0	14	1	1				1
	南越前町	○		85	79	92.9	73	6	6	3	1	2	
	越前町	○		171	158	92.4	134	24	24		17	5	2
	管内			1,723	1,557	90.4	1,376	181	200	48	99	18	35
4 か 月 児 健 診	鯖江市	○		672	660	98.2	593	67	87	6	42	5	34
	越前市	○		757	743	98.2	613	130	140	16	64	9	51
	池田町	○		15	15	100.0	11	4	4		3		1
	南越前町	○		89	86	96.6	76	10	10	1	6		3
	越前町	○		187	180	96.3	152	28	28		14	6	8
	管内			1,720	1,684	97.9	1,445	239	269	23	129	20	97
9 ～ 10 か 月 児 健 診	鯖江市	○		689	659	95.6	594	65	67	1	53		13
	越前市	○		757	718	94.8	627	91	105	16	54	4	31
	池田町	○		12	11	91.7	9	2	2		1		1
	南越前町	○		83	75	90.4	64	11	11	2	4	1	4
	越前町	○		213	190	89.2	164	26	26		21		5
	管内			1,754	1,653	94.2	1,458	195	211	19	133	5	54

(市町村母子保健実施状況報告より)

表5 1歳6か月児健康診査状況

平成19年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	
対象者数(人)		679	769	16	91	183	1,738	
受診者数(人)		648	759	14	91	176	1,688	
受診率(%)		95.4	98.7	87.5	100	96.2	97.1	
身体面の異常	身体面有所見者実数	90	60	5	7	22	184	
	有所見率(%)	13.9	7.9	35.7	7.7	12.5	10.9	
	身体発育の異常	32	16	3	1	3	55	
	熱性けいれん				1		1	
	運動機能異常	14	15	1		10	40	
	眼科異常	3	2	2		1	8	
	てんかん性疾患		1		1		2	
	先天異常	4	3				7	
	耳鼻咽喉科疾患	2	5				7	
	血液疾患	1	2				3	
	皮膚疾患	15	7	2	1	2	27	
	循環器系疾患	4	7	1		2	14	
	呼吸器系疾患	3	2				5	
	消化器系疾患		2				2	
	泌尿器生殖系疾患	16	1			3	20	
その他	1			3	1	5		
精神面	精神面有所見者実数	222	156	3	10	23	414	
	有所見率(%)	34.3	20.6	21.4	11.0	13.1	24.5	
	精神発達遅滞	159	110	3	7	20	299	
	精神行動上の異常	82	48		4	3	137	
その他	その他有所見者実数	49	18	1	1	3	72	
	有所見率(%)	7.6	2.4	7.1	1.1	1.7	4.3	
	育児環境	44	15	2	1	1	63	
	生活習慣	10	3	1		2	16	
	その他							
歯科健診	受診者数	648	758	14	91	177	1,688	
	むし歯の総数	27	78	6	9	4	124	
	虫歯なし	虫歯のない者計	634	733	12	88	176	1,643
		○1型	612	733	4		175	1,524
		○2型	22		8		1	31
		不詳				88		88
	虫歯あり	虫歯のある者計	14	25	2	3	1	45
		A型	14	19	2	3		38
		B型		4				4
		C型					1	1
		不詳		2				2
	他異常	軟組織の異常	1	3				4
咬合異常		9	7		1	6	23	
その他		20	17		8	4	49	

表6 1歳6か月児健康診査精密検査結果

平成19年度

市町	交付数	受診数	検 査 結 果				
			異常なし	経 過 観 察		要 治 療	
				主な疾患名	(人)	主な疾患名	(人)
鯖江市	11	11	4	斜視 反張膝 内反足 移動性精巣 停留睾丸	1 1 1 2 1	0脚	1
越前市	5	3	2	粘液のう胞	1		
池田町	0						
南越前町	0						
越前町	3	3	1	両外反偏平足 頸部リンパ節腫脹	1 1		
管内計	19	17	7		9		1

(か) 3歳児健康診査

3歳児は、幼児期のうちで身体発育および精神発達の個人的差異が明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長発達に影響を及ぼすということで重要な時期です。この時期に運動、視覚、聴覚、言語等やその他の疾病や異常を早期に発見し、適切な援助を行うことを目的に、3歳児に対して市町が健康診査を実施しています。また、この健康診査では、生活習慣の確立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談などをおし、保護者への育児支援にも視点がおかれています。

平成19年度の管内の対象者は1,809人で、受診者は1,739人、受診率は96.1%でした。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は238人(13.7%)であり、身体発育の異常51人(2.9%)、眼科異常61人(3.5%)、泌尿器生殖系疾患70人(4.0%)などが多くありました。精神発達遅滞等精神面において所見のみられた者は280人(16.1%)でした。また、その他の有所見者実数が53人(3.0%)みられました。(表7)

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付されます。

平成19年度に管内では一般精密検査で30人に交付され、24人が受診しました。その結果、経過観察になった者が7人、要治療になった者が6人みられました。眼科精密検査では37人に交付され30人が受診して、その結果、斜視や乱視等で経過観察になった者が8人、乱視、遠視等で要治療になった者が10人みられました。耳鼻科精密検査では1人に交付され受診した結果、要治療となりました。(表8)

表7 3歳児健康診査状況

平成19年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	
対象者数(人)		728	799	5	94	183	1,809	
受診者数(人)		700	777	5	93	164	1,739	
受診率(%)		96.2	97.2	100	98.9	89.6	96.1	
身体面の異常	身体面有所見者実数	149	62	0	15	12	238	
	有所見率(%)	21.3	8.0		16.1	7.3	13.7	
	身体発育の異常	42	7		1	1	51	
	熱性けいれん	2					2	
	運動機能異常	6	3			1	10	
	眼科異常	27	24		9	1	61	
	てんかん性疾患							
	先天異常	6	1		1		8	
	耳鼻咽喉科疾患	11	5		1		17	
	血液疾患				1		1	
	皮膚疾患	14	8		1	2	25	
	循環器系疾患	4	1		3		8	
	呼吸器系疾患	3					3	
	消化器系疾患					1	1	
	泌尿器生殖系疾患	53	13		1	3	70	
その他	6				3	9		
精神面	精神面有所見者実数	159	105	0	11	5	280	
	有所見率(%)	22.7	13.5		11.8	3.0	16.1	
	精神発達遅滞	109	62		6	4	181	
	精神行動上の異常	83	49		8	1	141	
その他	その他有所見者実数	45	3	0	0	5	53	
	有所見率(%)	6.4	0.4			3.0	3.0	
	育児環境	49	3			3	55	
	生活習慣	11				2	13	
	その他							
歯科健診	受診者数	697	777	5	93	166	1,738	
	むし歯の総数	488	722	4	103	191	1,508	
	虫歯なし	虫歯のない者計	538	573	2	62	112	1,287
		○1型	532	573			109	1,214
		○2型	6		2	62	2	72
		不詳					1	1
	虫歯あり	虫歯のある者計	159	204	3	31	54	451
		A型	115	140	3	19	38	315
		B型	38	52		11	9	110
		C型	6	11		1	7	25
不詳			1				1	
他異常	軟組織の異常	1	5		6		12	
	咬合異常	64	81	1		3	149	
	その他				13	2	15	
尿検査	受診者数	581	662	5	90	156	1,494	
	蛋白	+	8	3			1	12
		++以上	1					1
	糖	+	1	2				3
		++以上	1					1

表 8 3 歳児健康診査精密検査結

平成 19 年度

一般精密検査

市町	交付数	受診数	検 査 結 果				
			異常なし	経 過 観 察		要 治 療	
				主な疾患名	(人)	主な疾患名	(人)
鯖江市	19	18	8	尿潜血 包茎	5 1	水いぼ 尿糖 言語発達遅滞 自閉症 ^{ス°} ケラム	1 1 1 1
越前市	10	6	3	尿潜血(++)	1	精神発達地帯 言語発達地帯	1 1
池田町	0						
南越前町	1	0					
越前町	0						
管内計	30	24	11		7		6

眼科精密検査

市町	交付数	受診数	検 査 結 果				
			異常なし	経 過 観 察		要 治 療	
				主な疾患名	(人)	主な疾患名	(人)
鯖江市	12	10	2	外斜視	3	近視性乱視 雑性乱視 屈折異常弱視 内斜視	1 1 2 1
越前市	19	14	8	近視 斜視 視力障害	1 1 1	遠視 両遠視性乱視	2 1
池田町	0						
南越前町	5	5	2	近視疑い	1	近視性乱視	2
越前町	1	1		両近視性乱視	1		
管内計	37	30	12		8		10

耳鼻科精密検査

市町	交付数	受診数	検 査 結 果				
			異常なし	経 過 観 察		要 治 療	
				主な疾患名	(人)	主な疾患名	(人)
鯖江市	1	1				滲出性中耳炎	1
越前市	0						
池田町	0						
南越前町	0						
越前町	0						
管内計	1	1					1

イ 当センターの母子保健事業の現状

当センターでは、専門的技術的観点から市町を支援するとともに、未熟児訪問指導、医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

(7) 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障害や発育不良などの症状をきたしますが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障害を予防することが可能です。

発生頻度が比較的高く、治療方法についてもある程度確立されており、同時に検査することができるフェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下（クレチン）症の6疾病について行われています。医療機関で、生後5～7日目の新生児の足蹠から穿刺によりごく少量の血液をろ紙に採り、これを県外検査機関に送付して検査が行われます。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をしたり、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

管内の平成19年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査は3件でした。

表10 先天性代謝異常等検査 平成19年度

市町	平成18年度 出生数	要精密 検査者	要精密検査結果			
			異常なし	異常あり	経過観察	その他
鯖江市	694	1		1		
越前市	757	1	1			
池田町	18					
南越前町	82					
越前町	162	1	1			
管内	1,713	3	2	1		

※出生数：市町村母子保健実施報告より

(4) 母子医療給付状況（医療費公費負担制度）

小児に対する医療援護として、母子保健法に基づく未熟児養育医療給付、児童福祉法に基づく育成医療給付および結核児童への療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく医療給付があります。

平成19年度は、給付を受けている人数（実人数）は、育成医療68件、小児慢性特定疾患155件、養育医療53件でした。

表11 医療給付状況 (実人員)

種別 年度別	育成医療	小児慢性 特定疾患	養育医療	療育給付
平成15年度	67	154	38	0
平成16年度	74	148	38	0
平成17年度	63	167	35	0
平成18年度	74	180	29	0
平成19年度	68	155	53	0

a 育成医療

身体に障害のある児童、または現存する疾患を放置することにより将来において障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果の期待できるものを対象として、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うもので、昭和 29 年より実施しています。育成医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関（更正医療）に委託して行うものです。

当センターでは、育成医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時および退院後の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 19 年度の育成医療給付（実人数）は 68 件であり、疾病では音声・言語障害や心臓障害によるものが多くありました。

表 1 2 育成医療給付状況（疾病別） （実人員）

年度別 \ 疾病別	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	機能障害	音声・言語障害	心臓障害	腎臓障害	その他の障害	計
平成 15 年度	7	5	6	19	16	1	13	67	
平成 16 年度	9	5	6	26	14	2	12	74	
平成 17 年度	6	8	1	14	22	3	9	63	
平成 18 年度	11	5	6	24	14	2	12	74	
平成 19 年度	7	7	5	20	20	1	8	68	
鯖江市	2	5	1	8	7		4	27	
越前市	5	2	3	8	10	1	1	30	
池田町			1	1	1		1	4	
南越前町				1			1	2	
越前町				2	2		1	5	

b 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定の疾患についての治療研究を行い、医療の確立と普及を図るとともに、保護者の医療費の負担を軽減することを目的として、昭和 49 年より実施され平成 17 年度から児童福祉法に根拠規定がおかれることになりました。

小児の慢性疾患のうち、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額となり、また、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することとなる悪性新生物などの 11 疾患群（平成 17 年度より）が対象です。対象年齢は 18 歳未満の児童と制限されているが、疾患によっては引き続き治療する場合には、20 歳になるまで医療の給付が行われています。

当センターでは、小児慢性特定疾患医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時および申請中の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 19 年度の小児慢性特定疾患医療給付（実人数）は 155 件あり、疾病別では内分泌疾患によるものが最も多く、ついで多いのが悪性新生物でした。（表 13）

表 1 3 小児慢性特定疾患治療研究事業の給付状況（疾病別）

（実人員）

疾病別 年度別	悪性 新生物	慢性 腎疾患	ぜん そく	慢性 心疾患	内分 泌疾患	膠 原 病	糖 尿 病	先異 天性 代謝 常	血血 友液 病疾 等の 患	神 経 筋 疾 患	慢性 消化 器疾 患	計
平成 15 年度	44	11		9	52	9	6	11	9	3		154
平成 16 年度	44	6	1	9	52	4	4	14	11	4		149
平成 17 年度	40	9		19	53	6	6	7	10	9	8	167
平成 18 年度	31	16		27	58	5	7	10	10	9	7	180
平成 19 年度	26	12		22	55	3	7	9	8	6	7	155
鯖江市	6	4		5	17	1	3	2	3	5	4	50
越前市	11	7		13	34	1	2	6	2	1	3	80
池田町												0
南越前町	3			1	3	1	1		1			10
越前町	6	1		3	1		1	1	2			15

注）慢性消化器疾患は平成 17 年度より疾患群に加わりました

c 養育医療

未熟児は、生理的に種々の未熟性があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いため、生後すみやかに適切な措置を必要とします。

このため、母子保健法では出生時の体重が 2,000 g 以下の場合や、生活力が特に薄弱で身体が発育が未熟なまま出生した未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う養育医療給付制度を設けており、昭和 22 年より実施しています。

未熟児に対する医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関に委託して行い、入院に要する費用が対象になっています。管内での養育医療の指定医療機関は、公立丹南病院のみであり、福井市内の指定医療機関に入院する児も多くあります。

管内の平成 19 年度の給付件数（実人数）は 53 件でした。（表 14）

当センターでは、養育医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時は保護者からの相談に対応したり、児の退院後は保健師による家庭訪問を行い養育の相談に応じています。

表 1 4 出生体重別養育医療給付状況

平成 19 年度

年度別	区分 (g)	～1,000	1,001～ 1,500	1,501～ 2,000	2,001～ 2,500	2,501～	計
平成 15 年度		1	10	20	6	1	38
平成 16 年度		4	8	12	9	5	38
平成 17 年度		4	7	15	5	4	35
平成 18 年度		5	4	10	8	2	29
平成 19 年度		7	7	18	11	10	53
鯖江市		2		6	8	4	20
越前市		5	5	9	1	3	23
池田町				1		2	3
南越前町							0
越前町			2	2	2	1	7

d 療育給付

結核は、一般に長期の療養を必要とするが、特に児童の場合には医療だけではなく、入院中の教育や生活指導等についても適切な措置を講ずる必要があります。このため、長期の療養を必要とする結核児童を厚生労働大臣又は知事が指定する病院に入院させ、適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給しています。また、入院中の療養生活についても指導が行われており、療養に必要な物品が支給されています。

管内では、平成14～19年度の療育申請はありませんでした。（表11）

(ウ) 低身長等内分泌相談会

当センターでは、低身長等を主とする内分泌疾患等に関するより専門的な相談を実施してきました。

表15 低身長等内分泌相談会 平成19年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	2	低身長および代謝異常児 およびその疑いのある児 を対象とした個別相談	小児科医師（2回） 保健師	実31名

(エ) 母子保健相談実施状況

平成19年度は、低出生体重児・長期療養児・障害児等について家庭訪問および相談を実施しました。（表16、17）

表16 母子保健相談状況 平成19年度

訪問										電話相談 (延人員)	面 接 (延人員)
産婦		低出生体重児		乳児		幼児		計			
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
92	124	103	176	10	15	13	14	218	329	159	201

表17 長期療養児・障害児相談状況 平成19年度

実人員	相談									訪問		電話相談 (延人員)
	延人員									実人員	延人員	
	申請等	医療	家庭看護	福祉制度	就学	食事栄養	歯科	その他	計			
238	235	20	5	4	5	5		14	288	6	15	99

(オ) 育児不安解消サポート事業

当センターでは、虐待に発展する恐れのある家庭の親に対し育児不安を解消する場を提供し、虐待の未然防止を図るため、平成17年度より育児不安解消サポート事業を実施しています。

表 1 8 育児不安解消サポート事業実施状況

平成 19 年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	12	親グループワーク (参加者が少ない と個人面接方式) 子グループ (自由あそび)	臨床心理士(22回) 精神科医師(7回) 保育士(0回) 保健師 家庭相談員 (センター・鯖江市) 母子自立支援員	親 実12名 延18名 子 実10名 延18名
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	10			親 実6名 延16名 子 実5名 延15名
合 計	22			親 実18名 延34名 子 実15名 延33名

(カ) 特定不妊治療費助成事業

当センターでは、不妊治療を受けている夫婦の財政的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、平成 16 年度より体外授精および顕微授精に要した治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。平成 18 年度からは、1 年度あたりの助成回数が 2 回に、平成 19 年度からは 3 回に拡大されました。

表 1 9 特定不妊治療費助成事業実施状況

年 度	申請数	治療内容		妊娠の有無
		体外授精	顕微授精	
平成 16 年度	29	6	23	3
平成 17 年度	35	18	17	4
平成 18 年度	78	32	46	9
平成 19 年度	145	51	94	15

(2) 歯科保健対策

ア 歯科保健対策の現状

歯科保健対策の現状は表 1 のとおりです。

表 1 歯科保健対策の現状

平成 19 年度

事業名	実施内容
母子歯科保健事業	母子保健法：1 歳 6 か月児および 3 歳児歯科健康診査 児童福祉法、学校保健法：年 1 回以上の歯科健診（各幼稚園・保育園）
学校歯科保健事業	学校保健法：年 1 回以上の歯科健診（各小中学校・高等学校）
老人歯科保健事業	老人保健法：40 歳以上を対象に歯科保健指導、歯周疾患検診（市町）
歯科保健推進事業	成人歯科保健事業：20～40 歳までの住民対象に歯科健診や歯科保健指導等を実施（鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町）

イ 歯科保健対策の実施状況

(7) 1歳6か月児および3歳児歯科健康診査

平成19年度の1歳6か月児歯科健康診査結果におけるむし歯の保有率は、県2.7%に対し管内2.7%でした。また、3歳児歯科健康診査結果におけるむし歯の保有率は、県25.7%に対し管内25.9%で、管内は県に比べて保有率はやや高率でした。(表2)

表2 1歳6か月児・3歳児健康診査むし歯保有率(%)

	年度	福井県	管内計	鯖江市	越前市		池田町	南越前町			越前町			
					旧武生市	旧今立町		旧南条町	旧今庄町	旧河野村	旧朝日町	旧宮崎村	旧越前町	旧織田町
1歳6か月児健康診査	15	3.3	2.5	2.9	2.4	0.0	21.0	0.0	3.4	0.0	1.3	8.3	2.8	0.0
	16	2.9	3.0	3.8	2.5	3.1	11.1	1.0			1.4			
	17	2.8	2.3	1.5	3.8		0.0	0.0			2.4			
	18	2.1	1.8	1.9	2.0		0.0	0.0			1.1			
	19	2.7	2.7	2.2	3.3		14.3	3.3			0.6			
3歳児健康診査	15	30.5	28.2	31.4	25.8	36.8	45.5	25.4	42.9	47.1	14.3	39.0	17.9	25.0
	16	29.2	28.9	30.0	28.3	29.6	47.8	31.9			27.3			
	17	27.1	25.9	27.0	25.4		43.8	28.0			27.3			
	18	26.8	25.8	23.4	25.9		25.0	35.8			28.4			
	19	25.7	25.9	22.8	26.3		60.0	33.3			32.5			

(3) 感染症(結核)予防

ア 健康診断

(7) 定期の健康診断

結核予防法は、平成19年4月1日から『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』(以下、感染症法という)に一元化され、結核は二類感染症に位置づけられました。

感染症法においても結核予防法と同様、結核感染の危険性の高い事業所(学校・施設・医療機関等)に勤務する職員に対しては事業主が、学校(大学・高校・専修学校等)の学生、生徒に対しては学校長が、施設(保健・老人介護施設等)の入所者に対しては施設の長が、また、一般住民(65歳以上及び自治体が必要と認める者)に対しては市町長の責任で定期的に健康診断を実施するよう定めています。

表1 事業所および学校における受診状況

年度	区分	事業所	大学・高校・施設・その他
平成16年度		24,022	2,103
平成17年度		2,952	4,376
平成18年度		8,845	4,154
平成19年度		3,955	1,939

注) 受診者数は、各事業所、学校、施設からの実施報告と当所の実施数の合計である

表 2 (一般住民) 結核健康診断実施状況 平成 19 年度

年度 市町	対象者	受検者	受診率%
鯖江市	14,004	4,649	33.2
越前市	15,431	5,595	36.3
池田町	1,498	672	44.9
南越前町	3,893	1,414	36.3
越前町	6,622	2,545	38.4
計	41,448	14,875	35.9

(4) 接触者健康診断

新登録患者に対して症状や接触の状況を調査し（菌陽性患者の 1 週間以内訪問率 100%）、患者家族および接触者の感染や発病の有無を追跡するため、接触者健診を行っています。健診の対象者、回数および追跡期間は、患者の排菌量やエックス線画像所見および患者の行動や環境等の要因により決定し、必要に応じて直後・2 か月後・6 か月後・1 年後・1 年 6 か月後・2 年後まで健診を実施しています。健診は問診、ツベルクリン反応検査、エックス線検査、クオアンティフェロン検査(QFT 検査)、喀痰検査（必要時）、診察を効果的に組み合わせることにより感染、発病の有無を確認します。

表 3 患者家族・接触者健診内容

年度	受診者			検査結果		
	ツベルクリン 反応検査	エックス線検査 間接	直接	QFT 検査	要医療	異常なし
平成 16 年度	0	39	3		0	42
平成 17 年度	11	0	85		0	96
平成 18 年度	30	0	121		0	151
平成 19 年度	11	79	121	11	2	220

イ 患者管理

平成 19 年末現在の結核登録者、新登録者は表 4 から表 8 に示すとおりです。

保健所は、届出のあった結核患者を登録し服薬や生活環境について訪問指導を行うと共に、治療終了後の管理も実施しています。治療終了後、登録時菌陽性（排菌していた）の患者は 2 年間、菌陰性・肺外結核（肺以外の結核）の患者は 1 年間経過を観察し、再発の恐れがなければ登録を除外します。この期間に行う検診が管理検診です。

平成 19 年中の登録患者のうち管理検診が必要な方は 49 名であり、医療機関での経過観察が行われていない 3 名が対象となり全員が受診しました。検診の結果、経過観察が必要な方は 34 名で、15 名が再発の恐れが無く登録から除外されました。

表4 結核患者登録者数・新登録者数（市町別・年次別）

H19.12.31 現在

年 市町	登録者数					新登録者数				
	15年	16年	17年	18年	19年	15年	16年	17年	18年	19年
鯖江市	27	21	23	15	20	12	7	9	8	10
越前市	34	38	46	31	33	18	16	11	22	20
池田町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	9	4	6	5	6	3	1	3	1	2
越前町	8	3	3	4	9	4	1	2	5	6
計	79	66	78	55	68	38	29	28	37	38
県計	374	324	296	275	257	158	160	139	141	136
管内罹患率	(10万人あたりの新登録者数)					18.4	14.0	13.9	18.4	19.6
県罹患率	(10万人あたりの新登録者数)					19.1	19.4	16.9	17.2	16.7

表5 結核患者新登録者数（活動性分類別・性・年齢階級別）

H19.12.31 現在

活動性 分類 年齢別	活動性肺結核									活動性肺外結核	不 明	計			
	感 染 性						非感染性								
	塗抹陽性			その他の菌陽性											
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
0～4															0
5～9							1	1						1	1
10～14															0
15～19									1	1				1	1
20～29															0
30～39	1		1											1	1
40～49				1		1								1	1
50～59	2		2		1	1		1	1					2	2
60～69	1		1				1	1		1	1			2	1
70～	3	6	9	4	2	6	1	1	2	3	7	10			11
計	7	6	13	5	3	8	2	3	5	4	8	12			18

表6 結核新登録患者の排菌状況（市町別） H19.12.31 現在

年 市町	平成19年		
	新登録者数	塗抹陽性患者数	培養陽性患者数
鯖江市	10	4	2
越前市	20	4	5
池田町	0	0	0
南越前町	2	1	1
越前町	6	4	0
計	38	13	8

表7 結核患者新登録者数（年齢階級別・市町別）

H19.12.31現在

市町	年齢	総数			0~19歳		20~29歳		30~39歳		40~49歳		50~59歳		60~69歳		70歳以上	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鯖江市		10	6	4							1		2		1		2	4
越前市		20	9	11	1								1		1		8	9
池田町		0	0	0														
南越前町		2	1	1													1	1
越前町		6	2	4		1			1				1	1				2
管内		38	18	20	1	1			1		1		2	2	2	1	11	16

表8 結核患者登録者数（年齢階級別・市町別）

H19.12.31現在

市町	年齢	総数			0~19歳		20~29歳		30~39歳		40~49歳		50~59歳		60~69歳		70歳以上	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鯖江市		20	16	4			1				1		2		4		8	4
越前市		33	19	14	1		1		2				1	4	2		11	11
池田町		0	0	0														
南越前町		6	4	2													4	2
越前町		9	4	5		1			1					1	1		2	3
管内		68	43	25	1	1	2		3		1		2	1	9	3	25	20

表9 管理検診受診状況

区分	検診対象者	受診者数			受診率(%)	判定結果		
		保健所実施	計			要医療	経過観察	治癒
平成16年度	30	21	30(医療機関実施を含む)		100.0	0	8	22
平成17年度	16	16	16		100.0	0	4	12
平成18年度	11	11	11		100.0	0	3	8
平成19年度	49	3	49(医療機関実施を含む)		100.0	0	34	15

ウ 結核医療

(7) 公費負担

結核の適正な医療を推進するため、結核医療費を公費で負担する制度が設けられています。これには感染症法第37条(入院勧告患者)と第37条の2項(結核患者)によるものがあります。

表10 結核医療費公費負担承認状況（法第37条2項分）

H19.1.1~H19.12.31

区分	申請件数	合格件数	承認件数及び被保険者別								不承認件数
			総計	健康保険		国民健康保険			生活保護	老人	
				本人	家族	一般	退・本	退・家			
平成16年	69	69	69	7	6	13	7	1	1	34	0
平成17年	52	49	49	7	3	6	2	1	0	30	3
平成18年	53	53	53	8	1	4	6	0	1	33	0
平成19年	53	51	51	5	0	12	1	1	0	32	2

表 1 1 入院勧告患者数の推移(法第 37 条分) H19. 1. 1~H19. 12. 31

区分 年	前年末 (A)	新規 (B)	転帰(解除) (C)	本年末 (A+B-C)
平成 16 年	11	17	23	5
平成 17 年	5	13	18	0
平成 18 年	0	11	10	1
平成 19 年	1	21	21	1

(イ) 地域 DOTS 事業

福井県では平成 17 年 4 月の結核予防法改正と同時に地域 DOTS 事業を開始しました。地域 DOTS 事業とは、結核患者の治療中断を防止し、結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止することを目的に、治療終了に導くための服薬管理を支援することです。具体的には、登録時結核塗抹陽性患者等を対象に、医療機関と定期的なカンファレンス等の実施を通し連携を行い、地域では服薬中断リスク評価と地域 DOTS 服薬支援計画に基づき、訪問・面接・電話などにより服薬支援を実施しました。

表 1 2 結核患者家庭訪問・相談状況

区分 年度	訪問指導		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
平成 15 年度	50	61	15	73
平成 16 年度	49	62	49	96
平成 17 年度	52(15)	83(31)	30	68
平成 18 年度	44(11)	117(58)	36	165
平成 19 年度	44(14)	93(41)	106	202

注) () 内は、DOTS 実施再掲

表 1 3 地域 DOTS 事業治療成績

区分	治癒	治療完了	結核死亡	結核外死亡	脱落・中断	転出	計
平成 17 年	2	2		2			6
平成 18 年	4	2		2		1	9
平成 19 年	5	5		3			13

(4) 感染症対策

ア 感染症発生届出状況

平成19年4月1日に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下、感染症法という）が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直しが行われました。「SARS」を二類感染症に変更し、結核予防法の廃止・統合に伴い「結核」を二類感染症に追加しました。また公衆衛生水準の向上に伴い、「コレラ」「細菌性赤痢」「腸チフス」「パラチフス」が入院の必要であった二類感染症から、就業制限の対象となる三類感染症に変更されました。

また、平成20年5月12日より厚生労働省から感染症法の一部を改正する法律等の施行の通知があり、感染症の類型に新たに「新型インフルエンザ等感染症」を加えるとともに、鳥インフルエンザ(H5N1)は二類感染症、H5N1以外の鳥インフルエンザは四類感染症、インフルエンザは五類感染症(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザを除く)として整理されました。

表1 感染症発生状況 平成19年度

感染症類型	三類感染症	四類感染症	五類感染症(集団発生)
感染症名	腸管出血性大腸菌感染症	レジオネラ	感染性胃腸炎(ノロウイルス・サポウイルス)
件数(人数)	10(15)	1(1)	3(172)

注) 一類～四類感染症は、全数直ちに届出が必要、五類感染症は全数届出と定点報告がある

イ エイズ・肝炎予防対策

平成元年にエイズの蔓延の防止に必要な措置を定めたエイズ予防法は、平成11年に廃止され、平成15年11月5日の法改正により「感染症法」の新五類感染症に含まれました。

当センターにおいても、昭和62年からエイズの感染予防や感染の不安を解消するための電話および面接相談を開始しています。平成5年度からは安心して受けられる検査体制を整備し、平成6年度からは同検査を無料化し「保健所でのエイズ相談業務およびHIV抗体検査マニュアル」(改定平成19年4月1日)に基づき月2回の定例エイズ相談および随時の相談を行っており、平成18年4月からは月4回実施しています。平成18年度より、HIV検査普及週間および世界エイズデーに合わせ、予防意識の向上・検査機会の拡大のため、夜間エイズ相談・HIV抗体検査を実施し、相談17件、検査10件がありました。

また、平成18年11月よりエイズ相談検査日に併せて、B型肝炎、C型肝炎の肝炎検査についても、「保健所での肝炎相談業務および肝炎ウイルス検査マニュアル」に基づき、年齢制限なく単独でも実施するようになりました。なお、厚生労働省がフィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表に伴い、C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけを行ったため、平成19年度は肝炎相談および検査件数が多数みられました。

表2 エイズ相談、HIV抗体検査実施状況(単位:件)

年度	相談件数	HIV抗体検査数
平成15年度	55	21
平成16年度	39	24
平成17年度	97	50
平成18年度	146	56
平成19年度	176	80

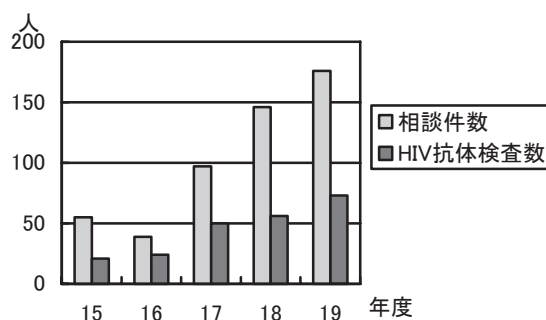


表3 肝炎相談、検査実施状況（単位：件）

年度	区分	B型肝炎		C型肝炎	
		相談件数	HBs 抗原検査数	相談件数	HCV 抗体等検査数
平成19年度		255	175	752	257

ウ 予防接種

定期予防接種は「予防接種法」に基づき市町において実施しています。麻しんおよび風しんの対策を強化するために、麻しん風しん（MR）混合ワクチンの2回接種が平成18年4月より導入されました。

表3 定期予防接種実施状況

H20.3.31現在

種別	年度		16年度	17年度	18年度	19年度						
						管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
急性灰白髄炎	第1回	実施数	1,983	1,780	1,691	1,746	684	768	13	87	194	
		率(%)	74.4	72.1	67.3	69.1	65.0	69.8	86.7	82.9	76.4	
	第2回	実施数	1,977	1,797	1,669	1,789	680	798	13	93	205	
		率(%)	78.1	79.8	77.3	80.0	83.7	76.7	92.9	89.4	77.4	
三種混合 (ジフテリア、百日咳、破傷風)	第1期	実施数	1,948	1,815	1,783	1,781	688	777	15	77	224	
		率(%)	90.4	96.9	96.0	94.7	101.9	96.2	88.2	74.8	80.6	
	第2回	実施数	1,972	1,765	1,732	1,804	707	783	14	77	223	
		率(%)	92.9	93.7	94.0	96.2	104.7	96.9	93.3	77.8	80.2	
	第3回	実施数	1,962	1,678	1,670	1,800	703	771	15	84	227	
		率(%)	91.8	89.0	90.7	95.7	104.1	95.4	93.8	80.8	81.7	
1期追加	実施数	1,933	1,849	1,532	1,670	659	730	18	92	171		
		率(%)	92.9	90.9	88.9	88.7	98.8	90.2	90.0	66.2	69.0	
二種混合 (ジフテリア、破傷風)	第2期	実施数	2,106	2,066	2,202	1,918	694	839	27	118	240	
		率(%)	99.0	99.1	97.2	77.2	62.1	87.1	100.0	95.9	94.9	
麻しん	第1期	実施数	1,969	1,998	1,481	1,806	684	794	20	90	218	
		率(%)	88.3	105.6	82.4	95.2	99.1	92.3	95.2	83.3	100.0	
	第2期	実施数			1,787	1,794	708	770	20	93	203	
		率(%)			92.4	94.1	95.3	92.8	100.0	93.0	95.8	
風しん	第1期	実施数	2,236	2,492	1,570	1,807	685	794	20	90	218	
		率(%)	95.0	123.4	86.2	95.3	99.3	92.3	95.2	83.3	100.0	
	第2期	実施数			1,787	1,793	708	769	19	93	204	
		率(%)			92.4	94.1	95.3	92.7	95.0	93.0	95.8	
日本脳炎	1期初回	第1回	実施数	1,996	400	34	107	2	98	1	1	5
		率(%)	89.8	19.1	1.6	5.8	0.3	12.5	1.9	0.9	2.8	
	第2回	実施数	1,973	296	34	110	3	99	1	2	5	
		率(%)	90.4	13.9	2.1	6.1	0.4	12.6	100.0	1.7	2.8	
	1期追加	実施数	1,974	397	86	165	0	160	0	1	4	
		率(%)	91.8	19.5	4.5	8.8	0	20.4	0	0.8	1.8	
	2期	実施数	2,137	883	3	230	6	223	0	0	1	
		率(%)	99.0	40.5	0.3	11.7	0.9	24.9	0	0	0.4	
B C G	実施数	7,349	1,791	1,721	1,614	650	741	14	79	130		
	率(%)	89.8	98.8	98.1	95.2	95.7	98.0	93.3	92.9	80.7		
インフルエンザ	実施数	24,300	26,316	24,214	26,329	7,987	11,354	898	2,434	3,656		
	率(%)	52.9	56.6	54.7	58.2	56.7	57.6	66.5	67.6	56.8		

エ ライフステージ別感染症教室

結核、感染症、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図り発生の予防啓発のために、研修会・講演会などを開催しました。

名 称	内 容	対 象
感染症予防 研修会 (5回)	「施設における感染症予防教室」 講師：はしもと小児科クリニック 橋本 剛太郎 氏 センター職員	市町担当職員 高齢者福祉施設職員 児童福祉施設職員 教育委員会小中学校職員など 389名
エイズ予防 講演会 (2回)	「性感染症・エイズに対する基礎知識と予防」 講師：岩堀病院副院長 岩堀 嘉郎 氏 「女性のための健康セミナー」 講師：鈴木クリニック 鈴木 綾子 氏	信越化学工業株式会社社員 アルプラザ鯖江店社員 74名
合計	7回	463名

(5) 難病対策

ア 特定疾患治療研究事業

難病のうち特定疾患については、研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及と患者の医療費の負担軽減を図っています。

イ 特定疾患患者相談事業

平成3年度から、難病患者を対象に疾患に対する知識の普及や患者同士の交流を図るため、講演会や交流会を開催しています。

表1 特定疾患相談会実施状況

平成19年度

	年 月 日 会 場	対 象	参加数	内 容
1	平成19年6月27日 武生庁舎	全身性エリテマトーデス 強皮症・多発性筋炎 特発性血小板減少性紫斑病	14	・講演会「膠原病と上手に付き合うために ～ステロイド治療薬の知識と日常生活の注意点について～」 ・交流会
2	平成19年7月7日 アィア鯖江健康福祉センター	全 疾 患	14	・ミュージックケア
3	平成19年9月3日 鯖江市文化の館	神 経 系 疾 患	23	・学習会「自宅でできるリハビリ教室」 ・実技
4	平成19年9月28日 武生庁舎	潰瘍性大腸炎 クローン病	14	・講演会「炎症性腸疾患の理解と治療」 「炎症性腸疾患の食事療法」
5	平成19年11月8日 武生庁舎	神 経 系 疾 患	6	・個別相談 ・交流会
	合 計		71	

表2 特定疾患医療受給者証交付状況

各年度末現在

対象疾患名	年度及び市町名					鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度					
1 ベーチェット病	20	18	17	17	4	6	1	3	3	
2 多発性硬化症	18	22	20	22	9	6		2	5	
3 重症筋無力症	20	19	18	19	10	8		1		
4 全身性エリテマトーデス	59	58	58	58	18	22		4	14	
5 スモン	1	1		1	1					
6 再生不良性貧血	5	12	9	10	5	3		1	1	
7 サルコイドーシス	17	20	20	21	7	8	1	2	3	
8 筋萎縮性側索硬化症	15	11	6	7	3	3			1	
9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	41	46	46	47	20	18		7	2	
10 特発性血小板減少性紫斑病	36	42	40	47	10	27		4	6	
11 結節性動脈周囲炎	1	1	1	3		3				
12 潰瘍性大腸炎	94	104	110	117	38	61	2	10	6	
13 大動脈炎症候群	6	6	7	7	1	3		1	2	
14 ビュルガー病	7	7	7	8	4	4				
15 天疱瘡	2	2	2	2	2					
16 脊髄小脳変性症	34	39	40	40	22	16		1	1	
17 クロウン病	32	34	33	35	10	15	1	2	7	
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎		1								
19 悪性関節リウマチ	10	11	9	9	2	4		1	2	
20 パーキンソン病関連疾患	120	136	129	148	52	68	6	8	14	
21 アミロイドーシス	4	2	3	4	2	2				
22 後縦靭帯骨化症	62	72	71	70	30	29	1	3	7	
23 ハンチントン病										
24 ウィリス動脈輪閉塞症	21	20	19	17	4	10		2	1	
25 ウェゲナー肉芽腫症	1	1	1	1				1		
26 特発性拡張型心筋症	18	20	21	22	6	10	1	3	2	
27 多系統萎縮症	18	19	16	17	4	9	2	1	1	
28 表皮水泡症										
29 膿疱性乾癬	2	1	1	1	1					
30 広範脊柱管狭窄症	8	10	11	10	4	6				
31 原発性胆汁性肝硬変	19	15	18	23	14	7		1	1	
32 重症急性膵炎	2	4	3							
33 特発性大腿骨頭壊死症	23	25	23	24	3	11		4	6	
34 混合性結合組織病	7	9	10	13	4	5			4	
35 原発性免疫不全症候群	1	1	1							
36 特発性間質性肺炎	5	6	8	8	2	6				
37 網膜色素変性症	15	12	13	18	7	6		1	4	
38 プリオン病		1	1							
39 原発性肺高血圧症	2	2	2	3		2			1	
40 神経線維腫症	11	9	8	8	2	5			1	
41 亜急性硬化性全脳炎										
42 バッド・キアリ症候群										
43 特発性慢性肺血栓塞栓症	2	2	3	4	1	2			1	
44 ライソゾーム病										
45 副腎白質ジストロフィー										
合計	759	821	805	861	302	385	15	63	96	

ウ 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

平成 10 年度から、日常生活全般において介助を必要とする通院困難な在宅難病患者に対して、専門の診療班を設置し、訪問診療を行っています。

診療班の構成員は、専門医、主治医、理学療法士、ケアマネジャー、看護師、保健師等です。

表 3 訪問診療事業実施状況 平成 19 年度

	日 時	病 名 別	従事者数
1	平成 19 年 4 月 19 日	筋萎縮性側索硬化症	13
2	平成 19 年 4 月 26 日	多系統萎縮症	8
3	平成 19 年 9 月 6 日	筋萎縮性側索硬化症	10
	合 計	3 回	31

エ 在宅難病患者家庭訪問事業

平成 5 年度から、在宅の難病患者および家族に対して、保健師等が家庭訪問を通して療養相談を実施しています。また、特定疾患の申請等で来所した際や電話でも、療養や日常生活に関する各種相談を実施しています。

表 4 難病患者家庭訪問・相談状況

年 度	区 分		面接相談 延件数	電話相談 延件数
	家庭訪問 実件数	延件数		
16 年度	43	116	868	239
17 年度	42	123	1,168	178
18 年度	47	137	1,108	308
19 年度	48	147	1,235	655

オ 患者・家族の会等の支援

管内には、2つの患者会や家族会があり、交流会や相談会、勉強会、レクリエーション等の活動を行っています。当所は事務局となり、活動を支援しています。

表 5 患者会・家族の会等支援状況 平成 19 年度

会 の 名 称	対 象	発足年度	開催回数	延参加者数
いきいき会 (神経難病家族の会)	神経難病患者及び家族	平成 8 年度	2 回	15 名
ほのぼの会 (難病患者と家族の会)	難病患者及び家族	平成 10 年度	9 回	124 名

カ 特定疾患特別見舞金の支給

特定疾患のために 6 か月以上の入院治療を受けている方に対し、見舞金を支給しています。

表 6 特定疾患特別見舞金支給状況 平成 19 年度

疾 患	支給人数
全身性エリテマトーデス	2
パーキンソン病関連疾患	4
後縦靭帯骨化症	2
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉鎖症）	2
広範脊柱管狭窄症	1
合 計	11

キ 難病地域ケアシステム検討会議

難病患者の入院から在宅までの一貫した支援を促進するため、地域における難病支援の現状、問題点、課題、対策等について検討し、地域ケアシステムを構築することを目的に関係機関との会議を開催しています。

表7 難病地域ケアシステム検討会議開催状況

平成19年度

日 時	出席者	助言者	内 容
平成19年 7月12日(木) 14時～17時	訪問看護師 医療機関看護師 ケアマネジャー 介護職等 48名	中村病院 永田 医師 調看護ステーション神 宮地 看護師 福田 看護師 ほっとリハビリシステムズ 松井 理学療法士	講義：「人工呼吸器装着者の吸痰について」 実技：「吸痰の実際」 講義：「身体介助と排痰」
平成20年 2月14日(木) 13時～15時	訪問看護師 医療機関看護師 ケアマネジャー 介護職 市町職員等 23名	福井県立大学 小林 准教授	情報提供：「丹南管内における難病患者の状況について ～平成19年度継続申請時における災害対策アンケート等より～」 講義：「医療依存度が高く重度障害のある要援護者の被災時の避難について ～在宅人工呼吸器を使用するALS患者の被災事例に学ぶ～」

ク 重症難病患者一時入院支援事業

平成19年度より、人工呼吸器を装着した重症難病患者の在宅療養を支援するため、介護者の疾病や休養のために入院が必要な場合に、レスパイト入院を支援する事業を行っています。

表8 重症難病患者一時入院支援事業実施状況

年 度	区 分	
	利用件数	
19年度	実件数	延件数
	2	2

(6) 精神障害者保健福祉

平成7年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者やその疑いのある者に対する適正医療、自立と社会参加促進のための援助として、当センターでは①精神障害者の診察および保護の申請に対する対応、②精神保健福祉相談事業、③社会復帰相談指導事業、④社会適応訓練事業（通院リハビリテーション）、⑤精神保健思想普及啓発事業、⑥関係機関との会議・研修、⑦関係団体および社会復帰施設への支援などを行っています。

ア 管内精神障害者の現状

(7) 精神障害者保護申請通報状況

表1 精神障害者保護申請通報状況

年度	申請通報件数							処理状況		
	一般申請	警察官通報	検察官通報	保護観察所	矯正施設長	病院管理者	計	措置入院	不要措置等	計
15年度	2	1					3	2	1	3
16年度	1						8		8	8
17年度	1	7	1				9	3	6	9
18年度	3	9	1		1		14	4	10	14
19年度	1	6	2				9	3	6	9

(4) 精神障害患者数

表2 患者数(市町別)

	入院患者数	人口1万対	通院患者数	人口1万対	合計	人口1万対
鯖江市	188	27.9	1,068	158.5	1,256	186.4
越前市	206	23.6	1,395	160.0	1,601	183.7
池田町	21	64.2	108	330.1	129	394.3
南越前町	29	24.4	173	145.3	202	169.6
越前町	71	30.2	365	155.4	436	185.7
管内	515	26.7	3,109	160.9	3,624	187.6
福井県	2,185	26.8	16,482	201.9	16,311	199.8

注) 入院患者数はH19年3月末時点の入院患者数、通院患者数はH19年3月1か月間の実人員(県障害福祉課資料)

率算出に用いた人口はH19.10.1現在福井県の推計人口(県政策統計課)

表3 精神障害入院患者数(市町別)

H19.3.31現在

市町	合計			措置入院			医療保護入院			任意入院		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
鯖江市	97	90	187	1	0	1	27	25	52	69	65	134
越前市	108	97	205	0	0	0	32	26	58	76	71	147
池田町	10	11	21	0	0	0	5	6	11	5	5	10
南越前町	13	16	29	1	0	1	2	2	4	10	14	24
越前町	43	28	71	0	0	0	16	10	26	27	18	45
管内	271	242	513	2	0	2	82	69	151	187	173	360
福井県	1,100	1,080	2,180	13	1	14	388	360	748	699	719	1,418

(県障害福祉課資料より)

イ 精神保健福祉活動状況

(7) 精神保健福祉相談・訪問指導状況

当事者やその家族、関係者からの電話や面接相談、必要に応じて訪問指導を実施しています。さらに定例相談日を設けて精神科嘱託医による相談を行っています。

表4 面接相談状況

年度	種別 実人員	延人員							計
		社会復帰	老人精神保健	アルコール	思春期	心の健康づくり	薬物	その他	
18年度	51	41	8	14	3	20	0	17	103
19年度	64	66	2	14	3	3	0	49	137

表5 訪問指導状況

年度	種別 実人員	延人員					計
		社会復帰	老人精神保健	アルコール	薬物	その他	
18年度	100	163	12	9	0	30	214
19年度	100	130	6	32	2	142	312

表6 電話相談状況

	延人員
18年度	644
19年度	624

表7 コーディネート件数

(個別ケースに関する関係機関等との連絡・調整)

	延人員
18年度	604
19年度	709

表8 医師による相談状況

種別 年度	実人員	相談別内訳 (延人員)							計
		社会復帰	老人精神	アルコール	思春期	心の健康	薬物	その他	
18年度	38	7	5	1	18	10	0	4	45
19年度	46	15	5	4	8	14	0	5	51

(イ) 社会適応訓練事業

社会復帰を図ることを目的として精神障害者が一定期間協力事業所に通い、集中力、仕事に対する持続力、環境適応能力等の社会適応訓練を行っています。

表9 社会適応訓練事業

(年度内利用実人員)

協力事業所名	エジソン無線	きくかわ	アイテック	福井光器
18年度	0	0	2	1
19年度	1	0	3	0

(ウ) 精神保健福祉普及啓発事業

地域住民の方々に対し、心の健康についての正しい知識の普及啓発と精神疾患や障害者について正しい理解の促進を図るとともに、精神保健福祉に関するボランティアの育成を行うことを目的として平成4年度からこころの健康ボランティア講座を開催しています。

表10 こころの健康ボランティア講座

開催月日	テーマ	講師名	参加人数	開催場所
第1回 平成19年 9月6日	・開講式・オリエンテーション ・講義「健康福祉センターにおける精神保健福祉事業の紹介・社会復帰施設の紹介」 ・講義「心の健康と精神科の病気について」	丹南健康福祉センター職員 武生記念病院 阪口由紀子医師	12名	丹南健康福祉センター
第2回 平成19年 9月13日	・講義「ボランティアとは・ボランティア活動とは」 ・当事者の声 ・活動発表「音楽を通しての活動」	越前市ボランティアセンター 村下誠一氏 社会復帰施設利用者 やすらぎバンド	11名	丹南健康福祉センター
第3回 平成19年 9月20日 21日	・ふれあい交流 「就労移行支援事業所」 「地域活動支援センター」への参加 (いずれか1ヶ所以上を選択して参加)		10名	千草の家 サニークホーム やすらぎ アップ
第4回 平成19年 9月27日	・体験談発表 「日頃のボランティア活動を通して思うこと」 ・グループワーク、まとめ 「今回のセミナーで学んだこと」 「私ができるこころの健康ボランティア活動とは」 ・まとめ 「当事者にとってのこころの健康ボランティアの存在」 ・閉講式	精神保健福祉ボランティア みちくさの会代表 ほのぼの会代表 地域活動支援センター アップ 西村佳代子氏	12名	丹南健康福祉センター

(イ) 関係機関との会議・研修会

管内の関係機関との連携の強化、資質の向上を目的とした会議・研修会を開催しています。

表11 関係機関との会議・研修会

会議名、開催月	内 容	講師名	参加人数	開催場所
警察署との 連携会議 平成19年6月28日	・意見交換会～事例を通して今後の連携体制を考える～ ・心神喪失者医療観察法について		警察署職員 市町職員 25名	丹南健康福祉 センター
思春期関連研修会 平成19年8月3日	・講義 「思春期のゆれる心とその対応について」 ・事例検討会	精神保健福祉センター 紺谷智子医師	学校関係者 市町職員 30名	丹南健康福祉 センター
アルコール関連 問題研修会 平成19年10月28日	・講義 「アルコール依存症と断酒会について」 ・体験発表	福井県立大学 看護福祉学部 西川京子氏	一般・市町職 員・社会復帰 施設職員・ 家族 など 50名	丹南健康福祉 センター
社会復帰支援 (相談対応) 研修会 ①平成19年5月18日	・事例検討 「人格障害事例への対応について」	みどりヶ丘病院 綱澤卓也医師	市町職員等 関係職員 10名	丹南健康福祉 センター
②平成19年11月30日	・事例検討 「地域での対応が困難な3事例」 ・地域生活支援事業等に関する情報交換会	みどりヶ丘病院 綱澤卓也医師	市町職員 社会復帰施設職員 17名	丹南健康福祉 センター
社会復帰支援 (自立支援) 研修会 平成20年2月29日	・講義 「精神障害者の就労の現状について」 ・話題提供、意見交換会	ハローワークたけふ 増田陽美氏 障害者職業センター、サニ ークホーム、千草の家等	市町職員 医療機関職員 社会復帰施設職員 33名	丹南健康福祉 センター

ウ 関係団体および社会復帰施設への支援

(ア) 家族会育成

精神障害への理解を深め、家族同士が協力し支え合って悩みを解消するとともに、地域に向けて障害者の住みやすい社会づくりや社会復帰に向けた前向きな取り組みができるよう支援しています。

表12 家族会状況

H20.3.31 現在

名称	内容		活 動 内 容
	会員数	例会	
つつじ会	41	10	・例会 ・役員会 ・学習会 ・交流会 ・広報 等
芦山会	10	11	

(イ) 精神保健ボランティア育成事業

こころの健康ボランティア講座を受講した者の中から精神保健ボランティアが誕生しました。現在、2つのボランティアの会(みちくさの会、ほのぼの会)が設立され、積極的に社会復帰施設への協力、研修会参加等を行っています。

表 1 3 精神保健ボランティアの会の活動状況

H20.3.31 現在

名称	内容	会員数	活 動 内 容
みちくさの会		17	・例会 ・役員会 ・会議、研修会
ほのぼの会		24	・交流会 ・家族会協力 ・社会復帰施設協力 ・広報等

平成 15 年度より精神保健ボランティアの会会員のレベルアップを目的として精神保健ボランティア継続研修を実施しています。

表 1 4 精神保健ボランティア継続研修

開催月日	テーマ	講師名	参加人数	開催場所
平成 19 年 4 月 28 日	・研修会 「自立支援法と障害者計画について」	鯖江市社会福祉課 有馬恵子氏	19 名	鯖江市神明公民館
平成 19 年 8 月 1 日	・運動講習会 「こころと体の健康のために」	健康運動指導士 三好貴子氏	14 名	丹南健康福祉 センター

(7) アスベスト対策

ア 健康相談窓口開設

アスベストによる健康被害が全国で表面化する中、関係労働者だけでなく一般市民にも不安が広がっているため、平成 17 年 7 月 28 日より健康相談窓口を設置し、アスベストによる健康への不安の除去、専門医療機関の紹介等の相談および情報の提供を行っています。

平成 20 年 3 月 31 日までの健康等に関する相談・問い合わせは、鯖江に 20 件、武生に 13 件ありました。

イ 石綿健康被害救済制度

石綿による健康被害の特殊性（石綿を原因とする中皮腫、肺がんについては、石綿にばく露してから 30～40 年の長い期間を経て発病すること、石綿が長期間、わが国の経済活動全般に使用されたことから個々の原因が追求できないこと、いったん発病すると多くが 1～2 年で死亡すること、自らが何の非がないにも関わらず何ら補償を受けられないまま亡くなること）に鑑み、石綿による健康被害を受けた方およびその家族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成 18 年 2 月 10 日公布）が創設されました。

センターでは、石綿健康被害救済制度の受付業務について委託を受け行っており、平成 20 年 3 月 31 日までの受付件数は、鯖江 0 件、武生 2 件です。

(8) 食品衛生

ア 許可を要する食品衛生関係営業施設の指導

食品衛生法第52条に基づく許可を要する施設の状況は表1のとおりで、昨年度より59施設減少し、4,272施設です。

主な業種は飲食店営業（45.1%）、乳類販売業（15.5%）、魚介類販売業（6.4%）、食肉販売業（6.5%）となっており、特に、飲食店営業の中でも旅館は観光地である越前海岸を有する越前町、南越前町に集中しています。

食品衛生を確保するため、これら営業施設に対する監視指導は地域別・業種別に一斉監視を実施するなど、効率的な監視を行っています。

表1 許可を要する食品営業施設数 H20.3.31現在

業 種	項 目	18年度 営業施設数	19年度 営業施設数	許 可 件 数		廃業件数	監視件数
				継 続	新 規		
飲食店営業	一般食堂・レストラン	682	675	98	42	49	389
	仕出し屋・弁当屋	240	244	35	17	13	217
	旅 館	174	156	46	3	21	169
	そ の 他	863	853	95	71	81	464
	小 計	1,959	1,928	274	133	164	1,239
	菓子(パンを含む)製造業	211	212	24	23	22	196
	乳 処 理 業	1	0	0	0	1	2
	乳 製 品 製 造 業	3	2	0	0	1	6
	魚 介 類 販 売 業	284	272	63	11	22	276
	魚介類せり売業	7	7	3	0	0	14
	魚肉ねり製品製造業	3	3	0	0	0	4
	食品の冷凍・冷蔵業	8	7	1	0	1	5
	缶詰または瓶詰食品製造業	3	3	0	0	0	3
	喫 茶 店 営 業	632	656	52	57	33	89
	あ ん 類 製 造 業	2	3	0	0	0	3
	アイスcream類製造業	57	58	10	8	7	63
	乳 類 販 売 業	688	662	99	44	70	344
	食 肉 処 理 業	5	3	0	0	2	2
	食 肉 販 売 業	296	279	65	11	28	269
	食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0
	み そ 製 造 業	16	17	1	1	0	16
	醬 油 製 造 業	9	9	1	0	0	9
	ソ ー ス 類 製 造 業	2	2	0	0	0	2
	酒 類 製 造 業	12	12	0	0	0	4
	豆 腐 製 造 業	29	29	1	0	0	42
	納 豆 製 造 業	3	3	0	0	0	2
	め ん 類 製 造 業	24	26	2	2	0	24
	そうざい製造業	60	62	8	2	0	70
	添加物製造業	3	3	0	0	0	6
	清涼飲料水製造業	4	4	0	0	0	2
	氷 雪 製 造 業	4	4	0	0	0	0
	氷 雪 販 売 業	6	6	0	0	0	3
	合 計	4,331	4,272	604	292	351	2,695

イ 許可を要しない食品衛生関係営業施設の指導

給食施設等の食品衛生法による許可を要しない施設の状況は表2のとおりです。

給食施設については、大規模食中毒の発生を未然に防止するための「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨に沿って指導し、平成19年度は特に保育園、学校等の給食施設に対し衛生管理の徹底を指導しました。

表2 許可を要しない食品衛生関係営業施設 H20. 3. 31現在

業 種		項 目	18年度 施設数	19年度 施設数	監視件数
給食施設		学 校	34	32	58
		病院・診療所	26	24	24
		事業所	2	1	1
		その他	99	97	102
		小 計	161	154	185
乳さく取業			5	4	4
食品製造業			65	63	55
野菜・果物販売業			270	273	155
そうざい販売業			282	294	166
菓子（パンを含む）販売業			395	402	186
食品販売業（上記以外）			438	443	185
添加物の販売業			57	57	33
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業			164	165	30
合 計			1,837	1,855	999

ウ 福井県食品衛生条例に基づく施設等の指導

公衆衛生に与える影響が高い業種として、福井県が独自に定めている福井県食品衛生条例に基づく施設等の状況は表3のとおりです。

管内の越前海岸沖合は良好な漁場に恵まれており、沿岸の町では魚介類関係の営業が盛んです。条例で定めている魚介類加工業や魚介類行商営業は、これを反映して、それぞれ県下施設等数の28.2%、40.9%を占めています。一方、山間地を中心とした地域で生産される野菜、果実などの農産物の加工業も「地産地消」運動から盛んであり、漬物製造業は、これを反映して、それぞれ県下施設等数の12.9%を占めています。

これらの施設等に対しては、毎年の地域別の一斉監視や食品衛生講習会開催により、衛生確保に努めています。

表3 福井県食品衛生条例営業施設等数

条例許可状況	H20. 3. 31現在	
業 種	18年度	19年度
魚介類加工業	37	40
漬物製造業	29	27
合 計	66	67

条例登録状況	H20. 3. 31現在	
業 種	18年度	19年度
魚介類行商営業	74	74

エ 食品等の収去試験検査

食品等の安全性を確保するため、年間計画に基づき収去試験検査を実施しています。平成19年度の試験検査の結果は表4のとおりです。県指導基準に不適合なものが1件あり、取扱いの改善を指導しました。

表4 食品等の収去検査結果

H20.3.31 現在

事業名	実施月	収去数	規格基準・表示不適数	衛生規範・県指導基準不適数	違反内容
牛乳特殊検査	4	1			
春の行楽地対策	4	13		1	県指導基準(和生菓子)
輸入果実検査	11・12	2			
残留物質	はちみつ	6	0		
	鶏卵	7	2		
	食鳥肉	8	2		
	養殖魚	10	2		
魚介類特殊検査	5	3			
貝毒検査	5	0			
夏期食品一斉取締り	6~7	57			
野菜検査	6・7・10	6			
玄米検査	9	2			
秋の行楽地対策	9	13			
添加物表示対策	10	6			
年末食品一斉取締り	11~12	59			
容器包装検査	1	8			
遺伝子組換え食品	1	2			
アレルギー特定原材料	2	3			
合計		181	0	1	

オ 食中毒発生状況

平成14年からの食中毒の発生状況は表5のとおりです。

平成19年度は食中毒が1件発生し、病因物質は不明、原因施設は飲食店でした。

表5 食中毒発生状況

H20.3.31現在

年	件数	摂食者	患者数	備考
14年	0	0	0	
15年	1	149	5	サルモネラ(学校)
16年	2	70	22	ウエルシュ菌(老人福祉施設給食)
		2	2	腸炎ビブリオ(不明)
17年	0	0	0	
18年	5	10	2	ノロウイルスGⅡ(飲食店)
		19	4	不明(飲食店)
		53	6	不明(飲食店)
		7	2	セレウス菌下痢原生毒素(飲食店)
		26	7	ノロウイルスGⅡ(飲食店)
19年	1	108	6	不明(飲食店)

カ 衛生講習会の実施状況

衛生講習会の実施状況は表6のとおりです。

営業者等を対象に、食中毒の多発する夏期前を中心として地域別・業種別に衛生講習会を実施し、衛生知識の普及向上と自主管理体制の強化を指導しています。また、地域住民等の要望があるところに出向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識向上を図っています。

表6 衛生講習会実施状況 H20.3.31現在

区 分	項 目	衛生講習会		出前講座(再掲)	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
	鯖江市	10	740	7	234
	越前市	7	679	1	14
	池田町	1	41		
	南越前町	3	116	1	18
	越前町	4	268		
	管内給食調理従事者	1	195		
	食育推進全国大会出展者	1	134	1	134
	合 計	27	2,173	10	400

キ 調理師および製菓衛生師免許登録の状況

調理師および製菓衛生師免許の登録状況等は表7のとおりです。

表7 調理師および製菓衛生師免許登録状況 H20.3.31現在

区分	免許の別	調理師				製菓衛生師			
		16年度	17年度	18年度	19年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	試験受験者	136	155	133	62	3	12	5	11
	試験合格者	97	110	77	40	3	7	5	5
	合格率(%)	71	71	58	65	100	58	100	46
	免許登録者	151	154	141	86	8	12	9	5

注) 登録者には養成施設卒業者を含む

(9) 生活衛生

ア 営業六法関係施設の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館等営業六法関係営業施設数は表1のとおりです。

管内では観光地である越前海岸を有する町に旅館が集中しているため、海水浴シーズン前に旅館営業者に対し衛生講習会および立入検査を実施し、施設の衛生管理について指導しています。

また、近年、入浴施設に起因するレジオネラ症が県外で発生していることから、循環ろ過装置を利用する浴槽を設置する公衆浴場、旅館の施設に対して講習会、立入検査および水質検査を実施し、衛生管理について指導しています。

イ 温泉関係

温泉の泉源等の状況は表1、2のとおりです。

なお、越前町では、旅館等に温泉を配湯していることから、温泉利用施設数が多くなっています。

温泉施設の不当表示が問題となったことから、温泉掲示内容の適正化について指導しています。

表1 施設数（営業六法および温泉関係）

H20.3.31 現在

業種		市町					合 計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理容所	67	103	5	13	28	216	
	美容所	127	172	5	21	38	363	
	クリーニング所	16	32	0	0	7	55	
	クリーニング取次所	94	108	3	10	20	235	
	公衆浴場	9	12	1	6	9	37	
	興行場	3	4	0	0	0	7	
	旅館	ホテル	7	4	0	0	0	11
		旅館	12	27	3	31	69	142
		簡易宿所・下宿	0	17	3	15	41	76
		特例旅館	0	0	0	0	0	0
	小計	19	48	6	46	110	229	
温泉	泉源数	3	3	2	3	10	21	
	動力装置設置数	2	3	1	3	7	16	
	利用施設数	3	6	2	5	53	69	

表2 立入件数（営業六法および温泉関係）

H20.3.31 現在

業種		市町					合 計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理容所	2	83	5	8	26	124	
	美容所	6	4				10	
	クリーニング所							
	クリーニング取次所		5				5	
	公衆浴場	3	6	1	5	6	21	
	興行場	2	4				6	
	旅館	ホテル	1					1
		旅館	3	2	2	27	106	140
		簡易宿所・下宿				12	47	59
		特例旅館					4	4
	小計	4	2	2	39	157	204	
温泉	泉源数			2	1	1	4	
	動力装置設置数							
	利用施設数	4	8	4	7	60	83	

ウ 浄化槽

浄化槽の設置状況は表3のとおりです。

生活水準の向上に伴い、便所の水洗化に対する要望が高まる中で、公共下水道の整備は財政的・時間的に制約があることから、公共下水道未整備地域における浄化槽の設置が増加しています。

浄化槽法に規定する検査の拒否者、保守点検の拒否者に対し適正な維持管理を指導しています。また、平成19年度は浄化槽を設置した者に対し、浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を7回開催しました。

エ 水道施設の状況

水道施設の状況は表3のとおりです。

上水道、簡易水道に対しては施設の立入検査を実施し、施設の維持管理および水質基準に基づく水質管理について指導を行っています。

また、簡易専用水道についても、貯水槽の清掃・点検や水質検査の実施等、適正な維持管理について指導しています。

オ 特定建築物関係

大型のホテル、店舗、事務所などの特定建築物の状況は表3のとおりです。

特定建築物の衛生的環境を確保するため、管理者に対し適正な維持管理を指導しています。

カ 墓地埋葬関係

墓地等の施設数は表3のとおりです。

表3 浄化槽、水道、特定建築物、墓地関係施設数

H20.3.31 現在

市町 種類		市町					合 計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
浄化槽	単独処理	3,924	12,224	57	172	1,075	17,452
	合併処理	1,051	5,025	33	159	93	6,361
	合 計	4,975	17,249	90	331	1,168	23,813
水道	上水道	1	1			1	3
	簡易水道		5	5	13	10	33
	飲料水供給施設			5	3	2	10
	専用水道				1		1
	簡易専用水道	78	39		6	12	135
特定建築物		10	12	1	1	4	28
墓地	墓地	108	196	6	106	94	510
	火葬場	1	84	5	51	10	151
	納骨堂	1	3	1	2	0	7

3 質の高い医療提供体制の確立

(1) 医務

ア 医療施設の設置状況

管内の病院は、全部で 20 施設あり、地区別には鯖江市に 9 施設、越前市に 9 施設、丹生郡に 2 施設あります。そのうち公的病院は、鯖江市、越前町にそれぞれ 1 施設あります。

一般診療所は、合計 118 施設で前年と比較して、4 施設増加しました。地区別には鯖江市に 39 施設、越前市に 54 施設、池田町に 6 施設、南越前町に 7 施設、丹生郡に 12 施設あります。(表 1)

医療施設のうち病院については毎年立入検査を実施し、病院の人員、設備、病院の運営が適正かどうかについて指導を行い、住民への適正な医療の確保に努めています。

表 1 医療施設数

H20. 3. 31 現在

種別	病 院							一 般 診 療 所						歯科診療所	
	施設数 総数	病 床 数						施 設 数			病 床 数				
		総数	一般	療養	結核	感染症	精神	総数	一般	療養	無床	病床数	一般		療養
平成18年度	21	2,136	948	794	12	4	378	114	31	(4)	83	395	347	48	63
平成19年度	20	2,084	969	721	12	4	378	118	27	(3)	91	367	334	33	62
鯖江市	9	1,099	435	462	0	4	198	39	10	0	29	120	120	0	22
越前市	9	895	479	236	0	0	180	54	11	(3)	43	166	133	33	31
池田町	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	0	0	0	1
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	5	24	24	0	2
越前町	2	90	55	23	12	0	0	12	4	0	8	57	57	0	6

注) () 書きは一般施設と重複

イ 医療従事者の状況

管内医療従事者数および率は、表 2 のとおりです。

表 2 医療従事者数および率(管内)

H18. 12. 31 現在

職種	医 師		歯 科 医 師		薬 剤 師		保 健 師		助 産 師		看 護 師		准 看 護 師	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
平成14年	249	120.6	76	36.8	185	89.6	74	35.8	13	6.3	645	312.5	957	463.5
平成16年	245	118.6	73	35.3	183	88.6	82	39.7	14	6.8	740	358.2	928	449.2
平成18年	233	120.3	71	36.6	178	91.9	75	38.7	13	6.7	724	373.7	912	470.8

注) 平成 18 年には、旧清水町、旧越前村は含みません

(隔年実施の三師調査および医療従事者届による)

率は人口 10 万対

ウ 医療監視の実施状況

医療施設については、医療法その他の法令により人員、構造設備等遵守すべき基準が定められています。

医療法第 25 条の規定に基づき実施される立入検査では、管内の病院(立入施設 20 施設)を対象に病院で定められた人員や構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているのか否かを確認しています。

エ 救急医療対策・休日急患医療確保対策

救急告示施設（病院では鯖江市に6施設、越前市に4施設、越前町に1施設、診療所では鯖江市に1施設、越前市に2施設）については、消防機関との協力体制が確立され応急処置等の救急医療が実施されています。

なお、休日については、昭和50年11月から鯖江市医師会、昭和53年4月から丹生郡医師会、武生医師会も在宅当番医制を実施し、休日急患の応急処置にあたっています。

初期救急医療機関からの重症患者を受け入れて診療を行う二次救急については、管内では公立丹南病院が病院群輪番制病院に指定されています。

救急病院

H20.3.31 現在

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般・療養病床数	
			うち救急 用病床	
公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2番31号	0778-51-2260	199	2
広瀬病院	旭町1丁目2番8号	0778-51-3030	166	2
斉藤病院	中野町6-1-1	0778-51-0593	90	2
木村病院	旭町4丁目4番9号	0778-51-0478	176	4
高野病院	本町2丁目3番10号	0778-51-0845	34	2
高村病院	幸町1丁目2番2号	0778-51-2030	63	2
林病院	越前市府中1丁目5番7号	0778-22-0336	216	8
相木病院	中央2丁目9番40号	0778-22-1607	34	2
中村病院	天王町4番28号	0778-22-0618	206	23
笠原病院	塚町第11号7番地の1	0778-23-1155	103	4
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田第106号44番地1	0778-36-1000	55	2

救急診療所

診 療 所 名	所 在 地	電話番号	一般病床数	
			うち救急 用病床	
嶋田整形外科医院	鯖江市五郎丸町253番地	0778-54-0500	19	2
土川整形外科医院	越前市常久町8番1号	0778-22-5280	19	2
東武内科外科クリニック	横市町6番地3	0778-21-1155	19	3

オ メディカルコントロール体制

救急患者の救命率向上のためには、医療機関と連携したプレホスピタル・ケアとしての救急救命士を中心とした消防機関における救急活動が適切に行われる必要があります。

このため、平成15年9月に医師会、救急病院、消防本部等で構成する丹南地域メディカルコントロール協議会を設置しました。

また、救急救命士が行った包括的指示下での除細動の実施、医師の具体的指示下での気管挿管の実施結果の検証等について協議しています。

カ ヘき地医療対策

へき地診療所に対する代替医師、看護師等の派遣を行い地域住民の医療を確保するため、当センターで平成13年2月に開催した丹南地域保健医療計画推進部会の意見等を踏まえ、平成13年4月に公立丹南病院がへき地医療支援病院に指定されています。

キ 原爆被爆者対策

管内の原爆被爆者は、平成19年12月31日現在で19名です。

原爆被爆者の健康維持および向上を図ることを目的に、定期検診を年2回行っています。また、その結果、精密検査を必要とする者およびがん検診希望者については、中村病院と公立丹南病院に委託して検査を行っています。

なお、特別の疾患に罹患し治療を受けることが必要と認定された原爆被爆者16名に健康管理手当が支給されています。

ク 骨髄および臓器移植推進対策

骨髄移植推進対策として、市町の協力を得ながらパンフレットやリーフレット等を配布、ショッピングセンターでの街頭キャンペーンの実施等啓発に努めています。

また、センターでドナー登録の受付を実施する他、市町の協力によりイベント会場での休日のドナー登録会の開催、市町役場等での移動成分献血時での受付も実施しています。

臓器移植についても、管内の市町と連携をとりながらパンフレットおよび臓器提供意思表示カードの配布により、普及啓発に努めています。

(2) 薬務

ア 薬務関係施設の状況

管内は、全国でも有数の眼鏡産地であり、医療機器の眼鏡・レンズ製造業者等が鯖江市を中心として多く存在しています。眼鏡産地に関連して業務上毒物劇物を取扱うメッキ業者も多く毒物及び劇物取締法関係施設は、管内に159施設あります。(表1)

また、薬局などの薬事法関係施設は管内全部で818施設あり、薬事法改正に伴う高度管理医療機器販売・賃貸業の許可及び管理医療機器販売・賃貸業の届出により増加しました。(表2)

薬局・医薬品販売業者も、越前市や鯖江市に多く集中しており、郡部は比較的少ない状況です。センターでは、通常監視の他、医薬品等一斉監視指導、医療機器一斉監視指導、農薬危害防止運動などにより、これらの施設の立入検査を行っています。

イ 医薬分業の推進

地域医療の質的向上を図るため、地域の特性に応じた医薬分業の推進方策を検討することを目的に、平成11年度に医師会、歯科医師会、薬剤師会、住民代表及び行政からなる丹南医療圏医薬分業推進会議を設置しました。

薬局のない町が多いことなどから分業率は低い状況にあるが、最近では市街地を中心に受入調剤薬局も整備されつつあり、院外処方せんを交付する医療施設が増える傾向にあります。

センターでは、住民の医薬分業への理解を求め普及啓発を行っています。

表1 毒物及び劇物取締法関係施設数

H19.12.31現在

	合計	毒物劇物販売業				要届出業務上取扱者					製造業		輸入業		特定毒物使用者	特定毒物研究者
		一般	農業用	特定	計	電気めつき業	金属熱処理業	運送業	しろあり防除業	計	大臣登録	知事登録	大臣登録	知事登録		
平成17年	183	82	63	5	150	19		2		21		9	1			2
平成18年	167	76	58	3	137	16		2		18		9	1			2
平成19年	159	78	52	3	133	14		2		16		8				2
鯖江市	63	27	14	3	44	14				14		4				1
越前市	70	43	20		63			2		2		4				1
池田町	7		7		7											
南越前町	5	1	4		5											
越前町	14	7	7		14											

表2 薬事法関係施設数

H19.12.31現在

	合計	薬局			医薬品販売業					医療機器販売業			製造業						製造販売業※			
		自管理	他管理	計	一般	卸売一般	販売先変更	薬種商	配置	特例	計	販売	賃貸	計	医薬品		化粧品	医療機器	医療機器修理	医薬品	医薬品部品	医療機器
															大臣	知事						
平成17年	826	17	30	47	7		35	9	7	58	581	6	587	11		1	1	63	1	1	1	55
平成18年	809	15	33	48	7		36	9	8	60	573	8	581	6		1	1	59	1	1	1	50
平成19年	818	14	34	48	7	1	38	9	8	63	587	9	596	5	1	1	1	54	1	1	1	41
鯖江市	348	5	8	13	4		8	3	2	17	227	4	231	1		1	1	46	1		1	35
越前市	370	8	22	30	3	1	21	4	2	31	282	5	287	4	1			7	1			5
池田町	17						1		3	4	13		13									
南越前町	28	1		1			2			2	25		25									
越前町	55		4	4			6	2	1	9	40		40					1				1

ウ 薬物乱用防止対策

医療機関の立入検査により、麻薬等の適正な使用・保管について指導を行うとともに、不正大麻・けし撲滅運動期間（5月～6月）を中心に麻薬等の原料となる大麻・けしの不正栽培の取締りや、自生種の発見除去に力を注いでいます。

また、薬物乱用防止対策として、地域の特性に応じた組織的な啓発活動を行うため、平成12年度からは福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置して、薬物乱用防止対策の徹底を図っています。特に、6月から7月にかけて行う「ダメ。ゼッタイ。」普及運動では、ガールスカウト、ボーイスカウト、福井県薬物乱用防止指導員並びに警察の協力のもとショッピングセンターにおいて街頭キャンペーンを実施しています。年間を通じて、中高生向けの薬物乱用防止読本、ポスター、リーフレット、ティッシュ等の資

材を薬物乱用防止指導員、警察署、薬剤師会等の協力を得て配布し広報啓発を行っています。なお、センターでは薬物相談窓口を設置し、住民からの相談に応じています。

エ 献血推進対策

表3に示すとおり、市町の協力により、献血者を確保しています。

近年、血漿分画製剤の需要の増大、献血者の高齢化により、成分献血の推進および低年齢層の献血や初回献血者の拡大を図ることが重要な課題となっています。

表3 献血者数

市町	年度	平成17年度					平成18年度					平成19年度				
		予定数	実績				予定数	実績				予定数	実績			
			200ml	400ml	成分	計		200ml	400ml	成分	計		200ml	400ml	成分	計
鯖江市		2,388	669	1,494	159	2,322	1,732	447	1,178	47	1,672	1,884	358	1,348	0	1,706
越前市		3,312	924	2,118	146	3,188	2,766	844	2,052	34	2,930	2,664	564	2,126	0	2,690
池田町		120	12	53	51	116	123	6	51	30	87	81	7	52	0	59
南越前町		340	44	106	81	231	352	79	158	39	276	292	36	157	0	193
越前町		696	142	344	145	631	495	113	331	40	484	422	99	302	0	401
計		7,127	1,823	4,208	634	6,665	5,468	1,489	3,770	190	5,449	5,343	1,064	3,828	0	5,049

(血液センター資料より)

V 環境と調和した社会づくり

1 大気、水環境等保全対策の推進

(1) 環境保全対策

ア 環境関連施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法および福井県公害防止条例に基づく環境関連施設の届出状況は、表1～表7のとおりです。

届出施設の内訳は、大気汚染防止法では冷暖房用等のボイラーが約6割を占め、水質汚濁防止法では旅館業や紙製造業の用に供する施設および眼鏡製造業の用に供する電気めっき・表面処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法では小型の廃棄物焼却炉が多くなっています。また、福井県公害防止条例に基づき、特定工場およびばい煙・汚水・炭化水素類に係る特定施設が届出されています。

表1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で電気事業法施設を含む） H20.3.31現在

施設種類	1項		5項		6項		9項		10項		11項		13項		19項		29項		30項		31項		合計	
	ボイラー		金属溶解炉		金属加熱炉		焼成炉溶解炉		反応炉		乾燥炉		廃棄物焼却炉		塩素反応施設		ガスタービン		ディーゼル機関		ガス機関		工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
鯖江市	42	115	1	1	0	0	1	1	0	0	3	7	2	3	0	0	2	2	7	8	0	0	51	137
越前市	71	137	1	1	2	5	12	67	1	9	8	13	4	5	1	3	2	2	13	22	0	0	102	264
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
南越前町	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3	8	0	0	8	15
越前町	15	20	0	0	0	0	5	9	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	24	33
合計	132	277	2	2	2	5	18	77	1	9	13	23	7	9	1	3	4	4	25	40	1	1	186	450

表2 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で鉱山保安法施設を含む） H20.3.31現在

施設種類	2項		3項		4項		5項		合計	
	堆積場		ベルトコンベア		破碎機・摩砕機		ふるい		工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
鯖江市	5	8	2	2	2	2			6	12
越前市	4	4	4	17	4	12	2	3	5	36
南越前町	3	6	2	16	2	12	1	4	3	38
合計	12	18	8	35	8	26	3	7	14	86

表3 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法関係） H20.3.31現在

施設種類	1項		3項		5項		7項		合計	
	化学製品の製造の用に供する乾燥施設		塗装の用に供する乾燥施設		接着の用に供する乾燥施設		印刷の用に供する乾燥施設		工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
鯖江市					2	7	1	1	3	8
越前市	1	7	1	1					2	8
合計	1	7	1	1	2	7	1	1	5	16

表 4 特定施設設置事業場届出状況（水質汚濁防止法関係）

H20.3.31 現在

施設種類		排水量区分	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1の2	畜産農業またはサービス業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1	3				4
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
3	水産食料品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満				1	6	7
5	みそ、しょう油などの製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	3	2		1	1	7
8	パン、菓子の製造業または製あん業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3			1	4
9	米菓またはこうじ製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1	2				3
10	飲料製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	5	5		4	3	17
11	動物系肥料または有機質肥料の製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
16	めん類製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3				3
17	豆腐の製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	5	4		2	14	25
19	繊維製品製造業・加工業の用に供する施設	50以上	7	4				11
		50未満	6	14		1		21
21	化学繊維製造業の用に供する施設	50以上	1					1
		50未満						
21の2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	50以上						
		50未満		1				1
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	50以上						
		50未満		1				1
23	バルブ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	50以上	1	19				20
		50未満		51				51
23の2	印刷業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設	50以上						
		50未満	2	2				4
27	25,26号に掲げる以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上						1
		50未満						
32	合成染料等製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上		2				2
		50未満	1					1
47	医薬品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		2				2
49	農薬製造業の用に供する混合施設	50以上						
		50未満	1					1
51の3	衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	50以上					1	1
		50未満						
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	2	1			1	4
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	50以上	1	1		2		4
		50未満	4	3	5	2	2	16
59	砕石業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3	1	1		5
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	50以上						
		50未満	1		1			2
64の2	工業用水道施設の洗浄施設	50以上	1	1				2
		50未満						
65	酸、アルカリによる表面処理施設	50以上		3			1	4
		50未満	7	7	1		3	19
66	電気めっき施設	50以上	6	1			1	8
		50未満	20	1			2	23
66の2	旅館業の用に供する施設	50以上	1	1		1		3
		50未満	15	40	2	44	57	138
66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満					1	1
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業のちゅう房施設	50以上						
		50未満	1					1
66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満		1				1
67	洗濯業の用に供する施設	50以上					1	1
		50未満	4	7				11
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	50以上						
		50未満		2				2
71	自動式車両洗浄施設	50以上						
		50未満	19	24	1		4	48
71の2	科学技術の試験研究機関の施設	50以上	1					1
		50未満	2	3			1	6
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50以上						
		50未満	1	2				3
71の4	産業廃棄物処理施設	50以上						
		50未満		1				1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる洗浄施設	50以上						
		50未満	2	1				3
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる蒸留施設	50以上						
		50未満	1					1
72	し尿処理施設	50以上	6	17	1	5	9	38
		50未満		1				1
73	下水道終末処理施設	50以上	1	2	1	2	3	9
		50未満						
74	特定事業場から排出される水の処理施設	50以上	1	2				3
		50未満						
合計		50以上	27	57	2	10	15	111
		50未満	104	193	11	56	97	461

(注) 2以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種のみを計上した。
 上段：排水量 50m³/日以上の事業場数 下段：排水量 50m³/日未満の事業場数

表5 特定施設設置届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法関係）

H20.3.31 現在

施設種類	廃棄物焼却炉										合 計	
	2 t 以上 ～ 4 t 未満		200kg 以上 ～ 2 t 未満		100kg 以上 ～ 200kg 未満		50kg 以上 ～ 100kg 未満		50kg 未満、 0.5m ² 以上			
施設能力	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数
鯖江市	1	2	1	1	5	7					7	10
越前市	2	3	3	3	3	3	3	3			11	12
池田町	1	1									1	1
越前町					3	3					3	3
合 計	4	6	4	4	11	13	3	3			22	26

表6 特定工場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H20.3.31 現在

市町名	大気・水質特定工場	大気特定工場	水質特定工場	合 計
鯖江市	2	1	2	5
越前市	1	1	3	5
越前町	0	0	1	1
合計	3	2	6	11

表7 特定施設設置事業場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H20.3.31 現在

市町名	ばい煙に係る 特定施設	汚水に係る 特定施設	炭化水素類に係る 特定施設	合 計 事業場
鯖江市	13	1	1	14
越前市	11	1	3	15
南越前町	0	0	2	2
越前町	2	0	0	2
合計	26	2	6	33

イ 環境関連施設指導

環境関連施設に対する指導状況等は表8のとおりであり、計画的に立入検査および排ガス・排水の行政検査を行っており、改善が必要な事業場に対しては行政指導を行っています。

また、アスベスト吹付け材等が使用された建築物の解体等工事について、特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出受理時に作業基準が適正に遵守されるよう審査・指導を行うとともに立入検査を実施しています。

表8 環境関連施設指導状況等

平成19年度

項 目	立入事業場数	行政検査件数	行政指導件数		
				改善命令	
大気汚染防止法	ばい煙等発生施設	48	5	0	0
	特定粉じん（アスベスト） 排出等作業	22	1	0	0
水質汚濁防止法	特定施設	60	44	13	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設	40	2	3	0
	水質特定施設	4	0	0	0
合 計	196	52	16	0	0

ウ 環境把握

県では、環境基準等の定められた物質に係る環境汚染状況を把握するため、地下水の水質調査およびダイオキシン類の環境調査を行っており、センターでは、当該調査の地点選定および試料採取を行っています。

(7) 地下水の水質調査

県の「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、表9のとおり概況調査および汚染地区に係る定期モニタリング調査を行っています。

なお、平成19年度の概況調査の結果で新たな汚染は見つかりませんでした。

表9 地下水質調査概要

平成19年度

調査区分	市町名	地区名	汚染物質	調査地点数	調査区分	市町名	地区名	汚染物質	調査地点数
概況調査	鯖江市	神中町1丁目		1	定期モニタリング調査	鯖江市	豊地区	トリクロロエチレン	3<1>
	鯖江市	北野町2丁目		1			神明南部地区	トリクロロエチレン	4<2>
	鯖江市	戸口町		1			神明南部地区	ジス-1,2-ジクロロエチレン	4
	越前市	黒川町		1			水落地区	六価クロム	1<1>
	越前市	長尾町		1			水落地区	硝酸性窒素	2
	越前市	庄町		1			本町地区	テトラクロロエチレン	5<2>
	越前市	庄田町		1			横越地区	テトラクロロエチレン	2
	越前市	杉尾町		1			立待地区	トリクロロエチレン	12<2>
	池田町	水海		1			立待地区	1,1-ジクロロエチレン	12<1>
	南越前町	上野		1			上河内地区	トリクロロエチレン	2
	南越前町	南今庄		1			筋生田地区	トリクロロエチレン	2
	南越前町	大良		1			筋生田地区	ジス-1,2-ジクロロエチレン	2<1>
	越前町	宝泉寺		1			神中地区	トリクロロエチレン	1
	越前町	江波		1			越前市	吉野地区	トリクロロエチレン
	越前町	梅浦		1		北府地区		テトラクロロエチレン	4<1>
	越前町	大王丸		1		大虫地区		トリクロロエチレン	4
				王子保地区		トリクロロエチレン		7	
				王子保地区		ジス-1,2-ジクロロエチレン		7<2>	
				米口地区		トリクロロエチレン		2	
				塚町地区		砒素		3<2>	
				池田町		野尻	テトラクロロエチレン	1	
				越前町		小曾原1区	トリクロロエチレン	2	
						小曾原3区	トリクロロエチレン	2	

<>は、基準超過井戸数

(1) ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水および土壌の環境調査を行っています。平成19年度の調査結果は表10のとおりであり、大気、河川水質、地下水質および土壌について全て環境基準を下回っていました。

表10 ダイオキシン類環境調査結果

平成19年度

調査項目	調査地点		測定値	県平均値 (最小～最大)	環境基準	備考
大気 <pg-TEQ/m ³ >	一般地域	越前市平出	0.027	0.039 (0.027～0.057)	0.6	年4回の 平均値
	廃棄物焼却 施設周辺	越前市丸岡町	0.054	0.031 (0.019～0.054)		
河川水質 <pg-TEQ/L>	浅水川	天神橋	0.17	0.21 (0.031～1.7)	1	
地下水質 <pg-TEQ/L>	廃棄物最終 処分場周辺	越前町下糸生	0.013	0.015 (0.012～0.023)	1	
土壌 <pg-TEQ/g>	廃棄物焼却 施設周辺	鯖江市杉本町	0.094	0.46 (0.0018～2.0)	1000	
		鯖江市石田上町	0.030			

注) 1 pg(ピコグラム)とは、一兆分の一グラムのこと

2 TEQ(毒性等量)とは、ダイオキシン類としての毒性を評価するため、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、その他の化合物の毒性の強さを2,3,7,8-TCDDに換算し、それらの濃度を足し合わせたもの

(2) 環境異常時対応

ア 大気

大気に係る環境異常として、大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発生する光化学スモッグがあり、「福井県光化学スモッグ対応マニュアル」により緊急時の対策を定めています。

管内では、光化学スモッグ注意報(オキシダント測定値 0.12ppm 以上)等を発令した事例はありませんが、発令があった場合には、当センターから医療機関や福祉施設に対し、屋外での活動自粛や体に異常を感じた場合の医療機関での受診について連絡通報する体制をとっています。

イ 水質

平成19年度において発生した河川への油流出事故および魚へい死事故等の件数は表11のとおりです。水質異常時の対応として、国・県・市町の河川部局、環境部局等と警察機関および消防機関との連携を図り、水質異常の早期発見、早期対応に努めています。

表11 水質事故等件数

平成19年度

項目	油流出事故		魚へい死事故		その他		合計	
鯖江市	2	(1)	1	(0)	1	(1)	4	(2)
越前市	4	(3)	1	(1)	3	(3)	8	(7)
池田町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
南越前町	0	(0)	0	(0)	1	(1)	1	(1)
越前町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
合計	6	(4)	2	(1)	5	(5)	13	(10)

()は、事故原因が特定できた件数

(3) 苦情処理

近年の廃棄物や環境に対する関心の高さから廃棄物・環境保全に係る苦情が数多く寄せられており、関係市町と連携して対応しています。

苦情件数は表12のとおりであり、野外焼却や水質汚濁に関するものが多くなっています。

表12 苦情件数

平成19年度

項目	苦情内訳									合計
	廃棄物			環境保全						
	野外 焼却	不法 投棄	小計	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	小計	
鯖江市	7	1	8	3	2	0	0	2	7	15
越前市	4	2	6	2	10	0	0	2	14	20
池田町	1	1	2	0	0	0	0	0	0	2
南越前町	3	0	3	0	1	0	0	0	1	4
越前町	3	2	5	0	0	0	0	0	0	5
合計	18	6	24	5	13	0	0	4	22	46

2 廃棄物対策の推進

県では、平成18年3月に「福井県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物および産業廃棄物の減量化・リサイクルおよび適正処理の推進を図っています。また、廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めた指導要綱に基づき事業者への指導を行っています。

なお、廃棄物対策として所管している法令等は次のとおりであり、当該法令等に基づき、許可、届出の受理等の事務処理、立入検査および監視指導を実施しています。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB法」という。）
- ・化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）
- ・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）

参考)

福井県廃棄物処理計画の概要

1) 一般廃棄物の目標値の設定

- ・1人1日当たりごみ排出量を平成22年度で940g、同27年度で914gとする。

（平成15年度で973g）

- ・一般廃棄物のリサイクル率を平成22年度で25.7%、同27年度で30.9%とする。

（平成15年度で18.6%）

2) 産業廃棄物の目標値の設定

- ・産業廃棄物の発生量を平成22年度で322万4千トン、同27年度で322万トンとする。

（平成15年度で303万9千トン）

- ・産業廃棄物のリサイクル率を平成22年度で52.9%、同27年度で55.1%とする。

（平成15年度で49.8%）

- ・産業廃棄物の最終処分量を平成22年度で5万2千トン、同27年度で3万2千トンとする。

（平成15年度で8万トン）

(1) 一般廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

県では「福井県リサイクル製品認定要綱」を策定し、リサイクル製品認定制度を設け、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図っています。当センターでは認定制度に基づく施設の検査を実施しています。

参考)

・リサイクル製品認定制度の概要

県内で製造されたリサイクル製品で、規格等について一定の基準を満たすものを「リサイクル認定品」として認定する。

リサイクル製品認定（品目）件数：13件（H20.3.31現在）

(2) 産業廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

当センターでは、廃掃法等の定めるところにより、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上である者および特別管理廃棄物の発生量が50トン以上であるもの）に対し産業廃棄物の減量化、処分に関する計画の提出およびその実施状況について報告を求めています。

イ 適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄、野焼きおよび不適正処理の未然防止と早期発見に努め、より快適で住みやすい環境づくりを図るため「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」を策定し、不法投棄等の情報収集体制や連絡体制を定めています。

当センターにおいても、県関係機関、警察署および市町等による「丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」を平成6年に設置し、廃棄物の不法投棄や野焼き等の未然防止に努めています。

主な活動

- ・6月の「環境月間」、12月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心とした意識啓発
- ・県関係機関、警察署および市町等との連携確保
- ・不法投棄等連絡員や不法投棄110番などによる迅速な情報収集
- ・重点監視場所の設定と継続監視
- ・夜間および休日パトロール（夜間：12回 休日：48回）
- ・県警ヘリを利用したスカイパトロール

また、当センターは、廃掃法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、同法に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業および産業廃棄物処理施設設置の許可申請（県知事の許可）の窓口となっており、産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施するなど、産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な指導を行っています。

なお、一般廃棄物処理施設についても県知事許可であるため、許可申請の受付を行っています。平成19年度末におけるそれぞれの許可件数は、表1～表3のとおりです。

(3) その他の廃棄物対策業務

ア PCB法

PCBを含有しているコンデンサー、変圧器等を保管または使用している事業者からの届出の受理および当該情報の公開を行っています。

・平成19年度末現在届出施設数：139施設

なお、これらのPCBを含有している廃棄物は、北海道の処理施設において平成20年11月からその処理が開始されます。

イ 化製場法

家きん畜舎および化製場の設置について許可および届出の受理を行っています。

平成19年度末における化製場等の施設数は、表4のとおりです。

ウ 自動車リサイクル法

使用済み自動車の引き取り、フロン類の回収、自動車解体および破砕を行う事業者の登録および許可を行っています。

平成19年度末における登録・許可事業者数は、表5のとおりです。

表1 一般廃棄物処理施設数

H20.3.31現在

施設種別	平成19年度						18年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
し尿処理施設	1	1				2	3
ごみ処理施設	2	3				5	4
粗大ごみ処理施設	1	1				2	2
最終処分場		1			2	3	3
合計	4	6	0	0	2	12	12

表2 産業廃棄物処理施設数

H20.3.31現在

施設種別	平成19年度						18年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
汚泥の脱水施設		1				1	1
汚泥の焼却施設	1	1				2	2
中和施設					1	1	1
油水分離施設						0	0
廃油の焼却施設		2				2	2
木くず等の破砕施設	3	8			4	15	14
廃プラの破砕施設		3				3	3
廃プラの焼却施設	2	2	1			5	5
シアンの分解施設						0	0
その他の焼却施設		1	1			2	2
合計	6	18	2	0	5	31	30

表3 産業廃棄物処理業者数

H20.3.31 現在

業種種別	平成19年度							18年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管外	合計	
産廃処分業	16	22			5		43	43
特管産廃処分業	2	3					5	5
産廃収集運搬業	41	71	2	2	16	60	192	176
特管産廃収集運搬業	5	5				33	43	44
合計	64	101	2	2	21	93	283	268

表4 化製場等施設数

H20.3.31 現在

施設種別	平成19年度				18年度末
	鯖江市	越前市	越前町	合計	
家きん畜舎	7	9	1	17	15
化製場準用施設		1		1	1
合計	7	10	1	18	16

表5 自動車リサイクル法登録・許可事業者数

H20.3.31 現在

業種種別	平成19年度						18年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
引取業	55	85	3	5	17	165	172
フロン類回収業	14	27	3		4	48	58
解体業	2	3			1	6	6
破碎業	1	2			1	4	4
合計	72	117	6	5	23	223	240

3 快適な生活環境の実現

(1) 動物管理行政

ア 犬の危害防止対策

狂犬病予防法ならびに福井県犬の危害防止条例に基づく犬の捕獲および飼い犬の適正飼育についての指導状況は表1のとおりです。犬猫に関する苦情等の状況は表2のとおりです。捕獲頭数、苦情件数とも減少していますが、今後も飼い主のモラル向上を図る効果的な対策を図っていきます。

表1 犬等に関する捕獲等の状況

H20.3.31 現在

区分 年度	捕獲頭数	犬の引取数 (猫の引取数)	返還頭数	犬の一般 譲渡頭数	咬傷件数
17年度	174	57 (253)	17	13	12
18年度	113	105 (234)	20	38	6
19年度	62	72 (226)	17	8	4

表2 犬猫に関する苦情等の状況

H20.3.31 現在

区分 年度	捕獲 依頼	放し飼い 取締依頼	汚物・悪 臭の苦情	鳴き声 の苦情	財産の 侵害	咬傷	その他	合計
17年度	80	30	5	11	0	8	0	134
18年度	77	20	8	12	2	6	0	125
19年度	73	36	9	10	2	3	1	134

イ 動物愛護思想の普及

犬や猫をペットとして飼う家庭が増加し、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の管理方法や愛護思想の普及がますます重要となっています。犬猫に関する相談等の状況は表3、動物取扱業施設数は表4のとおりです。相談で多くを占めているのが引取依頼とペットの逸走・預かり情報であることから、飼い主に対する適正な繁殖制限の指導と鑑札によりペットの飼主がわかる措置の指導をしています。平成18年度から動物取扱業が登録制となり、30施設が登録を受けています。

表3 犬猫に関する相談等の状況

H20.3.31 現在

区分 年度	引取依頼	負傷・死亡 動物の収容	逸走動物の 問い合わせ	預かり動物 の照会	犬猫の譲 渡希望	その他	合計
17年度	121	3	74	36	15	1	250
18年度	133	7	61	18	17	5	241
19年度	139	5	76	31	8	0	259

表4 動物取扱業者数

H20.3.31 現在

区分 年度	動物取扱 業施設数	動物取扱業の内訳					特定動物 飼養許可
		販売	保管	展示	貸出	訓練	
17年度	23	19	10	1	0	0	—
18年度	33	24	19	3	1	1	2
19年度	30	21	15	1	1	1	2

VI 地域活動の支援

1 地域支援業務

(1) 地域保健福祉環境衛生関係職員等研修事業

多様化する住民ニーズや価値観、ライフスタイルの中で、保健・福祉・環境衛生という住民に密着した身近な課題について、きめ細かく総合的なサービス提供していくためには、地域保健・医療福祉・環境衛生を担うマンパワーの養成が重要です。

そのために、二次医療圏（丹南健康福祉センター管轄）ごとに研修を企画・実施し、地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、保健・福祉・環境衛生関係職員の資質向上を図ることを目的に開催しました。

ア 企画検討委員会

研修に関して、実施計画の策定や評価についての検討を行うために、研修企画検討委員会を設置し、会議を開催しました。

表1 企画検討委員会

	日時	検討内容
企画検討委員会	平成19年 9月6日	平成18年度研修実施報告 平成19年度研修計画策定について

表2 研修企画検討委員

分野	職名
市町 環境衛生分野	職員
市町 保健分野	職員
市町 福祉分野	職員
丹南健康福祉センター	医幹・職員
委員数	9名

イ 一般研修

保健・福祉・環境の基礎および専門的知識の習得を目的として、研修を開催しました。研修の実施状況は以下のとおりです。

表3 一般研修内容

開催日・場所	内容	講師	参加人数
平成20年3月18日 丹南健康福祉センター (鯖江庁舎)	『相談窓口におけるコミュニケーション能力を高めよう』 講演「対人コミュニケーションにおいて大切なもの －非言語行動の役割－」	仁愛大学 人間学部心理学科 准教授 大森 滋子 氏	県関係 9名 市町 7名 合計 16名

ウ 実践研修

企画力・調整力の向上を図ることを目的として、実践的な研修を企画しました。研修の実施状況は以下のとおりです。

表4 実践研修内容

開催日・場 所	内 容	講 師	参加人数
平成20年2月28日 丹南健康福祉センター (鯖江市庁舎)	『新型インフルエンザ等 対策研修会』 <第1部> 講 演 「新型インフルエンザについて」 <第2部> ①講義「感染症対策の 役割と構え」 ②意見交換	<第1部> 丹南健康福祉センター 医幹 南 陸男 <第2部> 丹南健康福祉センター 健康増進課 小川 廣幸 武生福祉保健部 健康増進課 小西 輝美	県関係 15名 市 町 6名 <u>合計 21名</u>
平成20年3月19日 越前市健康福祉センター	『在宅医療連携推進研修会』 ①基調講演 「地域で考える在宅医療の 連携について」 ②パネルディスカッション	① 池端病院 院長 池端 幸彦 氏 ② <u>進行・助言者</u> 池端病院 院長 池端 幸彦 氏 <u>パネラー</u> 林病院 鈴木 優子 氏 織田病院 高木 祐子 氏 居宅介護支援事業所 訪問看護ステーションさばえ 丹尾 由紀子 氏 越前市地域包括支援センター 向瀬 隆男 氏 斉藤医院 院長 斎藤 隆治 氏	県関係 16名 市 町 7名 その他 32名 <u>合計 55名</u>

(2) 医師臨床研修・学生指導

表1 医師臨床研修

平成19年度

病院名	研修期間	人数	病院名	研修期間	人数
済生会病院	7/2～7/6	1	福井赤十字病院	11/5～11/9	1
	9/3～9/7	1		12/10～12/14	1
	10/1～10/5	1		12/25～12/28	1
福井赤十字病院	4/23～4/27	1		2/4～2/8	1
	7/2～7/6	1	織田病院	8/27～8/31	1
	8/27～8/31	1		11/5～11/9	1
	9/25～9/28	1		2/4～2/8	1

表2 医療・看護・福祉・管理栄養士等学生実習

学校名	平成19年度実績		
	実習期間	実習場所	人数
福井大学医学部 医学科	5/25～7/6 (週1回 計7回)	鯖江 武生	6
福井県立大学看護福祉学部 看護学科	4年生 5/7～5/10	鯖江 武生	6
	3年生 10/1～10/5	鯖江 武生	6
福井大学医学部 看護学科	4年生 6/18～6/22	鯖江 武生	4
	3年生 9/25～9/28	鯖江 武生	4
	3年生 11/19～11/22	鯖江 武生	4
	3年生 12/3～12/7	鯖江 武生	4
福井県立看護専門学校	3年生 7/31～8/2	武生 鯖江	5
福井医療技術専門学校 看護学科	3年生 9/3～9/7	鯖江 武生	8
福井市医師会 看護専門学校	2年生 3/11	鯖江	10
看護協会訪問看護師 養成実習	8/28～8/30	鯖江 武生	7
兵庫大学 健康科学部栄養マネジメント学科	9/3～9/7	鯖江 武生	1
仁愛女子短期大学 生活科学学科食物栄養専攻	9/3～9/7	鯖江 武生	3

(3) 児童生徒の喫煙防止対策推進事業

ア 目的

未成年者の喫煙対策は、極めて重要な問題であり、児童生徒が喫煙しない環境づくりと児童生徒の健康意識の向上にむけて関係機関が連携し、丹南地域における児童生徒の喫煙防止対策を推進することを目的とします。(図1、2)

そこで、地域および学校(教育委員会含む)等の関係機関で構成する「丹南たばこ対策推進協議会」を平成15年度に設置し、児童生徒の喫煙防止に向けて強力な実践活動を展開するため「丹南地域っ子たばこ無煙行動計画」(図3)を策定し推進しています。

図1 本事業の推進体系

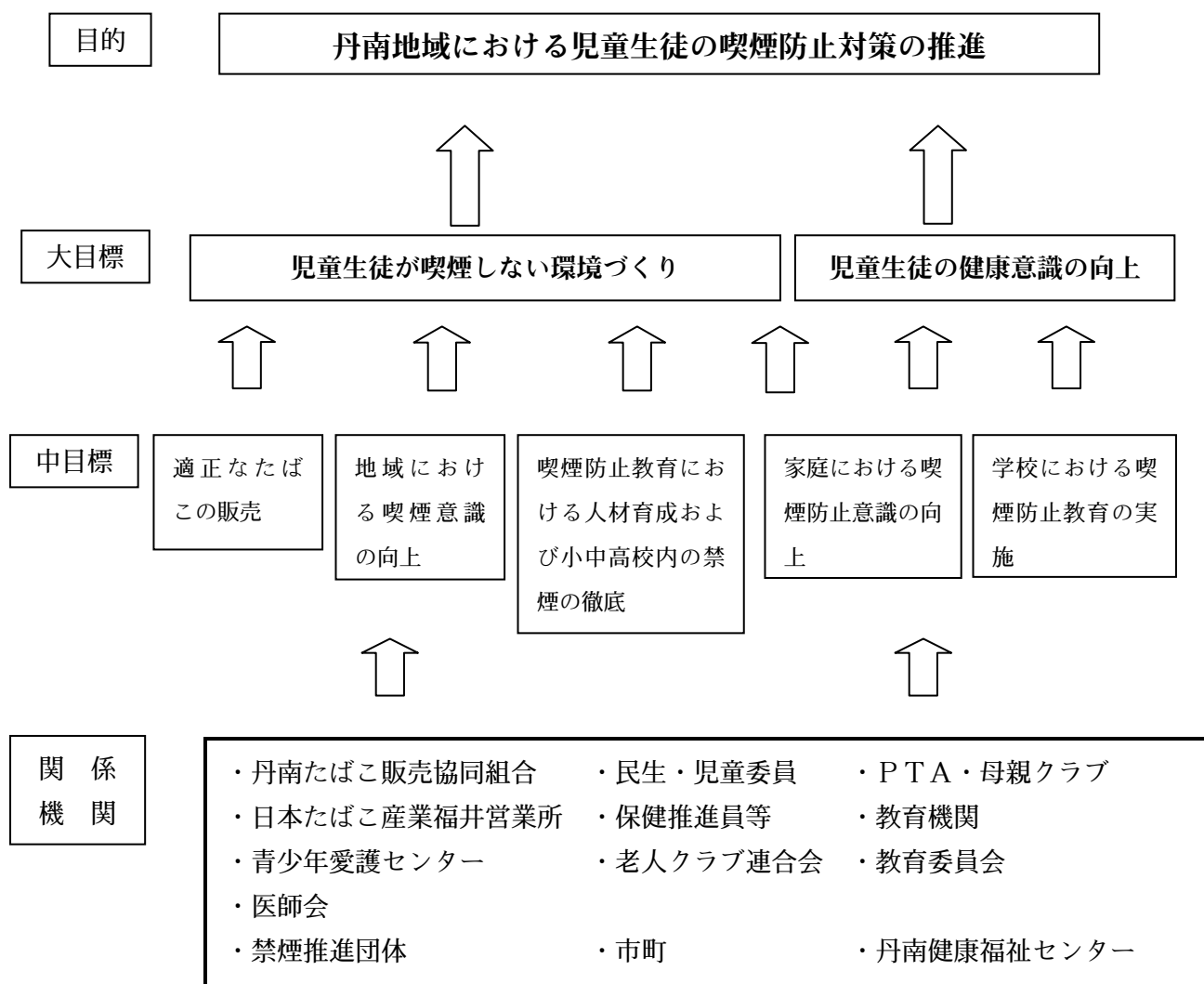
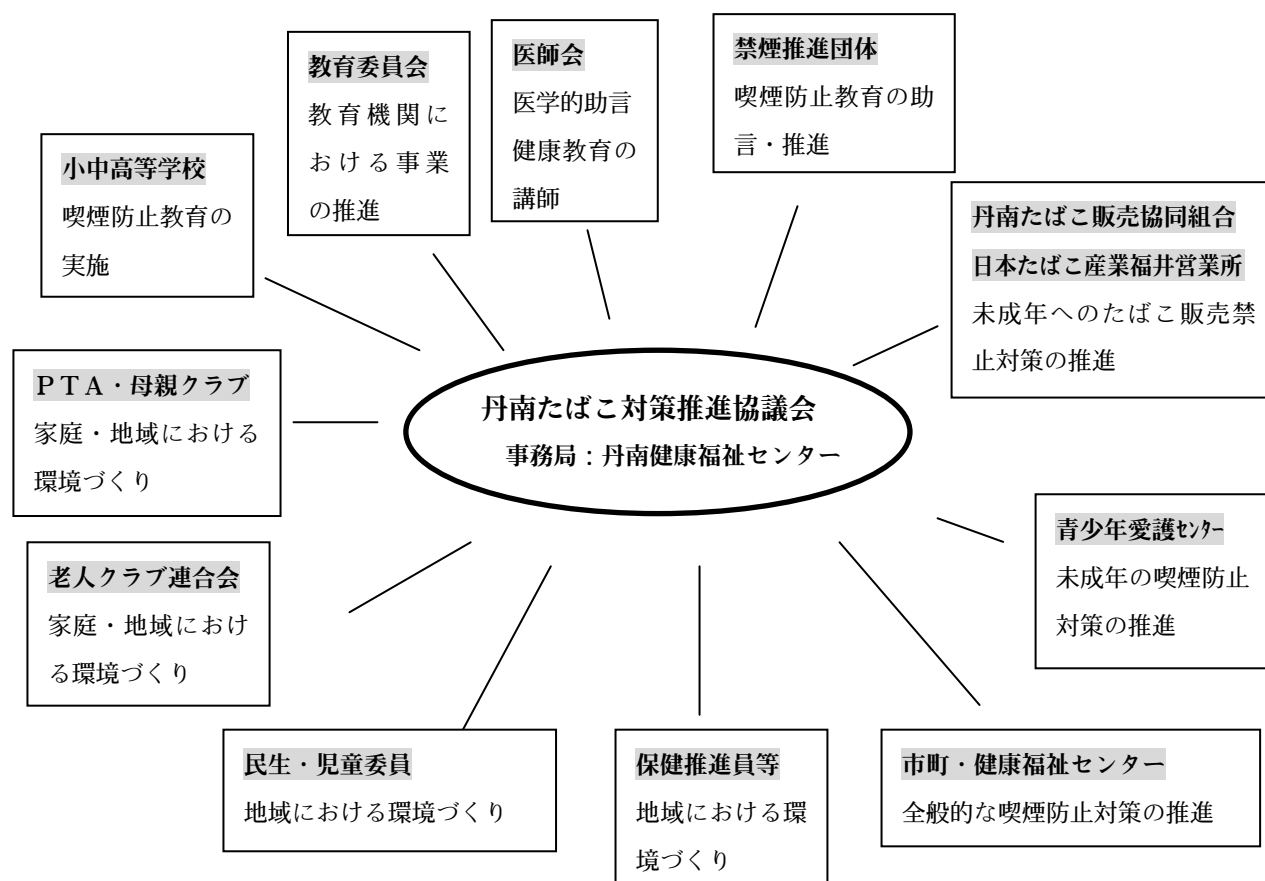


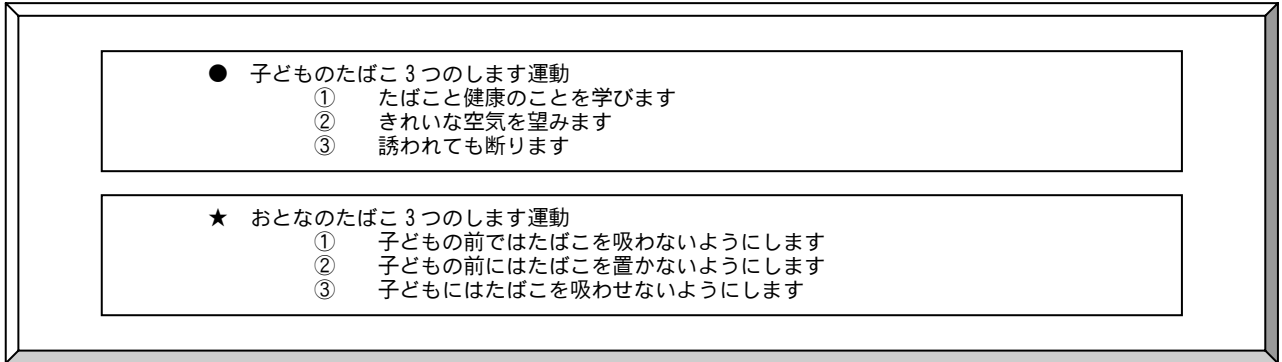
図2 協議会における各機関の連携図



イ 内容

- ① 児童生徒の喫煙防止教室への支援
学校と連携し、児童生徒を対象に喫煙防止についての講演および実験等を実施
- ② 世界禁煙デー・禁煙週間の取り組み
街頭キャンペーンで禁煙週間の普及物を配布し、喫煙防止について啓発
食品衛生講習会で関係者に資料を配布し、受動喫煙防止について啓発
- ③ 事業所に訪問し、禁煙対策を要請
- ④ 市の禁煙教室（成人）、禁煙講演会への支援
- ⑤ たばこ関係健康教育教材等の貸出

図3 丹南地域っ子たばこ無煙行動計画



家 庭	地 域	学 校	行 政
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもとのコミュニケーションの中でたばこについて話合います。 ●たばこの子どもに及ぼす影響について関心を持ち、家族で知識を深めます。 ●たばこに関する授業参観や研修会等に積極的に参加します。 ●子どもを同伴している時、飲食店等では禁煙席の利用に心がけます。 ●健康に及ぼす害について判断できる能力を育てるように子どもに関わります。 <p>★家庭内の禁煙・分煙を徹底するために家族で話し合います。</p> <p>★妊婦や乳幼児のいる家庭では禁煙に努めます。</p> <p>★子どもにたばこを買いに行かせないように努めます。</p> <p>★たばこの管理を徹底し、子どもがたばこに触れないように努めます。</p> <p>★玄関先、車等に禁煙マークを貼るなど禁煙表示に努めます。</p> <p>◎学校と連携し、PTAの会合等でたばこに関する学習会の開催に努めます。</p> <p>◎学校行事の中で、保護者と子どもがいっしょに学習する場を持ち、その後家庭で子どもとの対話する時間を持ちます。</p> <p>◎家庭内で禁煙・分煙について話し合い、行政の行う健康づくりに参加します。</p> <p>◎地域の健康づくり等の各種団体の活動に協力し、家庭の健康づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもに気軽に声かけができるように、地域で子どもとのコミュニケーションに努めます。 ●老人会、保健推進員(愛育会)、民生委員、青少年愛護センター補導員等地域の中で活動している団体が協力して、子ども達の見守り等を強化します。 <p>★住民が集まる場には喫煙コーナーの設置に努めます。</p> <p>★子どもも参加する地域の行事では、禁煙に努めます。</p> <p>★歩行中の喫煙防止など、喫煙のマナー向上に努めます。</p> <p>★深夜11時から早朝5時まで野外設置の自動販売機の販売規制の徹底に努めます。</p> <p>★屋外の自動販売機の設置について、店から見やすい場所に設置するよう努めます。</p> <p>★たばこに関する研修会に参加し、知識を深めます。</p> <p>★地域内にたばこに関する啓発ポスターを掲示し、地域ぐるみの意識の高揚に努めます。</p> <p>★各団体の声かけ活動にたばこに関する取り組みも取り上げ、住民の意識を高めます。</p> <p>◎行政と連携し、各団体においてたばこに関する研修会を開催します。</p> <p>◎地域内の各種団体と協力して、地域での健康づくりを推進します。</p> <p>◎区長会や各種団体において、地区行事での分煙・禁煙の実施方法について検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒に対しあらゆる機会をとどめて喫煙防止教育の強化に努めます。 ●保育所、幼稚園からの一貫した健康教育の推進のため、園児に絵本や紙芝居等でたばこの教育に努めます。 ●生徒会および保健委員会の活動の中に、たばこをテーマとした活動を取り入れ、学校内で発表する機会を設けます。 ●授業参観等でたばこの健康教育を取り上げ、保護者を含めた喫煙防止教育の推進に努めます。 ●たばこを誘われても断る能力を高めるために、喫煙防止教育の中にライフスキル教育の推進を図ります。 ●たばこに関する図書、教材の充実を努めます。 <p>★学校敷地内禁煙(校長会 H16.4からの申し合わせ事項)に努めます。</p> <p>★ポスター等により、保護者等外来者に敷地内禁煙を周知します。</p> <p>★学校を利用する行事に保護者等学校区住民が参加する場合は禁煙を推進します。</p> <p>★教員を対象としたたばこに関する研修会を開催し、知識を習得します。</p> <p>★教員を対象としたライフスキル教育についての研修会を実施します。</p> <p>◎学校保健委員会へ市町村保健担当部局の連携を強化します。</p> <p>◎学校医(医師会)や学校歯科医、学校薬剤師、専門機関等連携し、ゲストティーチャーを活用した喫煙防止教育を推進します。</p> <p>◎PTAと連携し、保護者に対し、たばこに関する研修会を開催します。</p> <p>◎児童生徒に実施する喫煙防止教育について保護者との情報の共有を図ります。</p> <p style="text-align: center;">(学校:幼稚園、保育所含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●小中高校生への禁煙ポスター、メッセージ、標語等の募集等による普及啓発に努めます。 ●妊婦教室、乳幼児健診時にたばこについて指導を行います。 ●禁煙グループと連携して、保育所、幼稚園に絵本、紙芝居等を貸し出し、幼児期からの教育を支援します。 <p>★児童館、図書館など子どもが集まる場所は施設内禁煙に努めます。</p> <p>★管内市町村公共施設の管理者等に対し、受動喫煙防止への研修会を開催します。</p> <p>★喫煙が健康に及ぼす影響や効率的・効果的な分煙の方法および禁煙支援についてパンフレットや広報誌等により普及啓発します。</p> <p>★住民に対し、たばこに関する健康教育の実施および禁煙希望者に対する個別禁煙教室を実施します。</p> <p>★たばこのポイ捨て、歩きたばこの危険性について住民への啓発ポスター、ちらし等を配布し、喫煙マナーの向上に努めます。</p> <p>★行政が主催の屋内外のイベント等では、禁煙に努めます。</p> <p>★たばこ販売業者等(コンビニエンス7合む)に対する未成年者喫煙禁止法の遵守の啓発ポスター、ちらしの配布を行います。</p> <p>★地域や学校等と連携し街頭補導活動を強化します。</p> <p>◎医師会や専門機関との連携を持って、家庭、地域、学校の各機関が実施するたばこの研修会等を支援します。</p> <p>◎講師や教材のリストおよび禁煙相談できる医療機関のリスト等研修会および喫煙防止教育に関するデータの収集に努めます。</p>
<p>そ の 他</p> <p>◎丹南たばこ対策推進協議会の開催等各機関のネットワークづくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関の行動計画の進捗状況確認のため、協議会は年1回程度開催するとともに、地域ぐるみの喫煙防止対策を推進します。 ・継続したワーキング委員会を開催し、家庭、地域、学校、行政の各機関の行動計画に沿った具体的な実践方法を検討し支援します。また、小学校低学年からの喫煙防止教育内容の検討や、小中高校生の各段階で実施する具体的な喫煙防止教育内容に関するハンドブックの作成等について検討します。 ・たばこに関する実態調査を定期的に継続して実施します。 			
<p>* 家庭、地域、学校、行政、その他の行動計画の内容として、●は「子どもの3つのしませず運動」に、★は「おとなの3つのしませず運動」に、◎は他機関との連携に対応した内容。</p>			

(4) 介護保険施設等実地指導

介護保険法および老人福祉法に基づきサービスの質の確保および保険給付の適正化を図るため、介護保険施設等に実地指導を実施しています。

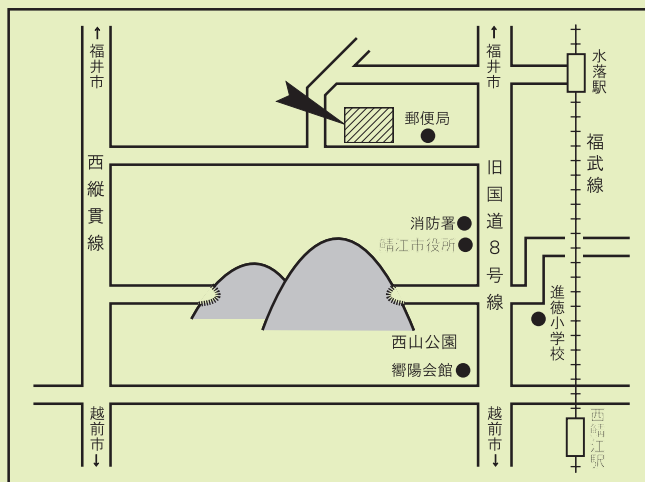
平成 19 年度

事業所種別		事業所数 平20年3月末	指導数			
			実地指導	集団指導 (県長寿福祉課)	計	
介護サービス	在宅	①訪問介護	31	15	19	34
		②訪問入浴介護	4	3	3	6
		③訪問看護	13	3	10	13
		④通所介護	38	19	30	49
		⑤通所リハビリテーション	13	6	6	12
		⑥短期入所生活介護	13	8	5	13
		⑦短期入所療養介護	16	5		5
		⑧特定施設入所者生活介護	7	3	5	8
		⑨福祉用具貸与	10	2	6	8
		⑩福祉用具販売	6		5	5
		⑪居宅介護支援	65	27	37	64
	施設	⑫介護老人福祉施設	13	8	7	15
		⑬介護老人保健施設	8	3	7	10
		⑭介護療養型医療施設	9	3	8	11
介護予防サービス	在宅	①予防訪問介護	30	15	18	33
		②予防訪問入浴介護	5	3	3	6
		③予防訪問看護	13	3	10	13
		④予防通所介護	38	18	31	49
		⑤予防通所リハビリテーション	13	6	6	12
		⑥予防短期入所生活介護	13	9	5	14
		⑦予防短期入所療養介護	15	5		5
		⑧予防特定施設入所者生活介護	4	1	4	5
		⑨予防福祉用具貸与	8	2	6	8
		⑩予防福祉用具販売	6		5	5
老人福祉施設	①養護老人ホーム	4	3		3	
	②軽費老人ホーム	4	1		1	
計		399	171	236	407	

注) 19年度の訪問看護および予防訪問看護には、実地指導の対象となっている訪問看護ステーションのみを記載
 集団指導の指導数には、実地指導を行った事業所の一部も含まれている

案内図

【丹南健康福祉センター】



住 所：鯖江市水落町1丁目2-25

電 話：0778-51-0034

FAX：0778-51-7804

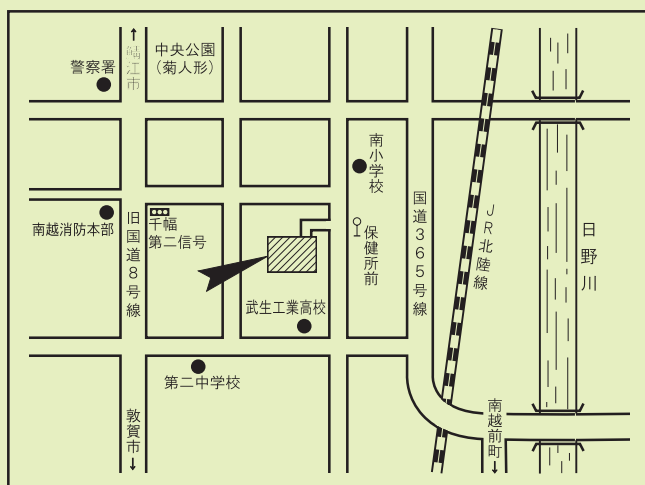
乗り物：福鉄電車（福武線）

水落駅下車 徒歩5分

※福祉課（丹生）は、鯖江庁舎へ移転しました。

（平成20年4月1日～）

【丹南健康福祉センター武生福祉保健部】



住 所：越前市文京2丁目13-39

電 話：0778-22-4135

FAX：0778-22-5660

乗り物：市内バス暇線

（武生新発 暇町・今宿行）

保健所前下車 徒歩3分

平成20年10月 発行

丹南の健康福祉



健康長寿な福井です。

編集・発行 福井県丹南健康福祉センター